

第七十八回
参議院建設委員会會議録第二号

昭和五十一年十月十九日(火曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

十月十二日
辞任 遠藤 要君
補欠選任 川野辺 静君

十月十三日
辞任 川野辺 静君
補欠選任 遠藤 要君

十月十四日
辞任 矢原 秀男君
補欠選任 鈴木 一弘君

十月十五日
辞任 鈴木 一弘君
補欠選任 矢原 秀男君

十月十六日
辞任 中村 波男君
補欠選任 前川 旦君

十月十八日
辞任 前川 旦君
補欠選任 中村 波男君

出席者は左のとおり。

委員長 竹田 四郎君
理事 坂野 重信君
委員 沢田 政治君
遠藤 要君
上條 勝久君
堀内 俊夫君
望月 邦夫君

説明員

事務局長 常任委員会専門員
行政管理局行政管理局管理官
科学技術庁長官官房参事官
佐伯 宗治君

政府委員

国土庁長官官房長 河野 正三君
国土庁長官官房審議官 紀埜 孝典君
国土庁計画・調整局長 下河辺 淳君
国土庁土地局長 松本 作衛君
国土庁水資源局長 飯塚 敏夫君
建設政務次官 堀山 静六君
建設大臣官房長 栗屋 敏信君
建設省計画局長 大富 宏君
建設省都市局長 中村 清君
建設省河川局長 榎野 康行君
建設省道路局長 浅井新一郎君
建設省住宅局長 山岡 一男君
建設省住宅局参事官 救仁郷 育君
消防庁長官 林 忠雄君

参考人

建設省国土地理院地勢調査部長 原田 健久君
建設省国土地理院地勢調査課長 佐藤 裕君
地震予知連絡会会長 萩原 尊礼君
日本道路公団総裁 前田 光嘉君
日本道路公団理事 吉田 喜市君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(派遣委員の報告)

(地震予知及び地震対策に関する件)
(長良川の災害対策に関する件)
(河川事業及び河川管理に関する件)
(内水排除及びゼロメートル地帯対策に関する件)

(建設行政の基本姿勢に関する件)
(信濃川の廃川敷の処分に関する件)
(国土総合開発計画と防災対策に関する件)
(宅地開発と中小河川対策に関する件)

○建築基準法の一部を改正する法律案(第七十二回国会内閣提出、第七十七回国会衆議院送付)(継続案件)
○委員長(竹田四郎君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
建設事業並びに建設諸計画に関する調査のため、本日、参考人として地震予知連絡会会長萩原

尊礼君、日本道路公団総裁前田光嘉君及び同公団理事吉田喜市君の出席を求めることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹田四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(竹田四郎君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、まず先般当委員会が行いました台風第十七号による長良川などの被災状況及び河川事業等の実情調査につきまして、派遣委員から報告を聴取いたします。坂野君。

十月十二日から十三日までの二日間、竹田委員長、中村委員、矢原委員、春日委員、三治委員及び私坂野は、台風十七号による豪雨災害からちょうど一カ月を経過した長良川・揖斐河川の被災状況等をつぶさに見て、これからの河川行政の審査に資するため調査してまいりました。以下その調査の概要につき御報告いたします。

まず、岐阜県下に異常な豪雨をもたらした気象状況であります。九州南西海上に発生した台風十七号は日本列島に上陸する以前、九月八日から九州南海上に数日間停滞し、各地に厚い雨雲をもたらすとともに、日本海西部から九州にまで延びていた寒冷前線を刺激し各地に驚異的な雨を降らせたのであります。九月八日から十二日までの五日間、ほとんど間断なく降り続いた雨は、岐阜県下において猛威の限りを尽くしたのであります。県内いたるところで一時間当たりの雨量が七十から八十ミリにも達し、特に長良川水系では連続降雨量千ミリを超える歴史的な記録となったのであります。長良川忠節地点より上流の流域平均においても総雨量八百五十五ミリに達しているのでは

ります。ちなみに、昭和三十四年九月の伊勢湾台風当時の同地点での雨量は二百七十三ミリ、昭和三十六年六月の梅雨前線豪雨の雨量は五百八十八ミリでありました。

このため県内の河川、道路を中心にして随所でははんらんやけつれ、交通遮断などの災害の発生が相次いだのであります。その被害状況は、九月三十日午後三時現在、死者、行方不明七名、家屋の全半壊及び床上浸水等被災世帯七万六千二百二十五世帯、被災人員は実に二十八万六千四百四十四人に達したのであります。これは県全体の人口の一五％に当たる大変な数でありまして、その被害総額は約千四百二十億に達する未曾有の被害となつたのであります。このうち住家等の個人財産の被害が約三百二十億と被害全体の三分の一を占めているのが今次災害の大きな特色であります。県においては、九日夜半いち早く災害対策本部を設置し、岐阜市を初めとして四市十二町一村に災害救助法を適用し、県当局、地元水防団、消防団、県警機動隊及び自衛隊が一丸となり、夜を徹して被災住民の救出保護と救援物資の輸送等応急対策に万全を期しておりましたが、九日の未明から警戒水位の二メートルを超えていた長良川では、岐阜市忠節地点において最高水位五・五メートルにも達し、警戒水位を超えていた継続時間も七十八時間に及び、伊勢湾台風時の十二時間をはるかにしのぐ流量や水位を記録したのであります。

その中で、関係者の懸命な補強活動にもかかわらず、九月十二日午前十時二十八分、ついに安八郡安八町大森地内の右岸堤防が五十メートルにわたり一瞬のうちに破れ、毎秒二千トンの濁流が同町一帯へ流れ込むという大惨事を招いたのであります。堤内に流入した水量は約四千数百万トンに達し、安八町と墨俣町のはほぼ全域にわたって最大水深四メートル余りという湛水状況を生じたのであります。この破堤現場は東海道新幹線橋梁下流約三百メートルのところであり、破堤時には長さ約五十メートルであったのが、最大八十メートルの破堤に達し、森部輪中内約四平方キロメートル

の湛水に続き、北側は旧国道二十一号線から犀川の右岸堤まで、南側は安八町と輪之内町の境界、東側は長良川堤防、西側は牧輪中堤にまで湛水し、その被害状況は床上浸水三千六百四十三戸、床下浸水四百六十六戸にも達したのであります。

その復旧対策としては、早速現地に対策本部を設置し、破堤箇所の調査を初めとして早速復旧作業に取りかかりました。応急仮締め切り工事として、破堤箇所を盛り土高八・五メートルで締め切り、前面にコンクリートブロックを据えつけました。さらにこの応急仮締め切り工に並行して、仮本堤として鋼矢板による二重締め切りを行い、九月二十六日に完成したのであります。さらに本堤防についてもすでに入札を終え、今月中にも着工の予定であることでもあります。一方、湛水の排水についても既存の排水樋門四門よりの自然排水、破堤口よりの自然排水の促進、既存排水機場のポンプによる強制排水、移動式ポンプによる強制排水等総力を挙げることに、九月十七日にはほぼ湛水状況から脱することができたのであります。

今度の決壊箇所の復旧については、原形復旧はもとより、激甚災害対策特別緊急事業を適用して補強工事を施し、二度とこの悲劇を繰り返さないことが肝要であります。さらに原因調査についても建設省の土木研究所を中心にしてその究明が進められているとのことであり、その成果がこれからの治水対策に生かされることを切望いたします。

次に、視察しました主な被災地の状況と今後の対策について順次報告します。

岐阜県庁での概況説明聴取を終え、長良川の支流である伊自良川の石谷破堤現場に参りました。この伊自良川は堤防が軟弱なところが多く、破堤一ヶ所と堤防ののり崩れが随所に見られました。これらについては緊急復旧を急ぐとともに、一連の区間については激特事業の採択が強く要望されました。次に、高富町のしりり川破堤及び斧田洞の砂防

現場を視察しました。当町では千六百七十七ミリの集中豪雨により、町道及び河川の決壊、山林の崩壊、耕地の埋没流失等甚大な被害をこうむっており、被害総額は十月八日現在約四十八億円とのことでありました。これは被害を受けた各町村とも共通なことでありますが、ただでさえ逼迫している地方財政の中で今回の災害復旧費は相当な額に上るものと思われ、県、国による手厚い財政援助の措置が望まれるところでもあります。斧田洞では、十二キロメートルの砂防河川のうち八キロにわたり大量の土砂の堆積が見られました。河底の土砂の排除はもちろんのこと、秋の取り入れ期を控え、橋の架設を急いでほしいとのことでもあります。また、五十一年度から緊急砂防事業として着手の砂防ダムも早期完成が望まれるところでもあります。同町柏野の東川の災害関連現場では、土地改良により従来あった遊水地がなくなり、水が一時に流れて災害を引き起こしたとの説明がありました。土地改良を含めた土地利用計画と河川改修の適確な整合性が強く望まれると痛感いたしました。

岐阜市においては末洞川及び武儀川の護岸決壊現場、長良川の世保、芥見の護岸災害現場を調査し、生々しい災害現場に触れて今回の洪水のすさまじさがますますわがれまわりました。これらの現場については五十一年度中に復旧を完了する予定であるとのことでもあります。

翌日は、まず穂積町に参りました。当町は長良川と揖斐川にはさまれた狭い低地であり、本巣郡全域の雨水が天王川、糸貫川、中川、新堀川、犀川に集まり、それが当町に流入し、全域にわたって溢水、湛水するという多大な被害をこうむったのであります。罹災者は町内の七〇％余に当たる一万四千六百六十人にも及び、商工業生産物は言うに及ばず、農畜産物についてもちやうど水稲の出穂期に当たっていましたので冠水による被害は甚大なものであります。頼みの排水機は糸貫、天王両川において計画台数七台のうち三台しか完成しておらず、犀川排水機の増設の早期着工、犀

川水系中小河川の河道の改修、築堤の増強、排水機の管理運転技術者の適正配置等の強い要望が出されました。

次いで、安八町大森の破堤現場に参りました。決壊した箇所は長良川の流が緩く右へカーブしている盛り土堤で、流れが最も強く当たる最深部から崩れたとのことでもあります。地元からは危険箇所の早期完全補強、長良川本堤のコンクリート護岸、漏水、通称ガマについての調査研究、それに対する対策の確立等が強く要望されました。なお、県道一の宮―大垣線に架橋されている羽島、大垣両大橋について、救済の一部として無料期間を延期してもらいたい旨の要望もありました。

杭瀬川、牧田川等の河川改修状況、根古地ののり崩れ現場の状況を視察し、次いで揖斐・長良両川を下り、水資源開発公社が建設を予定している河口ぎきの建設現場に参りました。途中、海洋町、平田町においては六万三千俵もの土俵で、町じゅう全員の協力による水防活動により堤防を死守し破堤を免れたとのことでもあります。長期にわたる洪水のために堤防はほとんどろみ、さらに水位が高ければ数十ヶ所にわたり破堤したであろうとのことには愕然とさせられ、堤防強化の必要性が痛感させられたのであります。

長良川河口ぎき建設事業は昭和四十八年に事業実施計画が認可されましたが、同年に事業差しとめ請求訴訟が提起され、その後漏水対策工事、プランケット工等を実施し、しゅんせつその他の本来工事中止しております。今回の類を見ない異常な出水による災害にかんがみましても、関係機関の慎重な態度、判断のもとで有効な治水対策が推進されることを期待します。

次に、今回の災害現場の視察を終え、感じました所見を幾つか申し上げます。まず、今次災害の速やかな完全復旧と長良川を含む大小河川の危険箇所の総点検を行い、その危険箇所の早期補強を図ることが急務であると痛感いたしました。また、今次災害を契機として災害の因果関係を究明し、再度災害の発生防止、とり

わけ人的被害発生防止に最善を尽くし、地域住民が安心して生活できるよう、治水計画の全面的な見直し等を含め抜本的な災害対策を講ずるとともに、必要な施策を強力に推進すべきであります。

次に、長良川の治水事業の促進を図ることあります。昭和三十四年の伊勢湾台風、三十六年の梅雨前線豪雨の相次ぐ大出水から十数年を経て、この間上流狭窄部の引き堤を初め弱小堤の補強等を実施してきましたが、今回の豪雨により安八町大森地先で破堤したほか、全川にわたっての崩れ、のり亀裂、堤防根固め洗掘、漏水などの被害を生じました。このため災害復旧はもとより、今回規模の洪水を安全に流下させるために早急に緊急計画を策定し、漏水対策及び弱小堤の補強、伊自良川を初めとした支川の全面改修、内水対策を強力に実施するとともに、中流部では狭窄部の大幅引き堤、河道掘削による河槽の増大、これらに対応した大きな支川の改修、下流部での大幅しゅんせつによる所要河槽の確保等を促進する必要があります。これらの事業の円滑な推進が望まれるのでありますが、今年度の予算はおよそ六十億円前後でありまして、来年度からの第五次治水五カ年計画においては事業の円滑な推進のため重点的な配分が期待されるのであります。

以上が調査の概略であります。最後に今回の災害により被害を受けられました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、今回の調査に御協力いただきました県当局及び地元関係者の方々に深く感謝いたします。報告を終わります。

○委員長(竹田四郎君) 以上で派遣委員の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中村波男君 本日は、政府に対して地震の予知及び防災対策、並びに先般当委員会から岐阜県下の被害の調査調査に派遣された一員といたしまして、木曾三川の今後の治水対策等について質問を申し上げる予定を立てておるところであります。その前に、本日は秋原地震予知連絡会長さ

んが時間のやりくりをしていただきました。私の求めに応じていただきましたことをまずもってお礼を申し上げます。

そういう関係もございまして、最初に秋原参考人にお尋ねをいたしたいと思うのでありますが、申し上げますまでもなく、地震予知連絡会というのは研究者レベルで構成をされております地震連絡会でございます。その連絡会なるものは権限も責任も明確ではない。しかも予算も全くない。等しいとお聞きをしておるわけでありまして、会長以下パートタイマーというふうな中で、いろいろと苦勞をしながら研究を続けておつていただくことを多量にいたしております。その中で東海地方を地震観測強化地域に一昨年指定をされまして、この地震予知連絡会がいろいろと今日まで予知等について研究を続けておつていただくのであります。その経過といいますが、研究の状況等についてまずもって御報告を承れば幸いです。

○参考人(秋原尊礼君) 東海地方は安政元年、一八五四年に非常に大きな被害を受けた地震が起っております。そういうこと、それからまた、こういう大きな地震は太平洋の沿岸に起こるわけでございますが、かなり規則正しい繰り返しの周期を持っております。まあ百年ないし百五十年といったような周期でございますが、そういう過去の経験に基づきまして、東海地方を昭和四十四年だと思っておりますが、連絡会が発足いたしましたときに特定地域のひとつとしたわけでございます。そのときも、御承知のように昭和十九年に東南海地震といふのがございまして、これは戦争の真っ最中でございまして、余り御存じない方も多いかと思っております。名古屋地方に非常に大きな被害をもたらした地震でございます。この東南海地震によつて御前崎方面のひずみが解消したからもういいのではないかとというような考えもございましたが、東海地方の重要性にかんがみて特定地域にいたして、他の地域に比べて重点的に測定の繰り返し等を行うことに決めたわけでございます。とこ

ろが、その後のいろいろの調査によりまして、どうもやはりこの辺はひずみの蓄積が進行しているということがわかりましたので、昭和四十九年の二月にあの辺を観測強化地域としたのでございします。これは特にこの地震の発生が迫つたといふようなデータがあらわれたわけではありませんが、東海地域の重要性にかんがみても加味いたしました。あ、あの地域を強化地域としたのでございします。そして今日に及んでおるわけでございします。

○中村波男君 全くこういう問題に対する知識がないに等しい私であります。質問することもあるが、地震の予知体制、ましては防災対策等が大変立ちおくれしておるということですが、予知体制を早急に確立せよという声は、各界は言うまでもなく多くの国民の中から強く望まれ、その声が最近とみに活発に出てきておることは御承知のとおりであります。政府もそれにこたえようといまいろいろと検討中であることも承知をいたしておるのであります。体制を整えて、それにはもちろん人的な整備、機構を整えることももちろんであります。裏づけとしての予算、そういうものが両々相またなければならぬと存じます。けれども、そういう体制がもたらぬの面で整えば精度の高い予知といふのはできるものだと、こういうふうな理解をいたしてよろしいかと思つております。それらの点について御見解を承りたいと思つております。

○参考人(秋原尊礼君) 地震の予知はまず長期的な予報が必要だと思つております。これは実用という見地からいいたしまして、数年前にこの地域にこのくらい大きな地震が起る可能性が強いといつたような予報でございます。まずこういう長期的な予報に成功いたしますと、この地域に今度はいろいろな観測を集中いたします。さらに差し迫つた予報、数カ月前あるいは数日前、あるいは、できれば数時間前といったような短期的な予報が

可能になってくるものと思つております。ただ、長期的な予報だけではどうしても実用的とは言えないのであります。五年先に起こるかもしれないし、またあす起こるかもしれないというふうなことで、やはり人心の不安を起すことになるわけでございます。ですから、どうしても短期的な予報が約束されなければならぬわけ、もう少し差し迫つたらさらに詳しい情報を伝えることができるであらうというふうな前提がないと、長期的な予報もいたすに社会的な不安を起すおそれがあるわけでございます。

このように長期的な予報と短期的な予報と両方必要なわけでございますが、現在のところ長期的な予報につきましては大体の見通しがついておる。まして、これは日本全国の測量を頻繁に行つて、地殻に蓄えられつつあるひずみを検知していく。一方また地震観測——これは微小地震と称します非常に小さい地震までも含めた地震観測の経過を絶えず監視していく。こういったようなことで長期的な予報は可能であるという見通しと申します。か、めどが立つてゐるということができるわけでございます。ただ、それだけではいま現在十分なそういう測量繰り返し等が行われてゐるかといふと、それは残念ながらまだ十分というわけにはまゐらないのでございます。

短期的な予報につきましてはいろいろな可能性が考えられます。こういう観測をしておけばこういう前兆があらわれるであろうとか、これは日本ばかりではありません、アメリカ、ソ連、それから中国等においてもいろいろと研究が続けられておりますけれども、どうも万能薬といふか、これだけをしつかり見詰めていけばいいというものはまだ見つからないのでございまして、ある場合にはこういうふうなものが、こういうふうな前兆があらわれた、ある地域ではこういうふうな前兆があらわれたといふようなことで、やはりケース・バイ・ケースに違つてくるのだと思つております。したがつて、長期的な予報が出た場所にいるいろいろな種類の観測を行つて短期的予報の成功に持つていく

べきであらう。こういうのが現在私どものとっている方策でございます。

○中村波男君　そこで問題は、予知体制はどうあるべきかということでありますが、申し上げますまでもなく、地震予知の研究の結果を行政面で実施に移す機構として今日ありますのは、地震予知研究推進連絡会議があるわけでありまして、これも各省庁の縦割り行政組織を反映いたしまして、研究、計画などの立案実施が総合性を欠いておることは否定できない現実だと思つております。

たとえ重大な地震の前兆現象をつかんでいただいても、効果的な予知対策をとるということは、今日の体制ではできないのではないかと、この批判が強く出てゐることも否定できない今日の状況であります。したがって、地震予知体制を早急に確立する最も重要な政策課題が今日あるわけでありまして、そこで政府にこの対策をお尋ねするわけでありまして、その前に、専門家としての萩原地震予知連絡会長さんに、常時集中監視体制確立のために、参考人は、気象台に見合うような国土庁に地震台といったような専門組織をつくらなければならないかということをお尋ねするわけでありまして、また、東大の石橋助手は地震学会で、東海地区地震予知防災センターの設置を提唱されたとも聞かれました。したがって、体制と申しますか、組織としてそういうものが必要だとお考えになつておられるのでしょうか、いかがでしようか。

○参考人(萩原尊礼君)　この地震予知というものは、いま研究の段階から実用の段階に一歩足を踏み入れたか、あるいは入れようとしているか、そういう非常に微妙な状態でございます。で、私も最後の究極としては、地震台とかあるのは地震庁、つまり全く別個の機関が行つておられることの一元化、こういうものの考えを持っておるわけでございますが、これは一つのビジョンでございます。いま直ちに一元化した場合に果たして現在よりも効果的であるかということにおいて

は疑問でございます。いま申し上げましたように研究と実用の境にありますもので、いますぐ一元化ということではなく、その間に一段階か二段階というものを置くべきであるかもしれせん。それは私も研究者にははつきりしたことを申し上げる力もございませんで、行政に携わる皆様いろいろと御検討を願つて、積極的な前向きな姿勢でいろいろをつくつていただきたいと、そう考へておる次第でございます。

○中村波男君　いまのお話を聞きますと、基本的には一元化の方向というものが望ましいけれども、いま直ちにそういういわゆる予知機関といふのを統合することについては問題があるのじゃないかという御発言でございますが、ある時期を置いてというそのお考えの中に、具体的には時期を置かなければならぬということの内容についてお聞かせいただければ幸いです。

○参考人(萩原尊礼君)　それはつまり地震予知といふものが、こういうことをすればいいんだ、これで予知が、長期予報も短期予報もできるのだと決まつてしまへば、これは官庁の業務として行えるのであります。つまり気象、気象庁の天気予報のために予報官というのがあるわけでありまして、人がほとんどやる、そういうような非常にかなりはつきりしたことがわかるようになった段階では、これはもう業務として一元化して行えるわけでございますが、まだ研究すべきことが非常に多いというところでございまして、いまだとせばそういう地震の予報官というものができまして、なかなか現在の気象予報官のように事は簡単に判断もできません。そういうことを申し上げておるわけでありまして。

○中村波男君　萩原参考人には次のお仕事といひますが、時間が切迫しておるようでありますので、また別な機会にいろいろとお教へを受ける機会もあらうかと思ひますが、本日はお忙しいところありがとうございました。

それでは、政府にお尋ねをいたしたいと思ひんであります。地震の予知の体制、組織と申しま

すか、そういうものをどのように考えておられるかという質問の前に、昭和五十一年の十月に土地法学会は国及び地方公共団体に對しまして、「本格的な震災対策実施のための立法措置を急ぐ」住民の安全確保のための震災対策をすべてに優先する公益事業として位置づけよう等のアピールを行つておることは御承知のところでありまして、震災対策に關する国、自治体の責任、責務を明確にいたしまして、その具体策について住民の協力を得るために震災基本法のような立法措置を講じて、そのもとに諸施策を一元的、効率的に整備する体制づくりが必要と私は考へるものであります。これに對して国土庁は関心を持ってこういう問題に前向きに検討をしておられるかどうか、まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(天野光晴君)　なわ張り的に言つと、私の方は予知以後の措置をする事務を扱つてゐるようでございます。そういう点で、予知の問題で最近非常に問題がクローズアップされてまいりました。けさも閣議の席上で科学技術庁長官から予知に對する措置を講ずるために中央防災会議の中に特別委員会を一つつくる、これを常時活動できるようにしてほしいという、どうだろうかという話があったんでございますが、これについては、常置するということについてはいまの段階でちよつとまだ問題ではないかと。ただ、形だけの問題でなしに、予知よりもその地震そのものが起きた以後の措置というものがこれはもう何となく一番大切なことでございまして、これは予知できたからこれを事前に解消するとか抑えてしまふことができるなんていうものではなくて、あくまでも問題はその地震が起きた以後の措置の問題でございますから、それを私の役所で扱つてゐるとすれば、いまの段階ではとても人数的に、いって、もう言つては失礼ですが、いまの状態ではどうにもなりません。

それで、ちよつと予算編成要求の時期でもございまして、関係から、私の方の国土庁といたしましては災害対策部という部をつくりまして、地震対策

課という課を一つつくる、この措置を講じたいという考へ方で、予知は科学技術庁の方で全力を尽くしてやるとけさも言つておりましたから、その対策については私の方で始末をしよう。それについてはいま科学技術庁の長官のところに各關係の官房長等皆招集されまして、一応事後対策についての話し合ひをきやう行つておるところでございまして、私たちがいたしまして、この予知以後の対策につきましては十二分に國民の期待に沿ふような措置を講ずる体制をまず整えたいと考へております。

○中村波男君　その具体的な予知体制、あるいは予知体制が確立されてそれを受けて防災体制——防災と言ひましてもこれは私は限界がまずないのではないかとさへ思つてゐるわけでありまして、地震の起きたときの人間の心理状況とか、あるいはいろいろな想定される問題があるわけでありまして、これは大変な作業量であり、またあらゆる知能を集めた対策を行わねば、よきものは生まれません。前にも、いまお尋ねしたのは、いわゆる基本法とも言うべき震災に關する法律を、基本法をつくりまして、それからいろいろ具体的な対策といふものを何と申しますか肉づけをしていくと、こういうことが必要でないかという、御承知のように土地法学会等からアピールが行われてゐるわけでありまして、これについては全く政府はわれ聞せず、そういう考へは全くないということなのか、検討に値するといふことなのか、まだ検討はしておらぬが耳を傾けて一遍検討してみたいということなのか、その点を明らかにされたいと思ひます。

○國務大臣(天野光晴君)　それは検討中だそうです。というの、そうです。私もどうも申し上げておるわけですが、私が命じたわけではございませんから、災害対策基本法との関連性をにらみながら、その措置を講ずる法律が必要だといふので現在検討中だそうでございますから、これはこの機会に前向きでひとつ進めてまいりたいと考へております。

○中村波男君 震災基本法をいま検討中だということであり、できるだけ早い時期に結論を出し、これが立法をされることを強く要求をし、またその結果に期待をいたすものであります。

そこで、去る四日の本院の予算委員会におきまして、参考人として出席をされました浅田敬東大教授は研究者の立場から、東海地震は必ず起こっても不思議ではないと、こういうようなショッキングな見解を明らかにされまして、また、去る七日から三日間開かれた福岡市での地震学会におきましても深刻な議論を呼んだとお聞きいたしておるのであります。

○中村波男君 検討しておられることは承知しておるのである、その程度の御答弁ならば何もお尋ねしなくとも承知しておるわけであり、もう少し具体的に、新聞等によれば一定の方向というのを長官は打ち出しておられるのでありますから、長官に御出席を要請したのであります。御都合が悪いということ、その長官の意を体してそういう点まで御答弁いただけたらというところで参事官に御出席をいただけておると思いますが、もう少し内容のある御答弁はできないものでしょうか。

そこで、地震研究者たちの指摘を待つまでもなく、行政の側に地震対策と総合的に取り組む体制が整っていないだけに、去る四日の参議院予算委員会における三木総理の、予知の研究を行政にのせる仕組みを考えたいと述べられた。それを受けて荒船行政管理局長官並びに前田科学技術庁長官が検討を約束されたことに對しまして国民の多くが期待を寄せ、政府の今後の取り組みを見守っておると思ふのであります。今度は珍しく、そういう言い方は失礼であります、これに対する対応の動きはいろいろあるようであります。十月八日付の新聞によりますと、前田科学技術庁長官は、来週にも総合計画をいわゆる決定したいという意味の発言があるわけであり、したがって、来週というのはこの今日であります、その後これを受けて科学技術庁あるいは国土庁等々でどのような検討、またどういう方向で結論を出そうとされておるか、具体的に御報告をいただきたいと思ひます。

○説明員(佐伯宗治君) 地震予知につきましても、先ほど先生御指摘の總理府に設置されました地震予知研究推進連絡会議におきまして、関係各省庁密接な連携と協力によりまして予知研究の推進を図つてまいりました。幾つかの実績も上げてまいりましたが、前田長官の御指示もあり、これをさらに強力に推進するための具体策につきましても、現在関係省庁で協議を重ねながら早急にまゐるよう検討を進めておる段階でございます。

○中村波男君 検討しておられることは承知しておるのである、その程度の御答弁ならば何もお尋ねしなくとも承知しておるわけであり、もう少し具体的に、新聞等によれば一定の方向というのを長官は打ち出しておられるのでありますから、長官に御出席を要請したのであります。御都合が悪いということ、その長官の意を体してそういう点まで御答弁いただけたらというところで参事官に御出席をいただけておると思いますが、もう少し内容のある御答弁はできないものでしょうか。

○説明員(佐伯宗治君) ただいまの研究推進連絡会議のメンバーと言いますのは、科学技術庁事務次官の主宰のもとで各省局長クラスの方々にお集まりいただけて実施しておるものでございまして、これども、現在検討しておりますのは、科学技術庁長官を本部長とする、各関係省庁事務次官をメンバーとする推進本部構想を進めております。それで、各省庁の協議が一致いたしますならば、今週の閣議でも決定していただきたいということに進めてまいっております。

○中村波男君 ところで、今度国土庁の長官にお尋ねをしたのであります、私、先般の水害のときにつくづく感じたわけであり、国土庁のいわゆる災害対策室というのは人員から言いますと、全くとにかく弱く、十七号台風に伴う大災害が起きますと、すべてがそちらに、対策に振り向けなければならない。したがって、本来の仕事であつたと思ふのであります、震災対策などというのとは別で、これではいけない。したがって、震災だけは専門に当たる相当数の人員というのを機動的にも組織的にも確立する必要がある。こういうことを痛切に感じて、機会があれば提起したいと考えていたものであります。私の提起する前に五十二年の組織改正要求としていわゆる今度災害対策部というのを新設する。その対策部には防災企画課と震災対策課を新設すると、こういうことが要求になっておるよう

○中村波男君 行管から御出席いただいております。これは行管にも強く要請を申し上げておきたいと思ふのであります。いまいろいろ議論をいたしましたが内容は御承知いただいたと思ふのであります。大変な不安と、また一たん震災に見舞われますならば大変なことになることは明らかであります。

きょうの朝日新聞の「天声人語」にもこの問題が取り上げられておるのであります、東大の浅田教授が静岡で講演された中に、「地震の長期予知はむずかしいが、直前の前兆なら観測網を整備すれば十分とらえられる、それもカネをかければかけるほどいい、という。だが、わが国の地震予知に関する行政はお寒い限りで、責任体制の一本化すら満足にできていない。こういうことを書きまして、さらに東大の石橋助手の話として、百億円もあれば一応の観測体制は整備できるという。したがって、ロッキード事件で騒がれておる次期対潜しよう攻撃機PXL-1機ほどの額にすぎないではないか、こういうことを書きまして、したがって、敵潜水艦と大地震とどっちがやってくる確率が高いのだから、潜水艦がどんなに攻撃をしかけても大地震のもらす被害には及ばぬであろうと、こう書いておられるわけ。私が言いたいのは、ただ国土庁が今五十二年に要求しております災害対策部の人員増を満すばかりでなく、やはり総合的な体制をつくるためには、つくるといふことになれば、それに伴う人員を配置されなければ機能はしないわけであり、また、それを裏づける予算も当然配当されなければならないわけであり、これは大蔵省はきょう出席いただいておりますけれども、行管としては、そういう面

○説明員(佐伯宗治君) ただいまの研究推進連絡会議のメンバーと言いますのは、科学技術庁事務次官の主宰のもとで各省局長クラスの方々にお集まりいただけて実施しておるものでございまして、これども、現在検討しておりますのは、科学技術庁長官を本部長とする、各関係省庁事務次官をメンバーとする推進本部構想を進めております。それで、各省庁の協議が一致いたしますならば、今週の閣議でも決定していただきたいということに進めてまいっております。

○中村波男君 ところで、今度国土庁の長官にお尋ねをしたのであります、私、先般の水害のときにつくづく感じたわけであり、国土庁のいわゆる災害対策室というのは人員から言いますと、全くとにかく弱く、十七号台風に伴う大災害が起きますと、すべてがそちらに、対策に振り向けなければならない。したがって、本来の仕事であつたと思ふのであります、震災対策などというのとは別で、これではいけない。したがって、震災だけは専門に当たる相当数の人員というのを機動的にも組織的にも確立する必要がある。こういうことを痛切に感じて、機会があれば提起したいと考えていたものであります。私の提起する前に五十二年の組織改正要求としていわゆる今度災害対策部というのを新設する。その対策部には防災企画課と震災対策課を新設すると、こういうことが要求になっておるよう

○中村波男君 行管から御出席いただいております。これは行管にも強く要請を申し上げておきたいと思ふのであります。いまいろいろ議論をいたしましたが内容は御承知いただいたと思ふのであります。大変な不安と、また一たん震災に見舞われますならば大変なことになることは明らかであります。

きょうの朝日新聞の「天声人語」にもこの問題が取り上げられておるのであります、東大の浅田教授が静岡で講演された中に、「地震の長期予知はむずかしいが、直前の前兆なら観測網を整備すれば十分とらえられる、それもカネをかければかけるほどいい、という。だが、わが国の地震予知に関する行政はお寒い限りで、責任体制の一本化すら満足にできていない。こういうことを書きまして、さらに東大の石橋助手の話として、百億円もあれば一応の観測体制は整備できるという。したがって、ロッキード事件で騒がれておる次期対潜しよう攻撃機PXL-1機ほどの額にすぎないではないか、こういうことを書きまして、したがって、敵潜水艦と大地震とどっちがやってくる確率が高いのだから、潜水艦がどんなに攻撃をしかけても大地震のもらす被害には及ばぬであろうと、こう書いておられるわけ。私が言いたいのは、ただ国土庁が今五十二年に要求しております災害対策部の人員増を満すばかりでなく、やはり総合的な体制をつくるためには、つくるといふことになれば、それに伴う人員を配置されなければ機能はしないわけであり、また、それを裏づける予算も当然配当されなければならないわけであり、これは大蔵省はきょう出席いただいておりますけれども、行管としては、そういう面

における人的配置というのは最大なひとつ関心と重点主義を貫いてもらいたい。こういう立場で、これも行管の長官に御出席をいただきました。たんに御出席が、御都合悪いということではありませんから、ひとつ私の申し上げたことを長官にもぜひ伝えていただきたいし、今日の行管の立場を御説明いただきたいと存じます。

○説明員(山本貞雄君) お答えいたします。

地震の予知、防災対策の重要性については十分認識しております。また常日ごろから関心を抱いておるところでございます。地震の予知、防災対策に関連した組織、定員につきましては、各省庁の要求に基づきまして現在鋭意作業を進めているところでございます。具体的な意見を申し上げる段階には至っておりませんが、先生の御趣旨は十分検討してまいりたいと思っております。

○中村波男君 今度の災害対策部の人員は長官のこれは腕の見せどころだと思いますが、ひとつ関係会議その他で強調されまして、完全な人的配置と予算の裏づけをされますように強く要望を申し上げます。

この機会に、国土地理院の調査部長さんに御出席をいただいておりますのでありますが、お尋ねをいたしておきたいと思ひますのは、十三日から岩手県の水沢市で開かれた日本測地学会のシンポジウムで佐藤裕地調査部調査課長さんが、さきに福岡市で開かれた地震学会で東大理学部の石橋克彦助手が発表して関心を呼びました駿河湾地震説の根拠の一つとなる測定結果を発表されたようであります。これについて新聞には短い記事でありますから、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○説明員(原田健久君) ここに現実に発表いたしました佐藤調査課長が参っておりますので、佐藤調査課長から答弁させたいと思ひます。

○説明員(佐藤裕君) お答えいたします。

国土地理院では、明治二十八年ごろから駿河湾のみならず全国一帯について測量しているわけでございますが、駿河湾一帯については五回ないし

六回の測量がございます。その結果を解析しますと、興津から御前崎にかけての駿河湾西岸は、大体最近八十年間に四十センチぐらい沈降しているというところが判明いたしました。それから一等三角測量というのがございまして、それが明治と戦後に改測されているわけでございますが、その測量結果を解析しますと、伊豆半島と駿河湾の距離約四十キロないし五十キロの距離でございますが、その間の距離が六十センチから七十センチぐらいの縮みを示しているというところに結果が得られております。この変動はかなり日本の他の地域と比較しまして大きいというところは言えると思ひます。ただ、この変動は最近になって生じたものではなくて、明治時代から測量の結果を見る限りにおいてはほぼ一様に進行しているというものと判断されます。

以上が、私が水沢の測地学会で講演した内容でございます。

○中村波男君 そういふ問題について知識の乏しい私にはわからない点がたくさんあるわけであります。御前崎での非常なひずみに対して、地震学会で気象庁から報告が行われたことに対しては、先刻参考人として御出席をいただきました萩原地震予知連絡会の関係では、計器を新設すると当初はばけたデータを示すものと慎重な態度で、たとえ機械は狂っていないにしても埋め込んだ場所の問題があるとも考えられるので、御前崎周辺に別の地震計を埋めてデータを比較すべきだ、こういうようなことも言っているわけでございします。したがって、あたら不安をまき散らす結果になつてはいけなないと思ひますから、疑問があれば徹底的にやはり調査を繰り返す、また、ありとあらゆる研究者、学者を集めて検討する、そういうことをどこかでやらなければ、それぞれが見解を述べ合つておつては、これまたどちらを信用したらいのかということになって国民は迷うのでありますから、そういう問題について政府機関における見解の相違等もあるわけであります。

で、こういう点をひとつ調整するといひますか、さらに掘り下げる必要を痛感したものであります。これについて国土庁長官からお考えを明らかにしていただけたらと思ひます。

○国務大臣(天野光晴君) これはいろいろ問題があるようでございまして、各方面とも相当の権威のある方たちばかりのようでございしますから、それを、科学技術庁長官の前田君のけさの話では、そういう関係者の意見を、起きた場合には取りまとめをするというような処置を講ずることが必要ではないかという意見を、けさ私お聞きしております。そういう点でそのことには私も賛成だから、それはどこにつくるか。これはいま言った中央防災会議の中につくるべきものか、それとも国土庁の私の方の役所の中につくった連絡協議会的なものをつくつた方がいいのか、科学技術庁につくつた方が予知ですか、いいのかわからない問題について、よく話し合ひをして、そのグループ——グループと申し上げるとはなはだ恐縮ですが、たとえば学者なら学者関係、地理院なら地理院関係で出したものを独自に出すことによつていろいろな問題が起きてくるということが予知されますので、そういう点ではそれを全部でコントロールできるような場所をつくりたいと考えております。これは前向きで検討したいと思ひます。

○中村波男君 最後に、地震問題に対する最後であります。大都市震災対策推進要綱に基づきまして、建設省においても所管施設の耐震点検を行われてきたと思ひますが、現在までに完了しております施設の範囲、点検の方法、点検の結果等について、この機会に説明を求めておきたいと思ひます。

○政府委員(梅野康行君) 建設省におきましては、昭和四十六年に都市施設、河川、道路、公営住宅、それから官庁建物につきまして耐震性に関する点検を実施したわけでございます。その方法でございますけれども、これは対象施設によりましていろいろ異なっております。それで、最大

的な公約数で言いますと、そういう施設の亀裂、それから傾斜、あるいは老朽度、そういうものの調査を現地におきまして実施したわけでございします。そのほか官庁の建物などにおきましては、図面による検査をあわせて実施しました。その点検した総数は約三万八千カ所でございます。そのうち対策を要すると認定された施設は約四千八百カ所でございます。

大体以上でございます。

○中村波男君 まだいろいろお尋ねしたい問題があるわけでありますが、時間が参りましたので、また別の機会にお尋ねをいたすことにいたしました。長良川の決壊に伴います問題について若干お尋ねをいたしておきたいと存じます。

御承知のように、決壊場所の岐阜県安八郡安八町、その上流の被害を大きく受けました墨俣町では、今度の決壊に伴う災害というものはこれは人災である。したがって、国に被害補償を要求するというような動きが活発にいま出てきておるのであります。したがって、この二つの町におきまして、なぜ人災だと認めつけておるかと言ひますと、大きく分けまして四つぐらいにその理由を挙げておるのであります。堤防の草刈りなど日常管理に手落ちがあった。それから四十五年度から五十年計画の長良川堤防補強工事がおくれしていた。それから決壊現場には建設省の職員がいたにもかかわらず適切な指示がなかった。それから以前から指摘をいたしてまいつたが、ガマの問題が放置したままであつた。こういう欠陥から決壊という大災害が起きたんだと、こういうふう言つておるのであります。これについて建設省の態度といたひますか、お考えをいひますか、今後どう対応されるかについてこの機会にお聞きをしておきたいと存じます。

○政府委員(梅野康行君) 今回の水害というものは非常に異常な豪雨によつて破綻したというふうな私には考へてございします。その点本当に地元の方にはお気の毒でございしますけれども、天災によるものというふうに考へてございします。

先ほど先生おっしゃいましたいろいろな問題点でございますけれども、草刈りの問題につきましましては、現在も二回刈りあるいは一回刈りというふうに定期的にやっておりますが、今後ともそういうふうな日常の管理に遺憾のないように期してまいりたいというふうに考えてございます。その他堤防工事の問題あるいは水防の問題等いろいろとございまして、いわゆる水防の問題につきましては、やはり地元の水防管理者と一体となつて堤防を守っていくこととでございます。ガマの問題にしましては、今後ともそういうことをさらに調査し検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○中村波男君 草刈りの問題ですが、これはなかなか予算が不足をしておるのかと思ひますが、実際には年に一回刈り、二回刈りとおっしゃいますけれども、そのようには実行されておられない。したがつて、決壊場所等は草が長く伸びはうだいに伸びましていわゆる亀裂が起きた、あるいは水が漏れかけたというのに発見が困難であつた。この実態というのは、これは現実の問題でありますから無視されては困りますし、否定をされてはいけないと思ひます。したがつて、私も二、三日後に現地に行つたわけでありまして、事実大変な草が生ひ茂つておつたわけでありまして、それからもう一つこの機会にお尋ねしておきたいと思ひますのは、堤外地におけるいわゆる雑木が生ひ茂つておるといふ実態であります。これは地域の住民の皆さんが、どこへ参りまして、こういう状態に放置してあるから、それがいわゆる水を阻んで決壊の一つの原因になるのだと、だからもつとも堤外にありまして雑木等は切り払うべきだ、こういう点に管理の手続きがある。私も各地を回つてその感を強くするのであります。私ももちろん堤外地の民有地については、その規制等について一定の制約があることはよくわかります。以前でありますならば、養蚕のために桑を植えていたものでありますから、毎年一回ずつ桑を切りますので、そんなに五メートルも八メートルも

という桑の木にはならないわけでありまして、今日ではもう桑を採取しませんから、放置してありますから、いわゆる桑の木と云つていいような状態が何ヘクタールと続いております。また、柳等が生ひ茂つておると、こういう点について全く手をつけない。これはまあこれを切つたらただけ流水をよくするかというところは議論のあるところであらうと思ひますが、しかし、切れば切つただけは水が速く流れて流下しやすくなるというところは否定できぬと思ひますのであります。そういう点について建設省のお考えはどうなつておるのか、お尋ねします。

○政府委員(柳野康行君) まず、堤外地に生えております柳あるいは桑の木ということでございますけれども、まず官地におきますそういう雑木でございますが、流心部に近いものにつきましてはすでに除去したりしておりますが、なお今後とも治水支障のあるものにつきましては伐採を促進していきたいというふうに考えてございます。それから先生おっしゃいました民有地にあるものでございまして、これは所有者の了解を得ること、さらに伐採にはやはり補償を含めまして多くの費用を要するというところで、いまでもいろいろ検討してきたところでございまして、今後影響の程度が非常に大きいところから、積極的に地主さんともいろいろ協議しながら、その伐採について努力していきたいというふうに考えています。

○中村波男君 私、ちょっと勉強してみたいんですが、河川法の八条で、そういう河川内の何といひますか障害になるようなものについて除去する道はあると思ひますが、しかし、実際問題これは運用されておらない。したがつて、川には県の管理の川もあるわけでありまして、河川法の改正を行つたり、あるいは私が考えますのに、県の条例等において、たとえば桑なら桑というものは、そんな八メートルも五メートルも大きくすることはあり得ないわけでありまして、いわゆる作物として使うという場合はそういうことはでき得ないわけ

けでありますから、したがつて、そういうものについてはみづからが切らなければならぬというふうな、そういうことを義務づけるようなことも一つの方法ではないかというふうにもまあ考えるのであります。時間もありませんから、検討をいただきたいと思います。

それから無数にあるガマですね、これはまあ大変な不安動揺を与えておりますし、危険限りないことだと思つておられます。したがつて、これを当然今度の災害復旧の中に入れて、完全にこれをひとつ科学的な究明を行いますと同時に、ガマの被害を食い止めるようないわゆる措置をぜひ考えなければいけないのじゃないかというふうに思ひますが、いかがですか。

○政府委員(柳野康行君) なかなかガマにつきましては、昔から、故老の話によりまして、方々でふえておつたという事実がございまして、改修に伴ひまして水位の低下に伴つてガマが減つてきたという事実はございまして、しかしながら、ガマの問題につきましては学問的にも非常にむずかしい問題でございまして、大きなガマが発生する地区からまずいろいろ重点的に手当てしてまいりたい、いろいろ勉強して手当てしてまいりたいというふうに考えています。

○坂野重信君 本日は、治水対策にしまして、建設省と国土庁にお願ひいたしましたと思ひんで、災害以来、両大臣初め建設省の皆さん、それから出先の皆さん、県庁の皆さん、非常に日夜苦勞されて、先般も岐阜県に災害視察に行きましたときも、土木部の皆さん等本日に日夜苦勞されていられるという姿をよく拝見したわけでありまして、まず河川局長に、今度の災害の経験にかんがみて点検をやるということですが、点検の要領、いつごろまでにこれを終わるのか、まずそれをお聞きしたい。

○政府委員(柳野康行君) 今回の洪水にかんがみまして、直轄河川の堤防の総点検を行いたいというところでございます。その点検の実施要領、どう

いうふうに点検をやっていくかということにつきましては、現在その内容を検討中でございます。しかし、これは土木研究所などともいろいろ話し合つておりますが、早急にまとめていきたいというふうに考えます。点検の期限といひますか時点、いつまでに点検を完了するかという問題でございますが、明年の出水期までに一応の取りまとめを行いたい。それからさらに調査検討を要する事項、たとえば堤防の設計基準に関する問題とか、そういう基本的な問題につきましては、一、二年のうちにできるだけ早く取りまとめを行いたいというふうに考えてございます。

○坂野重信君 できるだけ早くひとつがらばつていただいて、そこで点検の結果は一体公表するのじゃないのか。それをお伺ひしたいのと、点検の結果をどういうぐあいにこう反映していくのか、その辺の考え方を御説明願ひしたいと思います。

○政府委員(柳野康行君) 点検の結果につきましては、毎年県が水防計画をつくらせてございまして、その中に反映させていきたいというふうに考えてございます。

それから、どのようにその点検結果を生かすかという問題でございまして、早急に対策を必要とする個所につきましては来年度からでも着手したいと。その他対策を必要とする個所につきましては、第五次五カ年計画で必要に応じて実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○坂野重信君 公表はどういうぐあいな方法でやるのですか。

○政府委員(柳野康行君) 公に公表するということと云々、水防計画書ですね、各県で水防計画書をつくらせ、義務づけられておりますので、水防計画書の中にそれを反映して明らかにしていくと、そういうふうにしていきたいというふうに考えてございます。

○坂野重信君 次に、堤防の設計基準の問題なんです、今度の出水で、いままでは経験しないような非常に長い洪水が続いた。しかも雨が長期的にわたつて降り続いたということで、いままでは

堤防のつくり方ではどうも不安じゃないかという声が非常に大きくなっているけれども、その辺についてこの際やっぱり見直しを行うべきじゃないか。

先般現地を見たときに、牧田川の養老の根古地地先ですか、改良復旧で、裏護岸に、道路兼用だと思いましたが舗装をして、その水抜きをうまく堤防に流れないようにやっているというようなこと。今後、いままでは堤防というのは、どうも余り舗装しては悪いというような観念があつて、神様ということで、堤防の上は道路まかりならぬという思想が長い間続いたわけですが、その辺の問題等についても、今度の経験にかんがみてやはり考え直す時期に来たんじゃないかと思ひますけれども、その辺をどういうふうに考えておるのか。

○政府委員(柳野康行君) 今回の長良川の災害でございすけれども、いわゆる長時間の連続降雨と、長時間の高い水位が続いたという異常な外的条件が重なったわけでございます。それで、全川にわたりました堤防が、いま先生おっしゃいましたように、のり崩れ等その他いろいろ危険な状態になったというところでございます。したがいまして、そういう場合にもどういふような堤防の構造にすれば安全であるかという問題、あるいは堤防を大きくしない場合にはどういふ対策があるかとか、そういう面につきまして現在土木研究所を中心に建設省の総力を挙げて実施中でございます。それから先ほど、堤防と道路との関連でございますけれども、やはり裏護岸を道路に使うとか、いわゆる堤防の効用とあわせて道路の利用ということも考えてまいりたいというふうに考えます。

○坂野重信君 現地を私も各党の皆さんと一緒に見たわけですが、いろいろなことを地元の皆さんはおっしゃっております。ガマを放置しておいたんじゃないかと、堤防のどうも管理が悪いんじゃないかと、いろいろございすけれども、総合的な観点から言うと治水施設のやっぱり立ちお

くれだということには指摘せざるを得ないと思ひます。そこら辺が私は一番の根本じゃないかと思ひております。歴代の建設大臣初め事務当局、非常に苦勞して予算の獲得をしているにもかかわらず、やはり治水予算というものが伸び悩んでいるというために治水施設が不十分だと。水防の話聞いてみましても、自衛隊を初め県の皆様が一眠不休になつて水防作業をやつておる。しかし、とうとう幾つかのピークを過ぎた後に堤防が持ち切れないう決壊したと、非常に残念でございますけれども。特に中小河川や砂防に至りますと、もうずたずたにやられてゐる。直轄でさえも決壊したというようなことでございすから、やはり根本的にはひとつ治山治水事業というものを推進する以外にはないということを痛感したわけでございます。

いろいろ批判はあろうかと思ひますし、長良川の決壊の問題についても、責任論があるいは出てくるかと思ひますけれども、何と云つても治水治山事業というものを抜本的にひとつ推進するしかないと思ひますけれども、その辺について建設大臣の所見をお願いいたしたいと思ひます。

○国務大臣(中馬辰猪君) ただいまの坂野委員の御質問、御要望は、私も実はしばしば委員会等において言明をいたしておるわけでありまして、あなたも御承知のとおり、従来治水計画についてはなかなか予算が取れないという悩みをあなた自身が痛感されたと思ふんですよ。そこで、三木総理も、思い切つてひとつ治水計画を練り直して抜本的な対策を講じてほしい、こういう強い指示が私にもありまして、いま当局と鋭意詰めておる段階でございます。なかなか容易ではないと思ひますけれども、決死の覚悟でひとつ大蔵省と当たりたい、こういう気持ちですから、ぜひひとつ御協力を願ひたいと思ひております。

○坂野重信君 きょうはちょっと大蔵省の都合が悪いようで、大蔵省にはまた改めてこういう問題いろいろ追及したいと思ふんですが……。

そこで、前からこれは言われておりますし、非常にむずかしい問題だと思ひますけれども、財源問題。受益者負担、ダム等はそういうことが行われておるわけですが、もう一遍この辺で治水事業についても受益者負担原則といひますか、そういうものによつて財源、特定財源といひますものをやはりもう確保するようなことをこの際検討すべきじゃないか。新聞紙上等でも河川局で水利用税というやうな構想もあるようだし、また先般の予算委員会でも佐藤隆委員から治水公債、防災公債といふやうな話も出てまいりましたし、河川の使用料の問題等についてもこの際やはり特定できるものについては、河川をやつぱり使用する、下水道は下水管を使うように、河川について何かそういうやうなものを特定し得るものについて、この際ひとつ考えてみる必要があるんじゃないか。いろいろな障害はあろうかと思ひますけれども、ひとつその辺をこの際検討すべき時期に来たんじゃないかと思ひますけれども、建設大臣と河川局長のひとつ見解をお願いいたしたいと思ひます。

○政府委員(柳野康行君) 治水事業というのは、その性格上受益者負担といふのがなかなかなじみがたい性格を持つてございす。しかしながら、今回の災害とかにかんがみますと、やはりどうしても治水事業の飛躍的な発展が必要でございす。そのためにはどうしても新しい何らかの財源が必要になつてまいります。それで、現在建設省におきましてはいろいろプロジェクトチームをつくりましてその財源問題につきまして検討中でございます。ひとつよろしくお願いいたしたいと思ひます。

○委員長(竹田四郎君) 大臣、何かありますか。

○国務大臣(中馬辰猪君) この間の予算委員会で大野長官からも、治水事業については特に特別の公債を発行したと云ふ御意見がございました。いま二人で相談をいたしておる最中でございまして、極力財政当局ともこの点で折衝してみたい、こう考えております。

○坂野重信君 官房長になるのか総務審議官になるのか担当はよくわかりませんが、建設省は治水に限らず公共事業全般についてひとつこの際財源問題を見直していく必要があるんじゃないか。たとえば道路につきましても、いま大野大臣初め非常に苦勞されて道路財源をつくつて、つくつたはいけれども、道路に使うべきものをほかの一般の公共事業以外のものまで持つていくといひ、まことにこれは不可解な話でございまして、各事業ごとにできるだけそういう特定財源といひものを考えて、それでそれに該当する事業に原則として振り向ける、それで多少余裕でもあるといひ場合には、少なくとも公共事業の中にこれを流用するとか持つていくといふやうなことを考えるべきだと思ひますけれども、下水道等その他についても、もう少し特定財源といふものをこの際大蔵省と一緒にひとつ御検討願つて、できるだけそういうことによつて一般財源を浮かす、浮いた一般財源を、治水なんというのにはなかなかむずかしいと思ひます。そういふむずかしいやうな事業に持つていく。たとえば道路の問題にしても、道路に關係の深い公共事業なら話がわかるわけですが、関係のないところへ持つていくなんてとんでもない、これは国民から不信を買ふやうな問題でございすから、そういうことを含めてひとつこの際やっぱり洗い直して検討し直す必要があるんじゃないかと思ひますけれども、その辺のひとつお考え方を聞きたいと思ひます。

○政府委員(栗屋敏信君) 先生御指摘のように、今後安定成長に向かうにつれまして財源の制約といふことが問題になつてまいります。その中で立ちおくれた社会資本施設の整備を進めるためには、一般財源のほかあらゆる手段を講じて特定財源について検討することは当然であらうと思ひております。道路整備につきましては、おかげさまで道路特定財源によりまして、五十一年度予算につきました。その一部を他の用途に振り向けたこ

とは財政一般の問題とのかね合いでなされたこと
でございまして、そういう点ではきわめて遺憾に
思っております。今後は一般財源につきまして、
一般会計の予算につきまして予算編成を通じて
強力に大蔵省と折衝をいたしますほか、特定財
源についても検討を進めたいと考えておる次第で
ございまして。

先ほど来御議論になっております受益者負担金
につきましては、現在下水道で総事業費の約一・
二%を受益者負担金で徴収をしております。また、
有料道路につきまして料金を徴収をしております。
これもある種の受益者負担金でございまして、その
受益者負担金、公債その他の問題を含めまして今
後財源確保に努力をいたしてまいりたいと考えて
おる次第でございまして。

○坂野重信君 これは非常に重要な問題でござい
ますし、非常に困難な問題と思っておりますけれども、
建設省の大方針として建設大臣もぜひがんばって
いただきたいと思っております。

そこで、治水の五カ年計画の問題でござい
ます。総理も本会議で答弁されて、治水の五カ年計画は
ぜひ策定したいとおっしゃっていますが、八兆円
という要求が出ておられますし、果たしてこれ
で十分であるかどうかと、これでもって一体治水
に責任が持てるというぐあいになっておられるか
どうか、この辺をひとつまずお伺いしたいと思
います。

○国務大臣(中馬辰猪君) 一応八兆円ということ
で内部の意見を調整いたしておりますが、まだ最
終的に決まったわけじゃございません。まだ現在
個々の別の問題もありますから内容を詰めておる段
階でございまして。

○坂野重信君 八兆円で十分かどうか問題あるう
かと思っておりますけれども、ぜひひとつ建設大臣が
ばっていただきたい。

もう一つの問題は、予備費でもってよくかつこう
つけられるわけですが、道路にしてもその他の予算
にしても予備費でもって。あとこの問題は、大蔵省
に機会改めて追及したいと思っておりますけれども

も、予備費を多くして上げ底のような計画をつ
くったんでは全く意味がないわけではございま
して、その辺が簡単に納得されないようにひとつ
ひ責任者としてがんばっていただきたいと思うわ
けでございまして。早くこの治水が八兆円でいい
かどうか中等等についても検討されなければならぬ
と思っておりますけれども、ぜひひとつこれはが
ばっていただきたいと思っております。

それから次は、時間の関係もありますので余り
長く質問できませんが、流域開発と治水とのバラ
ンスの問題、これは先般災害視察団が参りました
ときに大分この話が出てまいりました。現地の皆
さんからも出ましたのは、土地改良が先行して
おいて全部河川にしろ寄せがきている、そのため
に今度の災害が起きたのだというのを住民の皆
さんからも強い指摘があったわけではございま
す。

従来はそういう農業の問題だけじゃなくて、都
市周辺の土地開発、宅地開発等によってとかく治
水施設に重点がかかってくるという傾向が非常に
多くなっております。そういう傾向のために、
また開発自体が進めようと思っても難航してい
る。住宅団地等もそういう傾向が随所に見られる
わけではございまして、国土庁が非常に苦勞
されて調整費もだんだんふえてまいりましてや
っているわけではございまして、あるいはまた個別的
に開発者に一部負担させるというふうなこともや
っているのですが、どうもやはり流域開発と治水と
のバランスという問題が、先般も望月委員からも
質問ございましたけれども、非常にこれは重要な
問題でございまして、制度的にこの辺でひとつ思
い切った総合的な施策を考えるべきじゃないか。

これは一建設省だけではできないと思っております。
国土庁が中心になられて、その辺のやはり開発問
題と保全、特に治水というふうな問題とのバラ
ンスというものをひとつ制度的にこの際考えていた
だく必要が出てきたんじゃないかと思っております
けれども、その辺のお考え方を国土庁の方から、長官
なり局長からお願いたしたいと思っております。

○国務大臣(天野光晴君) 予算の需要供給のバラ
ンスの問題、いまだうなっているのか、その調整
については、具体的なことはよく承知しております
が、それは局長が見えておりますから答弁させま
すが、十二分にいまの状態では賄い得るものとす
れば、河川とたとえば土地改良、あるいは基盤整備
と道路というふうな関連性の一手手おくれになる
方に対して調整費を用いて同時に完工、仕上げを
するということの方でございまして、それだけのい
ままでの経験からいって、そうした何とないまま
で独立したものを、機関をつくってやらなければ
いけないかどうかという問題、いままでの経緯に
ついて局長から答弁させます。

○政府委員(下河辺淳君) いまお話をございま
した事業調整費でございまして、昨今では御
指摘のように、事業調整費の主要な課題は、土地
改良と治水事業との調整という課題が非常に多
くなっておりますから、御指摘のような実態が
非常にふえてきているということは、われわれと
しても非常に憂慮しているところでございまして
から、事業調整費の運用に当たってそういった方
向をさらに強化してまいりたいと思っております
が、御指摘のとおり、それだけではどうも十分
ではないかという御指摘をいただいたわけでは
あります。一方、河川の流域の開発が野放しでは
困るというところがございまして、それにつきま
しては建設省の都市計画法あるいは農林省の農
法、森林法などで開発行為の規制の取り締まりを
実は始めたわけではございまして、開発の側から治
水に対する十分な配慮ということで仕事を始めて
おりますけれども、昨今では建設省でもうす
で始められておると伺っておりますが、治水の側か
ら河川の流域の開発についてしかるべき措置を講
ずる必要があるのではないかと。両者からの規制が
総合化することによって河川というものの適正な
維持ができるということが言えるだろうと思いま
すので、そういった意味で、いま御指摘いただき
ました総合的な施策を講ずる必要があると考えて
おりますが、果たしてどういう制度になるか、あ
るいは大臣からお答えいたしましたように、必ず

しも機械的に全部統合してしまうことがいいの
か、あるいはそれぞれの部局において治水との関
係を明確に規制していただく、あるいは事業を推
進していただくのがよろしいのかというところ
は、もう少し検討させていただきたいと思います。

○坂野重信君 新聞報道に先般出ておりました
が、建設省では総合治水というふうなことで計画
されているようではございますが、その辺をひとつ
簡単に御説明願いたいと思っております。

○政府委員(榊野康行君) 災害を防ぐには治水施
設を整備するというのが第一でございまして、け
ども、それとあわせて、流域と川との関連がどう
あるべきかというのを検討するいわゆる総合治
水対策といえますか、総合河川対策といえますか、
そういう計画が必要だということで、建設大臣の
指示によりまして現在建設省で検討中でございま
す。

その内容につきましては、まず一つは、降った
雨ができるだけゆっくり川に入ってくるにはどう
あるべきか。これにはいわゆる土地の利用計画も
関連してまいります。それから第二点として、
土地の適正な利用あるいは水に強い建築様式ある
いは町づくりとかこういう問題、さらにはいわ
ゆる洪水がはんらんする区域、あるいは土石流によ
る危険区域と、そういうものを調査して、各住民
によく自分の土地がどういう土地であるか知って
もらって避難体制に万全を期してもらう。ある
いは、そういうものがまた土地利用の規制ある
いは適正な土地利用に役立つか、そういうふう
に総合的な面、流域を踏まえた河川改修、ある
いは河川改修を見詰めた流域開発のあり方と、そ
ういふものを検討してまいりたいということで、現
在河川審議会の中に小委員会を設けて検討する
べく準備中でございまして。

それから、ちょっと話は前に戻りますが、先
ほど先生が八兆円の中に予備費の上げ底に困ると
いうお話ありましたけれども、建設省としまして
は今回の災害にかんがみまして、八兆円というの
はネットの八兆円でございまして、予備費は八兆

円の枠外であるということでございますので、絶対にネット八兆円を確保すると、最低八兆円を確保するというところでございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○坂野重信君　そこで、そういう流域等の問題をやるためには、やっぱり地域の住民の皆さんや関係者の皆さんにこの治水施設の実情というものを十分認識させるような方法を考えておきませんと、いたずらに災害起きた後、何でもかんでも治水当局の全責任だというぐあいにはされません、これまた非常にむずかしい問題でございますし、そうかといって、そういうものを十分予知するような方法をどうしても責任論は免れないかもしれませぬけれども、やはり後手後手で、一生懸命やっておいて、災害起きたら、これ責任だということになってきますと、幾ら体があっても足らぬわけでございます。そういうことでございますから、そういうことを十分考慮して、やはりそういう治水施設の実情というものをアピールするような方法を検討すべきだと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○政府委員(柳野康行君)　現在の建設省では各地域の安全度といいますが、いわゆる洪水はんらん予想区域、あるいは山津波といいますが土石流の危険区域、そういうものを現在調査中でございます。また一方、現在大河川におきましては、既往の洪水でここまで浸水したというものを町に表示したりしてございます。今後そういう自分の地域の安全度というものを地域住民に十分知ってもらっていただきたいというふうに考えてございます。それで現在、昭和五十一年度、本年度からでございますが、いわゆる洪水はんらん予想区域あるいは土石流危険区域の調査を行っております。これらの成果を待ちまして地域住民と一体となつて治水対策に向かつてまいりたいというふうに考えてございます。

○坂野重信君　さっきの下河辺局長の答弁に関連したことです。先般現地を見た中で、牧田川水系の杭瀬川支川の大谷川がやっぱり水害の常襲

地帯というふうなことで、少し雨が降るとすぐ浸水する。いまのうちに家がまだ立て込んでない。しかし、将来開発の可能性が非常に強いというふうなところ、こういうところを住宅行政の立場ではっきり遊水区域であるとか、あるいは制限区域というふうなものを設けて、その中にはもう一般の住宅は制限する、あるいは建てる場合に構造設計という面で制限を加える、一定の注文をつけるというふうなことをこの際考えるべきだと思ふんですけれども、その辺はどうでしょうか、住宅局長、河川局長。

○政府委員(柳野康行君)　まあ自然遊水地的な地域でございます。現在内水がたまつておると、そういう地域でございますけれども、そういうところにつきましましては、湛水による災害の発生が当然予想されます。したがって、都市計画の定めがある場合には市街化調整区域としまして、市街化が抑制されておるところでございます。しかし、都市計画の定めがない場合でございますけれども、今後適正な土地利用の充実が必要であらうかというところでございます。したがって、先ほどの総合治水対策の中におきましても考えてまいりたい。と同時に、治水対策上計画的な遊水地をつくらう。たとえば都市付近におきましては多目的遊水地とかそういうものをつくらう。そうしまして水害を防いでまいりたいというふうな、上流におきましてはダム、中流あるいは下流におきましては遊水地におきましては、いわゆる洪水調節池と遊水地を活用する、あわせて河川の改修の万全を期してまいりたいというふうに考えます。

○政府委員(山岡一男君)　基本的にはただいま河川局長から御答弁あったとおりでございますが、特に土地利用の問題といたしまして、先生御指摘の場所は現在調整区域ということになっておると思ひます。そういう調整区域の開発許可制度の活用によりまして当面いろんな建築の制限等行われたいと思ひますけれども、なお建築基準法には三十九条というのがございます。災害危険区域を定

めております。「地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。」というのがございまして、災害危険区域に指定をいたしますと、建築物の建築の禁止、その他家をつくる場合にはこういう構造にしなければならないというふうな必要な規制ができることになっております。現地の状況等によりまして、そういう必要があれば災害危険区域の指定等もできるといふふうに考えておる次第でございます。

○坂野重信君　余り例はないと思ひますけれども、そういう制度的に現行制度を活用できるものはひとつ勇氣を持ってやっていたきたい。

それで、長良河口ゼキの話が先ほど出まされたが、地元の事情でちよつと本格的な着工がはじまっているようでございますが、ちよつと公団事務所に行きまして、PRの映画がrippばなのができ上がつておりました。参議院の視察団がきょう来るためにやつと間に合つたのだというふうなことで、rippばなPR映画をつくつておりました。なげ長良の河口ゼキが治水に必要であるか、非常にrippばな映画ができておりました。非常に敬意を表したわけですが、こういうPRを——長良の河口ゼキができれば川底も掘削し、しゅんせつできる、そうすれば水位も相当上まで下がつてくれるのだというふうなことをもう少し思い切つてPRされたい。私も岐阜の知事さんに会つたら、この水害を契機として長良の河口ゼキに対するムードがかなり変わつてきたというふうなことも知事さん言つておられましたので、この機を逸せずひとつ徹底的なPR努力というものをお願いしたい。

もう一つは、下流の地盤沈下の問題もあるわけでございます。これまた地盤沈下したために今度の降雨によつて水害が、内水が相当ふえておると思ひますし、そういう意味においてもひとつこの際格段の努力をぜひ望みたいわけでございます。建設大臣あるいは国土庁の水資源局長から御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(中馬辰猪君)　長良川の河口ゼキにつ

いては、私も現場で知事と会見をしたわけでありまして、知事の話次第で私としてはいつでも本体工事に着手したいということを強く言明をいたしておるし、知事自体も、一人反対があつたからもう絶対にしないとかというのじゃなくて、県内の大勢を見て大体これでいけるというときは建設省に対して上申したい、こう言つておりますから、知事だけに責任をかぶしたようで恐縮なんですけれども、知事が腹を決めればこつちは間髪を入れずサインを出すということは、もう当地でも言明いたしておるわけでありまして、今回の災害で県内のムードが大分変わつて積極的な勢いが出てきたというところは私もしばしば聞いておりますから、そのムードがもっと高まるようにひとつ具体的に私どもとしても手を打つてみたい、こう考えております。

○政府委員(飯塚敏夫君)　長良川の河口ゼキでございますが、先ほど先生御指摘のとおり治水、利水の両目的がございまして、その河口ゼキを設置することによりまして、河床の低下を図りますので、私どももいたしましては、今回の出水にかんがみまして一刻も早く治水対策が緊急に推進できますように、この河口ゼキの建設に一生懸命で邁進してまいりたいと思ひます。御指摘のとおり、地元関係者のいろいろな諸問題があるようでございますので、私どももいたしましては大いに関係者の理解と協力を得るよう努力してまいりまして、早急に実施をしてまいりたいと思つております。

それから地盤沈下の問題がございましたが、全国的にも地下水のくみ上げによりましていろいろ地盤沈下が進行してございますが、これらにつきましては災害対策上放置できない状況でございます。このため、地盤沈下を防止するために適切な地下水採取の規制措置を講じますとともに、代替水の確保等を推進する必要があります。これに對しまして国土庁といたしましては、現在議員立法として御検討なさつております地下水の保全及び地

盤沈下の防止に関する法律案というものがござい
ますが、これらの早期成立が図られますように私
どももいたしまして協力してまいりたいと思っ
ておる次第でございます。

なお、当長良川下流域につきましては、その
代替水につきましては一刻も早く木曾川水系水資
源開発基本計画に基づき水資源開発事業の推
進を図りまして、その代替水の確保に努力してま
いりたいと思っております。

○坂野重信君 私は、先般参りましたときに、岐
阜の市長さんも来ておられましたから、長良の問
題はこれは岐阜市にも関係あることだ、市長さん
ひとつ先頭に立って促進の方向に向かいなさいと
いうことを強く主張したわけです。それで、長良
の河口でござる場合には、この水位の低下が一
体どの辺まで及ぶのか、PRをされておると思
いますけれども、その辺をひとつ計算されて、相
当かなり上の方まで水位が下がってくると、その
ところがもう少し的確にPRされて、私はこれは
岐阜市長の責任じゃないかということを言いた
いわけです。上の方で反対反対と言っていたんじ
やどうにもこれしょうがないじゃないか、地域の直
接の皆さんのいろいろな意見があるようですね、
も、上流側から自分の方のやっぱ洪水の疏通に
関係あることですから、ひとつがらばつてもら
いたいということを市長にも要望しておきました。
最後に、もう時間ございせんから、三全総の
関連でお伺いしたいと思っておりますが、いま国土
庁で三全総計画を鋭意策定中のようでございます
が、この中で国土保全に一体どの程度力点を置
いておられるのか、まずその辺をお伺いしたい
と思っております。

○政府委員(下河辺淳君) 第三次全国総合開発計
画は現在作業中でございますから、結論的に申し
上げるわけにまいりませんけれども、過密過疎を
解消するという基本的な課題に対応しまして、そ
の過密過疎を解消するための基本的な前提として
は、生活の基盤である国土が安定的でなければな
らないことは当然でありますから、その意味で、

第三次全国総合開発計画の中で国土保全というも
のに非常に大きな力点を置いて策定したいと考え
ております。

○坂野重信君 それで、そういうことによつて三
全総がまだ固まっていらないようですが、これから
最終的に長官の方で固めたいと思っておりますが、固まり
方の内容いかによつては、先般策定されたこの
新経済計画の中にも百兆円、シニアまである程度
決めておられるようでございますが、場合によつ
ては、三全総のまとまり方いかんによつては経済
計画の見直しといひますか、あるいはさらにその
中身のシニアの問題も果たしてあつていくんじ
やどうかというような問題まで入っていくんじ
やないかと思ひますが、その辺のお考えがどうな
つていますか。まず新経済計画を大體策定する
ときに、むしろ三全総の方が先に策定されて、それ
に乗つて経済計画といふものはやるべきなん
で、経済の方が先行しまして、とかく私も公共
事業といふものを経済に引き回されて、景気の
いときにはスローダウンして、景気が悪くなつた
らまた公共事業伸ばす、千五百億の問題にしても
せつかく当てにしておつたものが、今度大分景
気がよくつたから、災害が起きたからあれは
ちよつと考え直しましようというふうなことはま
ことに不可解なことでございます。これは国土
庁長官なり国土庁の皆さんは、やはりこういうこ
とはまことに不都合なことだと思ひます。やはり
三全総といふものが先行したその上で、経済計画
とマッチしてすべての計画といふものが私は行
われてしかるべきだと思ひます。その辺の考え方を
含めてひとつ局長から御答弁願つて最後に国土
長官のこの辺の所信をお伺いいたしまして、私の
質問を終わります。

○政府委員(下河辺淳君) 第三次全国総合開発計
画をできるだけ早く策定したいと考えて現在鋭意
努力してるところでございますが、その検討に
つきましては現在昭和六十年年度を目標にして十
年計画として作業をしておりますが、御承知のよ
うに経済計画の昭和五十年代前期経済計画は五十

五年までの五十年計画でございますから、十年計
画と五年計画の相違はございます。そして私ども
の十年計画ができました際には、経済企画庁の方
でこの十年計画に沿つて経済の運営をしていた
くといふことは当然ではないかといふふうな考
えておりますので、私どもの計画の決定を待つて
しかるべく経済企画庁ともよく連絡をしたいと考
えておるところでございますが、現在経済企画
庁としては、現在の段階では先ほど閣議決定いた
しました昭和五十年代前期経済計画を要するとい
う予定はしてありません。ただし、この経済計画に
ついては社会資本だけの問題ではなくて、経済
あるいは物価、エネルギーその他総合的な観点で
絶えずフォローアップといひますか、ローリングを
しようといふことになっておりました。企画庁に
おきましては、審議会を通じて絶えずフォローア
ップをしておりますので、必要に応じてはやはり社
会資本についても再検討していただくという必要
が出てくるのではないだろうかといふふうに考
えております。

○国務大臣(天野光晴君) これは国土庁ができた
ために二つの役所で扱ふことになつたものでござ
います。そうであるから、経済企画庁で両方やつ
ておりや大變都合よくいつたんだらうと思ひます
が、別々になつたといふところで相前後する問題
が起きてきたようでございます。で、いま一番指
摘されている重大問題は、経済計画のために公共
事業が制約されまして、いま当面せるこの治山治
水の大きな問題を期待どおりに仕上げるのには、
とても前期五十年計画の五兆五千億といふよう
なものではどうにもならないのではないかと
もこれ心配をしておられるわけでございます。幸
ひながらは十年計画でございますし、向こうは五
年計画、ちよつと行つたり来たりといふような
ことになつておられるわけでございますが、この
当面せる災害復旧に關連いたします、いわゆる全
國の治山治水計画といふものの新五十年計画を
発足する来年度の予算に當たりまして、まあ変則
的な形の上で処理をできるような措置を講ずる
ように努力をい

たしたいと考えております。調整はなるだけ、ソ
連とアメリカでありますから、日本の内閣の一
つのものでありますから、よく調整がとれて、こ
ういふことでこのかつかうの起きないようによ
うに注意したいと思ひます。

○委員長(竹田四郎君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後零時三十分休憩

午後零時三十分休憩

午後零時五十八分開会

○委員長(竹田四郎君) これより委員会を再開
いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○矢原秀男君 私は、委員会の一員といたしま
して、十二日から十三日まで二日間、長良、揖斐
両川の被災状況を視察をして帰つたところでござ
います。ただいまも御報告があつたように、私も
十何年間にわたつて災害現場を走り回つたことが
あるわけでございますが、長良に行きまして一番
びつくりしましたことは、木曾川を含めて木曾三
川と言われるところでございまして、これだけ巨
大な川が、平素のときは結構でございますけれども、
もし洪水時になれば本当にふん土のような河川に
なつていく。恐らく日本でも洪水状態になれば一
番恐ろしいところではないかといふことを私は感
じ得たわけでございますが、それを考えるたびに、
非常にこたへた感じがして多くの予算をつぎ込
んで河川改修等とにかく復旧をしていかないこと
には大變なことになる。こういうふうにしていま
なお私の命の中に刻まれておられるわけござい
ます。そういう意味から見ておられますと、一時
間当たりの雨量が七十から八十ミリにも達し、特
に長良川水系では連続降雨量千ミリを超える歴史
的な記録となつております。

そういう中で、三十四年九月の伊勢湾台風当時
の同地点での雨量といふものは二百七十三ミリ、
昭和三十六年六月の梅雨前線豪雨の雨量は五百八

十八ミリであった。こういうふうなことで、それから、県内の河川や道路を中心にして随所では、雨が降れば、交通、断などの災害というものが相次いだわけでございます。被害状況も、九月三十日午後三時現在では死者・行方不明七名、家屋の全半壊及び床上浸水等被災世帯が七万六千二百二十五世帯、被災人員は実に二十八万六千四百四十人にも達しているわけでございます。これは県全体の人口の一五％に当たる大変な数でございます。被災総額も約千四百二十億に達する未曾有の被害になっております。こういう中で住家等の個人財産の被害が約三百二十億と被害全体の三分の一を占めているのが大きな特色でございます。いま私が重複しながらこれを申し上げたのは、最初に申し上げましたように、全国で私はこれは第一だと思ひますけれども、木曾三川の巨大なこの流域を見たときに、やはり相当力を入れて対処していかなくてはならない、こういうことを非常に感じております。

この木曾三川は、すでに御承知のとおりでございますが、木曾川、長良川、揖斐川の主要幹川から成る木曾川水系でございます。長野県、岐阜県、滋賀県、愛知県及び三重県の五県にわたって、その流域面積は九千九百平方キロ、関連区域の人口は名古屋を初めとして約五百万人で、わが国でも有数の大河川であることはこれは当然のことでございます。

そういうことでございますので、まず大臣に伺いをいたしたいわけでございますが、先ほどからも何回も申し上げておりますけれども、この木曾三川は洪水時には全国有数というよりも、私は第一級の本当に、どう表現をいたしますか、洪水が出るという大変な状態になってくるところであります。こういう木曾三川についての基本的な治水に對する御見解というものをまず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中馬辰猪君) 全くおっしゃるとおりでございます。三つの川は日本でも最も大きな川でもあるし、また今回の災害を見ても危険な状

態があると思ひます。そこで、建設省におきましても、以前からも心配いたしておりましたが、今回の災害にかんがみ、いろいろ工夫して、いま検討を加えておる最中でございます。たとえばダムをつくるのか、遊水地をつくるのか、あるいは堤防を築くとか、また河口せきの問題もありまして、河口せきがもし完成すればかなりの水位の低下が現実に計画されておるわけでありまして、総合的な問題でないとなかなか解決がむずかしいというので、そういうものを含めて一体となつて解決を図りたい、こういうふうに考えております。

○矢原秀男君 ところで、木曾三川は先ほど申し上げました流域面積が九千九百平方キロ、総延長にいたしましては八百八十六キロ、灌漑面積も七万七千六百ヘクタール、こういうことでございすけれども、いずれにいたしましても、関連区域の人口が五百万人と言われておりますし、流域内の人口にいたしましては百三十万人に達するわけでございます。

ですから、私はここでまず第一の質問申し上げたいのは、こういう大きな被害の中で、被害後一カ月過ぎるんですけれども、私たちが行きましたも、またいつ雨になって洪水になるか、そうすれば必ずわれわれのところは被害を受けるというところで非常に毎日が安心できない、ということとは、逆に考えますと、行政面でどうしても力を入れていたいただきたいということになるわけでございますが、まず第一の質問は、予算面について伺ひをしたいと思いますのでございす。私はこれは特殊な河川の地域でございますという意味で、日本全国平均的な考え方である河川と道路における予算面のそういうふうなパーセンテージはここでは適用したらいけない。逆に河川の方を重要にして、道路の負担分というものを小さくしていくか、それとも逆転をしていくか、こういうことは過去何百年前からの治水関係の歴史を見ても明らかでございますけれども、そういう観点の中でお伺ひをしたいと思います。四十七年のときのこの関係にお

ける河川の予算、そうして道路の予算との対比、四十八年、四十九年、五十年、五十一年という最近五十年の河川と道路のこの面に関する予算面というものを明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(栗屋敏信君) 手元には全体の治水事業費と道路整備事業費の表を持っておりますが、木曾関係については持っておりませんので、全体のことを申し上げまして御判断をお願いいたします。

四十七年は、治水事業費が二千六百九十五億五千四百万円でございます。それに対して道路が八千五百七十七億三千四百万円。四十八年、治水が三千三百九十一億三千七百万円、道路が一兆三千八百九十五億九千七百九十九万円。四十九年、治水が三千三百九十五億九千七百九十九万円、道路が一兆三千八百九十五億九千七百九十九万円。五十年は、治水が三千四百九十九億九千九百九十九万円、道路が一兆四千五百六十八億。五十一年は、治水が四千二百五十一億三千七百九十九万円、道路が一兆九百五十八億四千八百九十九万円。最近の趨勢はそういうこととございす。

○矢原秀男君 それは全国的な趨勢でよくわかったわけでございますが、私がいま質問を申し上げております一つは木曾三川に対するいわゆる中部地方建設局管内について五十年間の河川と道路の関係、それはいまわかりませんか。

○政府委員(栗屋敏信君) ちょっと手元に持っておりませんので、後ほど調製をいたしまして御報告申し上げます。

○矢原秀男君 私も何百万円というところの端数まではいま把握をしていないわけでございますが、私の手元にある関係から見てもいいです。四十七年が大体百八十億程度の河川ですね、河川の予算。そうしてそのときには道路関係は四百億を少し超えております。四十八年度の河川に対する予算というものが二百億ちょっと出ておりますが、道路関係は約五百億円になっております。四十九年のときにも河川関係が二百億少しでございますが、道路関係が五百億ちょっとオーバーして

ております。四十億ぐらいですか。それから五十年、河川関係については大体二百億、そうして道路関係が四百八十億近くでございます。五十一年度が河川関係が二百五十億、約ですね、道路関係が六百億に近い。まあこういう最近五十年の中部地方建設局管内の予算の状況でございますが、私はもう先ほどから申し上げておりますように、ここにあれだけの巨大な川が三つもあるところでは堤防一つだけを隔てて大河が続いておる。それに全国的な平均ベースの中で予算配分が道路と河川でなされておる。災害になつていつと泣いているのは被害住民である。なぜこういうところにケース・バイ・ケースというのか、思い切った斬新的な予算配分というものが建設省でできないのか。そうしない限りこれは毎年洪水時には大被害を受けて、そして被害の方々が御苦勞されていかなければならない。この点について私いま質問いたしておりますように、このところだけは全国的なそういうお話がございましたように、道路と河川の平均的な予算配分という流れからではなしに逆にしていくのか、それとももっと道路と河川の予算というものを分けていくのか。いま私がここで申し上げておりますのは、災害といえども何といえどもお金がついて回るからいままでのような全国的な例ではこれはいけない。これは私が十数年の経験の上から深刻な立場でやっているわけなんです。そういう予算面の考え方を御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(栗屋敏信君) 先ほど申し上げましたように、全体といたしまして治水事業費と道路事業費では絶対的な差があるわけでございます。それで、河川事業の範囲内においては、この木曾三川を初めとして、被害を受けやすい大河川につきましては重点的に配分をしておると思ひわけでございますが、何分全体的な道路事業費が多いものでございますから、中部地建をとりまして道路事業費の方が上回っていることはやむを得ないのではないかと考えるわけでございます。ただ、先

生御指摘のとおり治水事業費全体をやはり伸ばす必要があると考えまして、治水事業五カ年計画につきましては従来の五カ年計画の倍に達する額を要求いたしまして、治水事業全体を伸ばし、ひいては木曾三川の治水事業に今後重点を入れていきたいと考えておるところでございます。

○矢原秀男 建設大臣、中部地方建設局管内だけは道路の予算と同じぐらいにまで河川のそういう予算面での配慮ができないかということをお希望したいわけなんです、大臣、どういうようにお考えでございますか。

○国務大臣(中馬辰猪君) 具体的なことのお答えはなかなか困難でございますけれども、木曾川が重大な川であることはよくわかっておりますから、その方向でひとつ検討させていただきます。

○矢原秀男 ひとつその面を力を入れていただきたいと思ひます。

台風十七号水害から約一カ月以上もたったわけでございますが、これは長良周辺だけではなしに全国的に被害を受けた被災者の方々は復興に非常に懸命な努力を続けていらっしゃるわけでございます。いずれにいたしましても、非常にかんりの時間と多額の資金を必要とすることは言を待たないわけでございますが、どうしてもこの問題になりますのは、前の災害委員会と建設委員会でも議題になっているわけでございますが、不十分な災害救済制度というものが非常に問題になっております。現地を訪れましても中小、特に零細企業の方々の機械設備やいろんなものが水につかってもうすでに使用不能である。そういうふうなことで行政の手厚い救済というものを被災者の方々が多く望んでいらっしゃるわけでございます。

それからまた、現行の個人災害制度もまだまだ、先般も一部は改正をされましたけれども、十分に被災者の切実な声が生かされておられない。こういうことでございますけれども、これら個人の災害救済制度の抜本的な改善というものは今後とももっと大きく窓口を広げてやはり改正をしていか

なくちゃいけない。そうしてまた、零細企業等のそういう設備等の被害につきましても、あわせてやはりもっと大きく手厚いものにしていかなくちゃいけない、こういうふうな感じのわけでございます。こういうふうな不十分な災害救済制度の抜本的な改善というものが、先般の国会で一部だけは大きく上げ幅が上がったわけでございますけれども、そうではなくて、もっともつとすべてにおいて見直しをしていかなくちゃいけない、そういうめどをいつにつけていくかということをも具体的にお願いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(栗屋敏信君) いま先生からお話ございました個人に対する救済を含む災害対策諸制度の再検討につきましては、これは本来国土庁が窓口となりまして関係各省と相談をしておられるわけでございます。先般国土庁長官もきわめて前向きな姿勢で答弁をされましたので、そういうことで御検討になると思っております。なお、国土庁にもよく伝えることといたします。

○矢原秀男 災害についてはどうしても建設省中心になりますから、国土庁並びに厚生省へも十分働きかけをして、抜本的な改正、そういう面に努力をしていただきたいと思います。いずれにいたしましても、被災者の救済に全力を挙げていかないとはいけません、こういうことになりま。

次に、現場を視察いたしまして、現在仮堤防ができて二重の矢板でがっちりできていますわけでございます。そのときに私は堤防の断面を安八町でじっと見ておりましたのですけれども、堤防の断面を見ておられますと砂になっているわけですね。一番やわらかい砂になっているわけですね。それから、堤防断面を見ておられますと、果たしてこれでいいのかどうか、技術的な問題としてこれは本当に検討されなくちゃいけないというふうなことを非常に感じて帰ったわけでございます。さっきも堤防断面についての御質問もあつたわけでございますが、そういう意味で技術的に、堤防

断面が長良川、そうして揖斐川、木曾川と明示されておりますけれども、こういう断面の中の土壌というものは技術的にどうなくてはならないかというのをまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(梅野康行君) 堤防をつくる場合に大量の土を使うものですから、できるだけ手近な場所から土を採取して堤防をつくるというのがいままでの堤防をつくる実態でございました。それで、中には近くに砂が多い場合には砂を利用するというところで、既往の高水位を経験しながらいろいろ断面を検討してきた次第でございます。それで、土としましては砂とか粘土とかそういうものが総合的にうまくミックスしているというのが一番よくございますけれども、川としましては非常に多量の土を使うということで、それは断面でカバーしてきただけでございます。

それで、今度の洪水にかんがみまして、あれだけの大量の雨がいわゆる堤防があるところでも降った。また、上流におきましても千ミリ以上の雨が降って長時間非常に高い水位が続いたという経験を踏まえまして、だから、ああいう場合に堤防断面がどうあるべきかというものを、土質とあわせてまして土木研究所が中心となってこれから鋭意研究を進めてまいりたい。そうしまして早期に結論を得たいというふうに考えてございます。

○矢原秀男 いま私が質問をいたしておりましたのは、現場決壊の断面を見まして身ぶりをしたわけでございますが、堤防の定規断面が木曾川の場合同様に七メートル、それから内水面で内水関係の方で八メートル、勾配が二対一になっていくわけでございます。そして五メートルの高水数等があらって、いわゆるハイウォーターレベルと低水面と、こういうふうになっておりますけれども、長良川も七メートル、揖斐川も七メートルになっていきます。しかし、下流にいきますともう堤防一つで支えている、そうして高水数すらも十分でない。そうしてまた中流の地点に行きましても、いわゆるそういう高水数等もえぐられた形で最初から全然ない、まともに堤防に当たってき

いる。こういうふうなことがあるわけでございますが、やはりそうなると、堤防の質というものが懸念されるわけですが、技術的には、いまもお話を伺ったわけでございますが、そういうふうな昔からの土砂を中心とする粘土土、粘土土というのは非常に少ないわけですが、そういうふうなことになるかと、相当これ力を入れていかないと、この木曾三川においては大変な様相が来るんじゃないかということで、いま安八の破壊現場を見ながら心配をして質問したわけでございますが、堤防断面も現地の方々に伺いをしますと、その周辺のヘドロとか、砂が中心でございますけれども、とにかくそういうことで昔につくった、そういうふうな説明も聞いたわけですが、これも、この堤防の再診断というものが、技術的な面から流量関係とか力の関係とかいろんなことを含めてやはり再検討されなくちゃいけない、こういうふうに思われるわけ。そういう点で堤防の断面、強度の総点検をこの関係でするかどうか、そういう面をもし計画があれば、いまから計画するのであればそういう面をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(梅野康行君) 堤防の診断といいますが、総点検といいますが、それにつきましては、うちの建設大臣からそういう点検を命令されております。指示されておりますし、現在土木研究所を中心といたしまして、どういう堤防断面であつたらいいかという問題が一つと、それからもう一つは、そういうふうな非常に大きな断面になった場合に、じゃそれに代わるものはどうすればいいかとか、そういう面を含めまして堤防を診断すると同時に、また堤防のあるべき姿というものを現在鋭意検討中でございます。したがって、これにはやはりいろいろ実験をしたり、あるいは土と水との関係、いろいろ複雑な要素がございますので、できるだけ早急に結論を得たいと思っておりますが、やはりこの一、二年ぐらいはかかるんじゃないかというふうに考えております。

○国務大臣(中馬辰猪君) いまと関連いたします

けれども、私も就任早々直ちに、あり余った金があるわけじゃないのですから、限定された予算を全国の川に重点的に配分しなきゃいかぬ。しかし、その中でもちょっとした工夫があれば災害は多少防げるという地区があるような気がするものですから、直ちに総点検を命じまして、限定された予算を重点的、かつ効率的に使うにはどうすればいいかということで、いま局長が申したとおり総点検を命じたわけでありました。

○矢原秀男君　じゃ、その点よろしくお願いをいたします。

それから伊勢湾に流れていくわけでございますが、流量配分については基本の高水流量と合流量というものが秒間に何トンというそういう流量計算の中から出てくると思うのですが、建設省で、現在の木曾三川についての流量配分というものは大体計画どおりでいいかどうか、その点お伺いします。

○政府委員(梶野康行君)　木曾三川とも現在の流量配分で一応いまいとこいいと思っております。しかしながら、揖斐川につきましては去年の大きな洪水、またことしも揖斐川につきましても計画水位以上の水が出ております。また、長良川につきましても今般の大洪水ということで、現在一応はいいと思っておりますが、今後十分見直していきないうふうに考えてございます。

○矢原秀男君　じゃ、次に木曾三川の改修関係について具体的に質問いたしますけれども、一つは、伊自良川の全面改修の進行状況がいまどういうふうになっているかということが一つ。第二点目は、杭瀬川の引き堤については大体進捗状況が何%であるか。続いて、牧田川の狭窄部の対策についてはどうなっているか。第四点は、高須輪中の内水対策は大体もう完全なのか、それともパーセント的にはどの程度であるか。新堀川の内水対策ですね、この点についてはどの程度進んでおるか。それから堤防の補強についてでございますけれども、これは大体木曾三川として重点的にどういう進捗状況であるかをお伺いしたいと思います。

○政府委員(梶野康行君)　いま手元に詳しいデータがございませんので、まことに恐れ入りますが、概括的なことでお答えいたしたいと思います。

まず、伊自良川の改修のテンポでございますけれども、これは中小河川で現在やってございまして、今般の水害におきましては非常な被害を受けた川でございます。したがって、いろいろな事業を活用しまして今後積極的にこの改修を促進していきたいというふうに考えてございます。

それから杭瀬川の引き堤の問題でございますけれども、これはいわゆる上流からの大谷川とかそういう辺の、大垣市周辺の洪水が入ってくる上におきまして一番ネックになっておる地点でございます。これは一度前の計画では改修が済んだところでございますけれども、今般のこういう大洪水、あるいは現在の計画におきましても引き堤計画でございますのでできるだけ早急にやりたいということ、ことしあたりからそういう引き堤の用地買収の話に入っていきたいというふうに考えてございます。

それから牧田川の引き堤でございますけれども、ここ牧田川は杭瀬川と一緒に流れておる区間でございまして非常にネックになっている地区でございます。また、今般の水害におきまして非常に裏が崩れて、水防によって辛うじて破壊を免れたという地域でございます。この引き堤につきましてもできるだけ早急に着手したいというふうに考えてございます。

それから高須輪中の内水の問題でございますけれども、これは現在本格的なポンプ場を着工してございまして、もう少しこれは今後の様子を見まして、さらに補強すべきかどうかというものを検討してまいりたいというふうに考えます。

それから新堀川の内水対策でございますけれども、この付近は河川の改修が第一義でございまして、まず川からあふれることを防ぐということで、いわゆる伊自良川などの改修を急いでおるわけでございますが、それでこの新堀川の内水対策につきましては現在着手しております、現在の計画

をできるだけ早く竣工させたいというふうに考えてございます。

それから木曾三川の堤防の補強の問題でございますけれども、先ほどの健康診断、堤防の健康診断または堤防のあるべき姿の決定というものによりまして、今後できれば五カ年内にそういう特に危険な箇所につきましては手当てをしてまいりたいと、そういうふうに努力していきたいというふうに考えてございます。

○矢原秀男君　いま一部だけ名前を挙げたわけでございますけれども、全面的に万全の対策を早急に進めたいと思います。

私、ここでちょっとひとつお伺いしたいわけでございますが、明治のときに大改修が行われたわけでございます。そのときに長良川の場合であれば桑原輪中から高須輪中にはみ込んでくるというふうな河川の湾曲を河川改修されてストレートにされておる。高須輪中についても今度は逆に湾曲を木曾川立田輪中の方にするのをストレートに河川改修をされておる。立田輪中の方はまた下流の方でストレートな改修が明治にされておるわけですね。そういうふうな長良輪中から、よしがす輪中、そういうふうな下流について明治時代に改修がされておるわけでございますけれども、こういうときの流量計算とかそういうふうなものは、現時点の皆さんの非常に最高の技術面の計算から見ても、百点満点であったのか、それとも自然の流量の流れに対して河川改修がストレートであったがために、ストレートで当たってくるという下流面の堤防等が逆に補強されてないために最近の降雨時に被害を受けたのか。そういう点のいろいろな問題点というものを私も疑点を持つわけでございまして、現在の最高の皆さんの技術で百点満点の改修であったのか。だから、いままで余り手がつけられてなかったのか。手は少しずつつけていらっしやるようでございますけれども、そういう立場から私お伺いしたいんでございますが、明治改修はそれは行われなかったよりも私はよかったですと思うんですけれども、現時点から見ても

百点満点であったのかどうか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○政府委員(梶野康行君)　明治改修のときのいわゆる流量の決め方、あるいは河川改修計画の決め方は問題でございますけれども、当時におきましてはやはりベストを尽くしておったというふうに考えます。それで、特にこの木曾三川につきましては、明治の初期にオランダからデレークという人が来まして、いわゆる水源から河口に至るまで十分歩きまして、いろいろの英知を尽くしてつくったわけでございます。現時点におきましては、当時としてはやはりベストを尽くしておった計画だというふうに考えます。

○矢原秀男君　しかし、あれでしようか、伊勢湾台風であるとかいろいろな台風災害が来て、では明治改修時のような物すごいエネルギーと予算というものをそこへ傾注したかどうかということが、現時点の土木工学でやはり問題になる点だと思っております。そういう点については、現時点においては明治改修にまさるとも劣らないだけの木曾三川にはずっと力を入れてきたというのかどうか。私はその点では少し欠けているんじゃないかと思わうけれども、皆さんのこれに、いわゆる復旧に対する度合いですね、力の度合い、明治改修に負けないだけいまい入れているのかどうか。

○政府委員(梶野康行君)　この木曾三川につきましては、いわゆる先ほど先生おっしゃいましたように特に長良川でございますが、三十四年の伊勢湾台風、それから三十五年、これは長良川の計画を改定した大洪水でございましたけれども、三十五年の大洪水、また三十六年の大洪水というふうな三カ年連続して大きな洪水があったわけでございます。また、揖斐川につきましても四十年あるいは最近というふうな連続して非常に危険な状態であったわけでございます。したがって、そういう洪水にかんがみまして建設省としまして、木曾三川につきましましては全国の中におきましても非常に重点を置いて予算をつぎ込んで改修し

た川でございます。ちなみに本年度について言いますと、これは木曾川上流の管内でございますけれども、三十五億何がしの予算を盛ってございませうけれども、これはいわゆる淀川、利根川に次ぐ三番目の予算でございます。こういう連年起きました大洪水、また木曾三川の流域の開発状況、その重要性等見まして、今後ともこの木曾三川につきましては鋭意重点的に改修を促進してまいりたいというふうに考えます。

○矢原秀男君 ちょうど現場へ参りましたときに、当日の地元新聞でも、長良川の決壊について「住民が国家賠償訴訟へ」という大きな見出しの中で、これは明らかに人災である、墨俣被災者同盟の方が委員の私たちのところで陳情もされたわけでございます。そういう中で、輪中の締め切りで上流のわれわれは被害を受けた、こういうこととお話をされたわけでございますが、この墨俣町が十二日の長良川決壊で全戸数千四百六十一戸のうち千三百四十六戸が床上、床下浸水、総額五十五億円の大体被害を受けておられるわけでございます。

この問題について、安八町より上流にある同町が浸水したのは、下流の同郡輪之内町の福東輪中堤を自衛隊が出動して締め切ったために水が逆流したのが原因であると、こういうふうなことで、平野県知事とか県議会の議長とか建設省、自衛隊関係者の出席を求められて、いろいろ住民大会を開くことになっておられるようでございますが、その中で墨俣町の被災者の方々が言われております一つは、墨俣町水害の原因究明と責任の所在、二番目は当面の補償、三番目は将来対策の三点に示ばれて、国や県の責任を追及すると言われているわけでございますが、ここでお見えになった奥村さんという委員長になられていて、方です、が、やはりどの調査をしても福東輪中堤を締め切ったのが自衛隊であることは明らかであるけれども、その自衛隊さんにだれが命じたのか建設省や県に問い合わせてもはっきりしない、こういうふうなことで実は困っているんだというお話が

あったわけでございます。私もお話を聞きながら、こういう天災に近い非常に大きな降雨量のとときでございまして、上から下までもう大変な指揮系統も乱れがちな状況、もういろいろな状態とてに、かく大変であったというところは、私たちが被災現場に走っていったら、方々へ行ってございまして、わかつておられるわけでございまして、こういうふうな国家賠償訴訟というふうな形のもので出て、そうして委員長からわれわれに陳情されているというふうなことになるわけでございまして、やはりどういいう形の中で輪中の締め切りが行われたのかということだけ、きょうは一点だけをお伺いしたいと思っております。

○政府委員(柳野康行君) この輪中を一体だれが命令して、だれが締め切ったかということでございます。まして、建設省としましてはその辺の経過をつかみたくていろいろ調査しておる次第でございます。まだはっきりしないものでございまして、また地建の方にもっと何かその真実がわからないかということ、現在またその調査を命令しておる次第でございます。

○矢原秀男君 まあこの問題も、今度の災害では実際に自衛隊や何かは方々で非常に出動して一生懸命隊員の命を失ったと聞いておりました。しかし、こういう問題が出てくると、自衛隊に指揮をしたのは建設省であるのか県であるのかという問題が出てくるのはやはり当然だと思っております。指揮系統の問題ね。まあそういう意味で、とにかく被災者の方々というのは、訴訟に勝った負けたというよりも、やはり二度と被害を受けてはならない、そういうためには原因というものを究明してきちっとしていきたい、そういう非常に心配心からいろいろこういふ一つのものが出てきたと思うわけで、ですから、そういう点については建設省もまたよく実態等を把握して、そしてやはり善処をしていただきたいと思っております。それから木曾三川についてでございますが、水防活動の箇所ですね、ここはまあ特異でございまして、水防活動の箇所というところは必ず、午前

中も質問が出ましたけれども、漏水とかいふんな面の非常にこういうところは多いわけで、水防活動箇所の手を打たなくてはならない、まあこういうことになるわけで、水防活動箇所はこの木曾三川では大体何カ所建設省としては把握をされていらっしやいますか。

○政府委員(柳野康行君) 木曾三川全体でございませうけれども、長良川につきましては大体百カ所をちょっと超えているというふうに記憶しております。掛斐川につきましては長良川と同様に各所で堤防がすべりまして、水防やっておりますので、やはりその程度は水防箇所をやっておりますのじゃなからうかと思っております。それはいずれまた十分調査しまして先生のお手元に資料を提出したいと思っております。

○矢原秀男君 水防活動箇所、まあ長良川百カ所、掛斐川もそのぐらいではないかという御説明があったわけですが、この点につきましても防災の立場からきちっと具体的な対策というものを立てていただきたいと思います。こういう面についてはどういいう具体的な現在では手を打たれたのか、それをお願いいたします。

○政府委員(柳野康行君) まず、一番の破堤箇所でございますけれども、あれは直ちに緊急復旧やりますので、すでに本復旧に着手し、来年の二月末には全部を完成したいというふうに考えてございします。その他の水防をやりますので、のりが崩れたとか、そういう箇所でございますけれども、特に緊急なものにはすでに緊急復旧といえますが、応急復旧で手当をございまして、本復旧につきましまして、特に急ぐものにつきましては本年度じゅうに、来年の出水期前には完成したいというふうに考えてございします。全体で災害につきましましては二カ年でそれを復旧するというところでございします。特に緊急なやつにつきましては本年度じゅうに、あるいは遅くとも来年の水前に完成したいというふうに考えてございします。○矢原秀男君 洪水の排水計画でございしますけれども、当局では最大の湛水量というものが四千二

百万トンと推定をされているわけでございします。現在既存の排水門が四門というふうに伺っているわけでございますが、そういう自然排水はもちろんでございしますけれども、長良川の森部の排水、中の排水、それから掛斐川筋では中須川の排水、そして牧の排水ですね、そういう関係は今回の状況においてはどういいう活躍がなされたのか。それに準ずる排水の——これはちょっとあとの具体的に質問しますけれども。

○委員長(竹田四郎君) 早く答弁してください。○政府委員(柳野康行君) この排水門につきましては、本川の水位が下がると同時にオープン、開きまして、内水排除に努めたわけでございします。中にはポンプ場などもございしますけれども、これらにつきましましては水没して動かなかったというのが実情でございます。

○矢原秀男君 内水排水で各地で問題になりますのは、兵庫県の赤穂でもそうでございしたことが、浸水でポンプが稼働できないわけですね。今度の視察に行っても、現場で一時間近くでございしますが、電気設備の不備で稼働できなかったということ、非常に被害が多くなったということはこれは通例でございますけれども、ここで問題になりますのは、電力を送るところ、そうして排水ポンプを設置するところ、そういうところは伊勢湾台風よりも、これは長良川の場合ですが、そうして全国各地でも最高の危険水域よりも排水ポンプだけ高くするのはなしに、電気を送るところも、やはり何か東京であれば東京電力でしよう、関西であれば関西電力、中部であれば中部電力でしようけれども、そういう排水ポンプに連係をするところ、電気の関係というのは、そういう浸水が来ても何とか十分安全であるというふうなことをしないと、一基五億円でしよう、いま排水ポンプの設備が、値が上がっていますから。そんなのが全部四基や五基を据えつけなくちゃいけない、お金がかかるけれども十分動かない。そういうことで逆に被害が起きるということになるわけですが、一連の排水ポンプ作動までにおける、そういう安全

というのか、そういう面の具体策というものは行政官庁からそういう企業に対してもどういう連係プレーをされていらっしゃるのか。今回の台風十七号でもどういう手を打たれたのかということを伺いたい。

○政府委員(裾野康行君) 木曾三川におきまして直轄で大きなポンプ場をつくっております。そのポンプ場につきましては、いわゆるポンプは浸水場しないように非常に床を高くしてポンプを備えつけております。と同時に、電源につきましては、いわゆる電気系統と、それから電気が故障した場合に備えましてディーゼルという二重の系統で、直轄のポンプにつきましては万全を期しておる次第でございます。しかしながら、こういう先生おっしゃいましたいわゆる電気を送るところもできる、ただけ高いところということでございますので、この点につきましては、やはりできればそういうことであった方が望ましいと思います。したがって、まして、こういう関係省庁と十分協議していきたいというふうに考えております。

○矢原秀男君　その点を特によりしくお願いしたいと思います。

じゃあ時間がいらないので、あと一点だけを質問をいたしますが、現地へ参りまして私心配をいたしておりますのは地盤沈下の問題でござい
ます。午前中も質問があつたわけでございますが、それを申し上げますのは、私も尼崎でございますので、年に一メートル以上も地盤沈下をしていく、防潮堤の堤防すらも一メートルも一年間に下がっていく。工場やなんかでも一メートル近くも下がつてまいりますから起重機やなんかもすぐに使
いものにならない。そういうふうな中でいろいろな対策に従事しました一人といしまして、木曾三川という非常に巨大な河川を持っているこの良の周辺が、地盤沈下で追い打ちを受けていく可能性が逆に高潮の場合にあるわけでございます。
五十年十一月現在の状況を見ておりますと、木曾川の左岸で平均一メートル四十一沈下をして
いる、右岸で一メートル二十六。最大が一メートル

九十二、右岸が一メートル七十二。揖斐川と長良川では左岸で平均的に一メートル八、右岸で一メートル四十七。最大で左岸で二メートル八、右岸で二メートル二十二。こういうふうにして三十七年から五十年の累計というものが出ているわけでございます。こういうふうになりますと、伊勢湾台風ではございませんけれども、堤防がやはり低くなつてくれば、ゼロメートル地帯が非常に多いわけでございますから、これはもう大変なことになるなどとも思うわけです。これに対する緊急的な沈下対策というものがどうしても必要になつてくる。

最近の四十九年の十一月から五十年十一月の地盤沈下の概況を見ておきますと、非常に沈下は少なくなりました。伊勢湾の近くでは十センチ、六センチ、八センチ、一官とか岐阜の方では二センチと、こういうふうになくなっていてるので喜んでゐるわけですが、いずれにいたしましても、地盤沈下の地域が九百キロ平米に及んでおりますし、ゼロメートル以下の地域が二百四十キロ平米もあるわけでございます。そういうふうな中で、地盤沈下によつて高潮堤防の治水の機能の低下、内水の自然排水の不能、構造物の破損等の問題が深刻化することは明らかでございます。そこへこういうふうな台風等の雨を伴う災害が来れば、現在の河川の改良の状態においては、私は二度打ちのもう物すごい被害というものが今後またられると思うわけでございます。ですから、そういうふうな面で当局の具体的な対策はどうされているのか、そういうふうなことをまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(楊野康行君) 直轄河川の木曾川の流部の地盤沈下に対しましては、あそこはかつて伊勢湾高潮に際して冠水した地区でございますが、昭和五十年より緊急計画を樹立しまして堤防をかさ上げる工事を促進してございます。また、木曾川左岸の日光川水系、ここも非常に地盤沈下の大きい地域でございますけれども、ここにつきましては昭和四十八年度から地盤沈下対策事業と

いうものをやっております。そうしまして磐江川の排水機場に着手した次第でございます。それからまた昭和四十九年の七月の豪雨を契機としまして、昭和五十年度高潮対策事業というものを新しく起こしまして、日光川のポンプ場、排水機場に着手したわけでございます。また、日光川水系は堤防が全川のにやぶり下がっておりますので、日光川下流部につきましては中小河川改修で緊急的にその堤防の補強を進めてきたわけでございます。それで、昭和五十一年度には、この日光川下流部につきましては激特事業の対象として、その促進を図っております次第でございます。また、木曾川左岸の鍋田川流域につきましては、昭和五十一年度から地盤沈下対策事業、補助でございますけれども、で排水機場の新設等の事業を進めておる次第でございます。

○矢原秀男君　時間ございませんので、あと一言。

どうか地盤沈下に対する対策、手を打っていた
だきたいと思うのです。私がこれで一番懸念をし
ておりますのは、長良川の下流部の土層固という
ものが、地下十五メートルから五十五メートルぐ
らいまで沖積層と言いますけれども、よく言えば
粘土です、悪く言えばヘドロです。ですから、地
下水のくみ上げが問題になるわけです。ですから、
地下水のくみ上げの規制というものについて、そ
れとか上水の問題とかいろいろありますが、きよ
うは時間がございますので私も質問はしません
けれども、こういうものを含めてやはりきめの細
かい対策、これを早急にさらに追い打ちをかけて
やらないといけないと思います。

○政府委員(柳野康行君) 全く先生のおっしゃるとおりでございます。幾ら施設をかき上げたり、あるいはポンプをつくりましても、地盤沈下が行進すれば、またもとのくみといふことでございまして、結局地盤沈下をとめるというのがまず必要じゃないかと思う。そのために地下水の過剰くみ上げというものが関連してきます。建設省としましては地下水法案というものを

提案しておる次第でございます。現在におきましては、国土庁が中心となりまして、こういう地盤沈下のための地下水関連の法案というものを検討中でございまして、建設省としましてはこれに協力しまして、地下水、表流水を含めたいわゆる水の管理というものに向かってまいりたいと考えております。

それから木曾三川のこの地帯におきます地盤沈下でございますけれども、地下水の過剰くみ上げをやめるためには、どうしても表流水との代替用水の転換が必要になってまいります。これにつきましては、長良川の河口せき、あれが長良川の改修と相俟って、いわゆるしゅんせつをするのと相俟って河口せきをつくるわけでございますけれども、あれが木曾三川下流部における代替用水として大きな役目を果たすようになるのではなからうかというふうに考えてございます。

それから先ほどの水防活動状況の資料が手元に参りましたので御報告いたしたいと思います。木曾川が、水防箇所が五十カ所でございます。長良川が、先ほど百カ所少しと申し上げましたけれども百二十八カ所、それから揖斐川が八十八カ所、計二百六十七カ所が台風十七号によります木曾三川の水防箇所でございます。

○矢原秀男君　もう時間でやめるつもりにして
おったんですが、ちょっと答弁の中でありました
ので一言だけ。

地盤沈下と表流水のいろいろな問題等の中から、解決として、しゅんせつの問題と河口ぜきとの問題がございましたが、この点については次回に私も申し述べるつもりでございますけれども、技術的に私の立場でいろいろとただしていきたい点もございますので、その点だけをつけ加えておきます。

○上田耕一郎君　中馬さんが建設大臣になられて一般質問の機会、最初ですので、まず建設大臣の政治姿勢の問題についてお伺いしたいと思います。

相の逮捕、起訴などで建設行政にも世論の批判が向けられています。建設省は昭和四十六年七月以来五カ年にわたって、西村英一、木村武雄、金丸信、亀岡高夫、小沢辰男、飯谷忠男、竹下登と七代にわたって田中派に大臣が独占されてきている。官僚も田中派だといふに言われて多くの疑惑が新聞、雑誌で指摘されております。自民党の大橋武夫代議士は、建設省の田中派の行政まる抱えについて、「上から政治献金を入れると、下から利権が出てくる自動販売機のような仕組みが出来上がっている」と、そう東京新聞で書いているところであります。大臣は、こういう批判や疑惑にどういふ姿勢と方針でおこたえになるつもりか、それをまずお聞かせ願いたい。

○国務大臣(中馬辰猪君) 私は、建設省のことは全くいままで関係ありませんでしたので、実は任命されたときはそういう感じは持っておりませんでした。翌朝の新聞見たら一斉にそういう記事が載っているものだから、ああそうかなと、私も実は元佐藤派だったものですから、別段その田中派とか佐藤派とかそういう感じは持っておりませんでした。そう言えばみんなそうだったという、新聞見てからの感じでございます。特に就任直後はそういうことは全然感じておりませんでした。ただ、その後本省の人たちとの接触をしてみても勉強したわけですが、そういう感じは全くありません。十分私の言うことを聞いてもらって、私も事務当局を信頼しているし、事務当局もまた私のことを全面的に協力してくれているということで、現在は全くそういうことは感じておりません。ただ、非常に投書がたくさん来ます。末端といいますが、本省でないことでも、第一線のいろいろな事務所等についてかなりいろいろな投書が来ておりますが、本省については全く私は何派だとかそういうことは全然感じしたことはありません。

○上田耕一郎君 サンデー毎日の十月二十四日号で、大臣は、いろんな指摘がある、この事例について調査と報告させているところだ、省内は敵中

横断三百里だという感じだと、ちょっと穏やかでない言葉ですよ。局長さんや課長さん、聞いてください。敵中横断三百里、本省はともかく、出先は相当ひどいようだ、証拠のある事例も出始めているので断固処置する、必ずやります、という強い決意をサンデー毎日では述べられておりますが、その後、現状調査した結果、どうですか。出先も含めて報告してください。

○国務大臣(中馬辰猪君) 敵中横断というの、私は言った覚えはありません。いま全く安住しているわけですから、それは全くありません。ただ、末端の方からはいろいろな具体的な投書その他が来ておるものだから、私としてはできるだけ調べたいと思います。

○上田耕一郎君 まだ事例は出ませんか。

○国務大臣(中馬辰猪君) それは、いま軽々に言えなくて、もう少しと待ってください。

○上田耕一郎君 はい。その事実ははっきりしたら、やっぱり本委員会でも報告してほしいと思っております。

それから同じサンデー毎日でも、建設省は三年ごとに参議院全国区に二人ずつOBを立てているが、よく考えてみるとおかしい話だと、そう書いてある。東京新聞も、建設省出身の国会議員が八人いるけれども、うち六人が田中派だと書いてある。退職された増岡河川局長も来年度の参議院選挙に全国区、恐らく田中派からだろうと報道されておりますが、立候補されるということですか。私は、四十九年十二月二十三日の予算委員会の総括質問で、建設省の官庁ぐるみ選挙の疑惑をただしたことがあります。今度のこの立候補について、直接問接を問わず、建設省が官庁ぐるみの選挙と疑われるような行為は一切しないということ、ここで改めて明確にお約束願いたいと思います。

○国務大臣(中馬辰猪君) 立候補者のことは党の問題でございますから、役所の方で私があれこれ言うことはちょっとないと思います。みんな良識を持った日本人でありますから、良識の線で進んでおるものだというふうに思います。

○上田耕一郎君 われわれも国民とともにこの問題、さらに監視をしていきたいと思います。

もう一つ、いろいろ建設行政の中で疑惑が生まれているのに入札問題がある。五十年の二月に、亡くなられた飯谷建設相が、疑惑を生みやすい指名入札制度を根本的に見直したい、省内に検討機関を設置すると述べられた。新聞報道によりますと、予定価格を公表するかどうかということも検討しているし、また、大きな事業を細分化して中小企業、地方企業にも契約チャンスを与えたい、また、ランクづけを緩めて中小企業にも受注範囲を広げたいということを検討したいというふうに述べられておりましたが、その後この入札制度の改善問題についてどういふ経緯が、また結論が出ておりますか。

○政府委員(栗屋敏信君) いま先生お話しのように、飯谷大臣の指示を受けてまして、省内に事務次官を長といたします公共工事契約業務改善委員会を設置をいたしまして、契約業務の改善策の検討を行っておるわけでございます。

その中で、基本的な制度に触れる問題と、それから運用の問題とあるわけでございますけれども、当面直ちに措置すべき運用上の問題といたしましては、第一番に予定価格の作成に関与した職員が建設省を退職し、建設業者に再就職した場合、その関与した工事については絶対指名を行わない。二番目に、指名業者の選定に当たりましては、その公正を確保するため、地方建設局の中に指名運営委員会を設けてましてチェックシステムをとって審査を行うというようなこと。さらに、発注工事に関連する予定価格等の秘密文書の管理の厳正を図り、かつ機密保持に必要な限度で、部外者の設計積算の執務室への出入りを制限する等、職場における規律の保持を図る。この三点につきましては当面直ちに措置できる事項でございますので、その趣旨を管下職員に令達をいたしております。

なお、基本的な問題といたしましては、予定価格の漏洩の疑惑がないように、また建設業者の談合等についてもいろいろ御批判がありますので、予定価格の事前公表制度の問題でございますとか、談合の問題でございますとか、そういう点につきまして当委員会でもアメリカの事前公表制度を検討してはどうかという御意見もございましたので、それをも含めて根本的な制度についてはいま勉強しておる段階でございます。

○上田耕一郎君 私の質問の第二点の、中小企業への受注範囲の問題ですね。官公需の五〇％目標というのを首相も言われましたので、この点どうですか。

○政府委員(栗屋敏信君) いまの中小企業の受注範囲の拡大につきましては、本年の初頭に事務次官通達を出しまして、地方建設局長に対して指示をいたしております。で、優秀な業者に対してはランクづけを二段階上げることができまうとか、あるいは分割発注を推進するとか、そういうことで、できる限り中小企業に対する受注範囲の拡大を図る措置をとっておるところでございます。

○上田耕一郎君 その問題、さらに前進させていたいただきたいと思っております。

次に、私は建設行政の中で、この田中角榮と越山会による新潟三区の公共事業の幾つかの具体的な問題をお伺いしたいと思っております。

新潟の公共事業については、もう無数に新聞で報道されておりますけれども、たとえば朝日新聞に「灰色の土壌」という連載が七月二十日から九月十五日に載りましたが、その中で、たとえば新潟三区の市町村の公共事業予算は目白の田中邸で決められ、また発表されているということが九月四日の四十一回目に報道されております。この目白の田中さんの屋敷に、新潟三区の市町村長、議会の役員、県の土木事務所長を初め、県の出先機関、県の機関、越山会の支部長、土建業者などが、田中、山田泰司秘書などと集まる。そこでいろいろな問題を決めてしまふ。国の補助金なども山田秘書が建設省その他に行つて取つてきて、これは一〇〇％成功しているという事です。それで最終案を田中角榮案としてプリントができています。

そして新潟三区の市町村の公共事業については、田中角榮案というプリントまでできて、これで決まってしまうという驚くべき事実が報道されております。こういうプリントがもし存在していたら、建設省としても無関心でいられないと思えますけれども、調べたでしょうか。大臣どうですか、官房長でもいいです。

○政府委員(栗屋敏信君) 新聞記事は私も読みましたけれども、省内においてそういうプリントがあるという事は存じておりません。

○上田耕一郎君 もう一つ、朝日新聞、九月八日に、これも驚くべきことが報道されている。いまの問題に關係しています。公共事業の元締めである建設省は七日、これまで毎年、新潟県内の公共事業予算の配分(個所づけ)は、同省幹部が山田氏と相談して決めていた、という事実を明らかにした。これはフィクサーによる舞台裏の取引だと、そう述べられています。わが国の最も大きな新聞の一つである朝日新聞に、建設省の幹部がこの事実を認めたと、こう報道されております。いまの問題とも關係ありますが、いかがでしょうか。

○政府委員(栗屋敏信君) その記事も拝見いたしましたけれども、山田氏が地元市町村長を集めて、市町村の要望を聞く会合を持たれておられることは、そのようなことがあるという事は聞いておりますが、いま先生御指摘の建設省幹部が山田氏と相談をして予算の配分額を決めるという事は絶対にないと思えます。

○上田耕一郎君 大臣、こういうのが敵中横断三百里なんですよ。なかなか報道され、私はいま挙げませんけれども、毎年こういうことをやっています。それをもう恬として否定するじゃありませんか。こういうところを徹底的に調査しなきゃならぬ。

もう一つ、「灰色の土壌」にはさらにこういうことも書かれておる。九月七日の四十三回に、河川改修で新潟の人が「町長です」目白に頼んだ。建設省の幹部が料亭で会合という、行ってみたら河川局長以下担当課の課長補佐まで来ておる

という、で、田中角榮と並んで、芸者まで来た、二次会まで行くと。この結果ちゃんと予算がついたというんです。料亭は「千代新」「木村屋」「永福」などがおなじみだ。建設省の河川局長、担当課長、田中角榮と並んで酒飲んで、芸者呼んで、それで予算が出たというんです。事実調べましたか。どうですか、建設大臣、こういう問題。

○国務大臣(中馬辰猪君) いま初めて実は聞きました。

○上田耕一郎君 もう少し新聞を読んでほしいですね。これは事実なんだから、少なくともこう報道されている。こういうことはやっぱり氷山の一角だと思ふんですね。大臣は非常な抱負を持って建設省に乗り込んで、五年間七代、田中派の大臣がずっと独占してきたところに乗り込んで、多くの疑惑が集中しておられるところで、これから国民のための公共事業をやるという決意をお持ちだと思ふ。こういう無数の疑惑を持たれている事実についてやっぱり明確に調査し、国会にも報告を求めたいと思ふ。決意をお伺いしたい。

○国務大臣(中馬辰猪君) 実は本当に知りません、その新聞というのは。前のやつは見ました。山田秘書が何回も会ったというのは、後のやつは全然……。

○上田耕一郎君 だが、この河川局長だれか、これも調べてください。

○国務大臣(中馬辰猪君) はい。

○上田耕一郎君 やはり私は腐り切っていると思ふんですね。こういうことが平気で行われている、長年にわたって。これを直さないと国民のための建設行政できないですよ。

私はさらにこういうことの一つの例として、さらに具体的な例として北陸自動車道の問題を取り上げたい。北陸自動車道、長岡―柏崎ルートが決定されて、いま工事中ですけれども、まずこの北陸自動車道のルート図がここにありますが、これも、この中で最も湾曲しているところが一カ所ある。大体自動車道路ですから真っすぐ行くんですよ。一番湾曲している。どこで湾曲しているか

という、田中角榮の御殿のところですよ。そこにぐうつと湾曲して、西山部落のところのそばを通りまして、インターチェンジが田中角榮の御殿からわずか一キロのところになっていて。何でこういうことになるのか。このルートはよく目白邸で決められるという話さ言われているんですけれども。私はこの田中角榮の家の一キロのところをインターチェンジができ、こういうふうな湾曲するということはない、これはとやかく言われるわけだから、絶対遠くを真っすぐ通んなきゃいかぬと思うんですけれども、道路公団総裁いかがですか。

○参考人(前田光嘉君) 高速道路のルートにつきましては、整備計画に基づきまして、地形、地質、用地等を考えまして、高速道路の基準に合うように、最も技術的に可能であり、最適なルートを選んでおりまして、特別のことで曲げることはございません。

○上田耕一郎君 偶然なんです、田中角榮宅の一キロのところにインターチェンジができて、大きく湾曲したのは。

○参考人(前田光嘉君) 田中氏のところに近いということにつきましては、私も別に偶然といいますが、ただ、たまたまそこに田中氏の家が合ったというところでございまして、技術的に最適なルートを選んだわけではございません。

○上田耕一郎君 そんなことはないですよ。たまたまそこに田中角榮宅があったと、新潟三区のところへ通るのに。いままで新幹線のルートでも、長距離高速道路のルートでも、常にこういうことが政治家の間で問題になっているのですから。これを決定されたのは四十八年四月ルート決定で、田中角榮総理大臣のときでしょう。こういう問題についても、総裁なかなか認めやしないでしょうけれども、非常に大きな疑惑があるということを国民は疑うということを指摘しておきたい。平然とこういうことをやって、もうすでに終わっちゃったと、ルートはできて工事は進んでいると。損害を受けるのは国民ですよ。

この建設工事でも、長岡では田中の側近グループの田中ファミリーのいろいろな土建業者がある。長鉄工業、中越興業、大石組、植木組、吉原組、山崎組、こういうところがずっと工事を独占するわけでありまして。この北陸自動車道でも付帯工事二件、たとえば柏崎の工事事務所の新築、これも大石組が取っている。大石社長というのは長岡越山会の会長であります。それから油田の道路工事、これも大石組、長鉄工業、この二つがやっぱり取っている。業者はもう入れに行きますと、五人ぐらいの業者が言うそうです。天の声が聞こえてくると、そういう感覚があるというのです。押しつけられはしないけれども、目白の音が聞こえてくるのでどうしてもこへ落ちちゃうというんですね。道路公団の中村新潟建設局長が、大石、長鉄にやらせるよう天の声があったと、そう漏らしているという話もあるんですね。地元の建設業界の間では言われているのであります。こういうことの中で、私は信濃川河川敷と同じような、農民をだまして、田中ファミリーの一つの企業がやはり大もうけをしているという疑惑のある一つの問題を取り上げたいと思ふ。

道路公団にお伺いしますけれども、こういう場合の土砂採取で、業者が介入して不当な利益を得ることを防止し、公正なやり方を保障するために、公団が責任を持って土砂を取る山を選定し、地主と直接契約するようにしていると聞いていますが、方針はどうですか。

○参考人(前田光嘉君) 高速道路に多量の土砂が必要な場合がございまして、そういう場合にはなるべく良質で必要な土砂の、しかもそれが経済的に最も有利に採取、購入できるような措置をとっております。個々の場合にはいろいろ差がございまして、地主と直接契約を結んでいる場合もございまして、また一団の土地で、土地の分量から申しまして多数の所有者あるいは土砂採掘権者がある場合がございまして、そういう場合には個々の所有者等と契約するよりも一括して契約した方が、土地の境界あるいは土砂の分量等の計算等も

部そろえてごらんさいよ。全部中越興業の物になっているのです。農民はこれもやっぱり河川利用の場合と同じなんです、本当に純朴でこういふふうになまされると毛頭思っていないのです。公団が要るんだから、じゃ公団の代表なんだらう。

いうので、恐らく、先ほどの説明会、これは三月に三ツ郷屋という温泉場でやったのです。この温泉でやはり中越興業の人も公団の人も来て説明会があるというので、大体そう思って売っちゃうわけですね。

それで、山の値段としても一平方メートル百円というのは非常に安いのです。いま長岡ニュータウンであの近くの山が買われておりますけれども、これ大体六百三十円なんです、最低のところ。山の面積で買って、実際には公団は土砂で買うのだから、それで一平方メートル百円で買ってもそこから土砂が物すごく取られるし、一億六千八百万円という値段がつくわけです。いまやはり農民は非常にだまされたと口々に言い始めている。これは驚くべき事実だと私は思うのです。

それでこれは、こういう方法は、たとえば同じ北陸自動車道でも油田の場合ね、この場合にはこういう業者の介入がなく、ちゃんと土地利用組合で地主がみんな公団に売って、三百立方メートルの土砂を売って三億八千万円の契約で進んでるわけですね。その三億八千万円を、過疎の自分たちのふるさとをよくするために道路を引いたり、いろんなことをやっている。ところが、同じ公団がこの土取り場で大積の場合には農民は何の権利もない。あなた方が払う一億六千八百万円はそっくり田中ファミリーのこの中越興業のふところに入ってしまう。土砂運搬も全部この中越興業がやっていると。これは全く私ほとんどないやり方だと、そう思わざるを得ませんが、そういう問題についてはっきり再調査されませんか。

○参考人(吉田幸市君) ただいま先生から御指摘がございました、いまの大積の土取りの問題でございしますが、ここでは百六十万の土を使うと、こういうふうな予定でわれわれは土取り場として選定をしたわけでございます。現在までそのうちの約三十三万という土を使っておりますが、その単価の、いま一億六千八百万円というのは全部の百六十万の土を搬出したときの値段でございます。その中には当然単価として、土砂代それから地

山の物件の上物の補償代、それから将来いわれる何といましようか、一切の損失補償と申しましようか、そういうもの。あるいは将来の整地した、土取りの跡の整地、それからその面の始末あるいは排水溝、こういうものが全部その単価の中に含まれております。そういうものをいま大積馬平地区土地利用組合というものをつくって、その組合長がたまたま御指摘の細川一さんでございしますが、そこでその利用組合が全部全部をございするものを整理するということになってございまして、いま油田の場合でも全く同じ姿になっております。

○上田耕一郎君 ですから、そういうことを言われているんだからだめだと私は言うんです。現地の農民に行つて聞いてもらいなさい。この土地利用組合を結成したというけれども、いつつたかたのことも知りません。だれも、組合長がだれかとも知りません。組合の規約、私ここに持つてきておきますけれども、いまだに一度も総会も開かれていない。会計報告も行われていない。全部判をつけて、十二枚の委任状を取っている。取つたわけですね。だから、法律上あなた方に委任状がありまうといふて出さうけれども、実は何もありません。これは中越興業の細川さんが組合長で、たった一人です。中越興業がやっているんです。事務所も中越興業に置かれています。この中越興業という会社は、例の室町産業と大体は同じメンバーでやっている田中ファミリーの社であります。重役風祭康彦、田中角榮氏の義弟です。片岡甚松、越後交通の社長であります。

先ほどの大石組の大石三男次氏ですね、これがやつぱり長岡の越山会の副会長。そういうメンバーが大積に決めたのだと。これは私も地位利用で大体これもおかしいと思うな。早くニュースを聞くわけですよ。それで、さつと行つてそこを全部買ひ占めるわけですよ、農民、地主をだまして、それで、みんな買ったと、みんな売つてくれたと、おままだけ残っているという形で、札束を見せて追い詰めていくわけですよ。最後までがんばつた一

人の人は翌年の五月にとうとう売つてしまつた。約二十人の農民が全部土地あるいは土砂を売らされる。

そして、あなた方公団に対してはこういう委任状を出して、あたかも土地利用組合があるかのやうな顔をして約一千万円で買つて、それで上物のやうなことを何かおっしゃいますけれども、そういうものを全部入れても恐らく一千万円足らぬでしょう。そうすると、少なくとも一億円以上の金、暴利がこの手に入るということになっておる。これはあなた方が本当に土地利用組合をつくらせて、その地元のためにもなるやうなやうな方式をつくらせて、決定のニュースが早く田中派のルートを通じて業者に行き、それで全く信濃川河川敷と同じやうに、ほとんど詐欺同然のやり方で農民や地主をだまして莫大な利権を入れるということになっておるんですね。私は、きょうの御答弁はどうも事態をよく御存じない、現地へ入つて調査してくれることを求めたいと思う。

現地を調べて、私たち共産党、これは現地を徹底的に調べて、その根拠に基づいてきょう質問しているんですけども、私たちの言つたとおりの事実があつた場合には、これについてやつぱり地元にとつては道路をつくつてあげるとかいうことを中越興業にやらせるとか、こういう不正な不正なやり方を責任をとらせる責任が道路公団にもあると思ひますけれども、この点再調査、事実が明らかになつた場合、そういう措置をとらせるといふ決意、方針をぜひお伺いしたいと思ひます。これは総裁にお願いいたします。

○参考人(前田光嘉君) われわれは土地利用組合と話を進めてまいりましたが、ただいまお話しのように利用組合の内部関係で問題があるといひますならば、今後さらに調査を進めまして、適切な措置をとるやうに組合に対しまして指導したいと思ひます。

○上田耕一郎君 建設大臣、お聞きのとおりです。この土地利用組合は全く幽霊組合です。田中金脈問題で幽霊会社いふ出てきましたけれども、今

度また幽霊組合が出てくる。これは関係農民二十名ぐらいて総額も一億数千万ですから、意外にいふゆる田中金脈の中では小さいものかもしれませぬけれども、新潟三区での公共事業建設事業での彼らのやり方の私は水山の一角がここに示されていると思ひます。私は監督官庁として建設省がいまのやうな具体的事例に対して、やつぱり公団に対しても適切な指導をなされるやう監視も怠らないやうお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(中馬辰猪君) 聞くところでは、不正な行為ではないけれども、もし事実であれば多少行き過ぎであるという感じがいたしますから、直ちに公団に対しましては調査を要求します。

○上田耕一郎君 それでは、厳重な調査をしていただいて、この委員会で報告していただきたいと思ひます。

次に、私は最後に、先ほど触れました信濃川河川敷問題、これを取り上げてお伺いしたいと思ひます。私自身、一昨年の十一月八日に決算委員会でのこの問題を取り上げ、同僚議員も取り上げて、その後田中金脈の中で最大の問題として国会でもずつと問題になってまいりました。その中にはたとえば堤防建設をめぐる疑惑、長岡大橋や国道八号線バイパスの建設計画を前もって田中角榮が知つていて、あの土地を買い占めたという疑惑、それから当時の橋本登美三郎建設大臣が国会で、あれはかすり堤で本堤にしないという、後でうそになつた答弁をしたという疑惑の問題、さらに建設省の計画変更をめぐる経過とか文書の決裁、保管、こういう問題についての疑惑が生まれ、いま衆議院の予算委員会の小委員会がつかられて問題を追及していることは御存じのとおりであります。これはやはり建設省の姿勢が問われている大きな問題だと思ひますが、私はこれまで国会で取り上げられていなかったもう一つの新しい疑惑として、河川法改正をめぐる問題をお伺いしたいと思ひます。

まず、河川局長にお伺いしますが、河川法の改正作業はいつごろから始まつたのでしょうか。

○政府委員(梅野康行君) はっきり記憶しておりませんけれども、大体三十七年ごろから改正の検討が始まったというふうに思っています。

○上田耕一郎君 三十七年の九月末ごろ改正作業が始まったと言われております。田中角榮が大蔵大臣に就任したのは同じ三十七年の七月であります。大体彼が大蔵大臣になったころ河川法の改正作業が始まった。河川法は三十九年六月に改正成立いたしましたけれども、御存じのように技術的な大改正でした。この改正作業に当たって政府内でもかなりいろいろな議論が行われた。大蔵省、自治省、建設省の間で国の管理権、廃川敷地の処分権限、帰属問題などについていろいろ議論があったと言われております。そこで、廃川敷地の処分権限、廃川敷地の帰属などについて旧河川法と新河川法の相違点、それからまたこの中で自治省、大蔵省、建設省の間で議論があったか、どういう議論があったか、こういうことについて伺います。

○政府委員(梅野康行君) 廃川処分権限につきましても、旧河川法におきましてはすべて都道府県知事でございますけれども、新河川法におきましてはいわゆる河川管理者というふうになったわけでございます。旧河川法におきましては、いわゆる河川敷地は私権の対象とされていなかったわけでございます。したがって、廃川処分をするに当たりましては敷地の権利の帰属を定める必要があったわけでございます。河川の管理は原則として都道府県知事が行っていたというところから、廃川敷地の帰属は原則として都道府県というふうになされていまして、ただ私人に下付すべき場合、あるいは御料地、国有地とする必要がある場合を除いておりますが、一般的に都道府県というふうな廃川敷地の帰属はなっていたわけでございます。それが現在の河川法におきましては、河川敷も私権の対象とされているところから、いわゆる国有地である廃川敷地、これは私人に下付する場合を除きますけれども、国有地である廃川敷地につきましては国に帰属する

ということにされたわけでございます。しかしながら、都道府県知事が河川管理者である二級河川につきましても、原則として都道府県知事に譲渡することができるといふふうになされております。一級河川におきましても、都道府県が維持保存の費用を負担している場合におきましては、いわゆる国有財産法の規定により都道府県に贈与されることがあるわけでございます。それで、この河川法の改正におきまして、いわゆる廃川敷地の帰属を旧河川法と同様にすべて原則として都道府県とすべきであるという意見もあったわけでございます。けれども、一、二級河川の区分による河川の性格づけ、すなわち一級河川は国で管理すると、二級河川は都道府県が管理するという河川の性格づけ等の関連性もありまして、いわゆる現状のように定められたわけでございます。

○上田耕一郎君 御存じのように、信濃川河川敷問題というのは、民有地、九条地を停止条件つきで、ああいふふうになつて廃川敷処分が行われると、停止条件つきが解除されて自動的に室町産業の手に入るといふ事件であったことは御存じだと思いますけれども、旧河川法のままだったらこういうやり方は不可能であったと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(梅野康行君) 旧河川法におきましても、あるいは九条地の場合につきましても、現在と同じようにいわゆる旧地主に廃川処分されるといふことでございます。

○上田耕一郎君 先ほど河川局長言われたように、私権の設定が旧河川法においては第三条で流水並びに河川敷でできないということになった。今度は新河川法で流水の部分だけ私権設定できないということになって、河川敷について民有地、大蔵省のこれは強い要求で私権の設定ができるようになったということですから、九条地以外の民有地のああいふ買取ですね、そういうことは旧河川法のままではそれを室町産業が取り入れるということはできなかったらうと思ひます

が、いかがですか。

○政府委員(梅野康行君) 旧河川法におきましては、九条地と、いわゆる国に帰属した河川敷地の認定ですね、これは民有地の場合を認定した場合の九条地になって、その九条地がいわゆる廃川処分になった場合には旧地主に返るといふことございまして、河川敷地内における民有地というものは河川敷認定しなかつたということでございます、それは。

○上田耕一郎君 つまり、この新河川法への改正で、まず第一に廃川敷処分の権限が知事から国に移ったわけですね、建設大臣に一級河川として移った。それから国有地の払い下げも可能になり、また民有地の買取が可能になった。また、九条地もこれは前と引き続き同じようだ。でも、もの所有者への処分といふことは認められるということになった。そういうことで、新河川法の改正によって室町産業のあの膨大な農地を買い占め、しかもうまくいけば国有地の払い下げ処分までねらうというふうなプランが可能になったといふことは私は法律上も明白だと思ふ。この新河川法が三十九年六月に成立しました。衆議院を通つたのがたしか四月であります。この新河川法の成立が大体見通しのついたころ、三十九年の夏ごろから室町産業の土地買い占めが始まるのであります。こういう点を見ても、この室町産業、またそのバックにある田中角榮の信濃川河川敷の買い占めについての大蔵大臣としての地位利用、私は新たに疑惑が加わったといふことをここに指摘せざるを得ません。

もう時間がなくなりましたので、建設大臣にあと二点の問題に關連してお伺いしておきたいと思ひます。信濃川河川敷問題について飯谷建設大臣は、小林長岡市長、入内島室町産業取締役、田中角榮の三者で公共利用について合意した、その方向に沿つて行政指導してきたという答弁をしたことがあります。

(委員長退席、理事沢田政治君着席)
建設大臣にお聞きをしますけれども、この行政

指導について、その後飯谷建設大臣以後の、あるいは竹下大臣から引き継ぎを受けているかどうかお伺いいたします。

○國務大臣(中馬辰猪君) 全く引き継ぎもないし、聞いておりません。

○上田耕一郎君 御存じと思ひますけれども、この衆議院の小委員会の答弁で、あの膨大な土地を公共利用するといふけれども、長岡市に渡してもいいと言っているのは、長岡市が必要な土地といふことになっていて、竹下建設大臣も、全部じゃないんだ、だから残りは室町産業が普通の民事上の手続で処理できるという答弁をされております。そうなりますと、問題の廃川敷処分をもし建設省が行つたならば、そのうちの一部は公共利用になるかもしれないけれども、残りの部分については室町産業の手にそのまま渡してしまうと。それで、国民があれだけ大きな疑惑を持ったこの信濃川河川敷の膨大な土地とその利権が、田中ファミリーの一つである室町産業の手に移ってしまう疑惑があるわけでありまして。大臣はいま何らの引き継ぎも受けてないと言われましたけれども、この問題について新しい建設大臣としてどういう処置をお考えになつておりますか、お伺いしたい。

○國務大臣(中馬辰猪君) 私は、就任以来災害その件非常に多忙なものですから、まだこの問題については検討したことありません。ただ、こういう感じは持つております。本来行政庁が専決処分すべき問題、また専決処分できる問題を衆議院の予算委員会にわざわざ小委員会を設けられた、また参議院におきましても、決算委員会が満場一致、新建設大臣に対して慎重に対処せられたといふ文書による申し込みを受けておるわけでありまして。でありますから、事はきわめて重大でありますから、軽々にはなかなか処理はしないという気持ちを持つております。

○上田耕一郎君 軽々に処理をされないという方針を聞いて、私はそれを評価したいと思ひますが、大臣御存じと思ひますけれども、この問題については二人の農民が室町産業にだまされたといふこ

とで、越山会のあらゆる圧力に抗してすね、あの契約はやはり詐欺に基づくものだ、公序良俗に反するものだ、あの土地は私たち農民の手に返してほしいというので行政裁判を起してあります。まあかなり長い訴状がありますけれども、この中にもこの問題の経過のすべてが書かれておりますので、大臣はこの問題を検討される時、この二人の農民が起した行政訴訟の訴状そのものもぜひ検討していただきたい、こうお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(中馬辰猪君) いまの治水五カ年計画災害復旧がありまして、検討する時間が果たしてあるかどうかという気持ちでございます。時間的なかなかなか多忙でございます。

○上田耕一郎君 いま軽々に取り上げるつもりもないし、時間的に非常に多忙だとおっしゃいますけれども、だからそういう時間的な余裕ができて、この問題を訴状も含めて新しい立場でよく調査して、その上で建設省の方針を決めていただきたい、世論に沿って決めていただきたい、そういう要望であります。

○国務大臣(中馬辰猪君) 私もそういたします。

○上田耕一郎君 この問題は、大臣よく御存じのように国会でも決算委員会、建設委員会、予算委員会などで何回も取り上げられた問題であり、三木首相が御自分の決裁の形でこれを処理するという答弁があった問題であります。そのために衆議院予算委員会の小委員会が持たれました、その論議もいまだに続いているわけでありまして、さらに当参議院においても、参議院決算委員会での問題の疑惑を解明すべきだという全党一致の要求があります。そこで、昨年六月の参議院本会議における警告にもこの問題が入っていることもよく御存じだと思います。そういう点を踏まえて、院の決議、そういうものを踏まえ、それから国民がこの信濃川河川敷に対して持っている大きな疑惑と批判の世論、こういうものをよく受けとめて処理することが私は大前提だと思ひます。

これだけ大きな問題になった金脈事件なので、

この問題について悔いを千載に残すような処理をもし建設省が行うとすると大問題になる。これは一度新聞で報道されまして、その後国会で追及されて、竹下前建設大臣は取り消しましたけれども、(理事沢田政治君退席、委員長着席)

竹下氏はことしの中ごろ、専決処分で勝川敷処分を行おうとするという報道が新聞に載ったこととあるわけでありまして、これまで建設省は、この室町産業の買い占め問題が取り上げられると、民間の売買問題で建設省は関知しないというような態度をとったこともありまして、しかし、この公共利用問題になりますと、先ほどの、飯谷大臣の如くに、行政指導だというふうなことを言い、非常に矛盾した、あるグループに都合のいいような答弁が行われておりました。私は、こういう疑惑を絶対起こさずに、この問題を、すべての疑惑が解明された後に勝川敷処分の手をつけるべきだ、それまでは悔いを千載に残すような処分は絶対すべきでないというのを考えておりますが、最後に建設大臣のこの問題についての決意を重ねてお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(中馬辰猪君) 私もたまたま選ばれて建設大臣という重職を仰せつかっておりますから、悔いを千載に残すことはしないと、こういう決意を持っております。

○春日正一君 今度の水害、非常に大規模で、根本的に議論しなければならぬ問題たくさんあるわけですから、限られた時間の中で、この間、長良川も見えてきましたから、そういうものを主にしながら幾つか質問をしたいと思ひます。

最初に長良川の治水対策の問題ですけれども、一級河川で、その中でも特に安全と見られておった長良川の本川の堤防が計画高水位以下で切れたというところで、これについての批判というものは非常に強いものがあります。だから、それについて建設省はどう考えておるか、ここを聞かしていただきたいと思うのですが。

○政府委員(柳野康行君) 今回の長良川の破壊で

ございますけれども、いわゆる水源、上流域に千ミリ以上の雨が降った。そのためにいわゆる計画高水位に近い高い水位が三回にわたって長時間続いたということが一つあります。それからもう一つは、岐阜地先におきましてやっぱ八百ミリ以上の雨が降った。そういうふうな異常な気象現象が重なりまして、長良川全川が、揖斐川も含めまして、非常に危険な状態になったわけでございます。そしてまた、本当に気の毒なことでございます。そしてまた、安八地先が破壊したということでございます。これは洪水の大きさからすれば、計画高水位より小さい洪水でございましたけれども、いわゆるそういう洪水のパターンといいますが、雨の降り方、あるいは洪水の継続のパターンでございます。そういうものを含めると、やはり数百年に一回の洪水のパターンになるのじゃないかというふうに考えられます。

○春日正一君 それで、数百年に一回の洪水だからというところで、外的要因でだけ片づけていいものかどうか。私、一つ問題を出したいと思うのですけれども、河川改修の基本計画の中で計画流量とか計画高水位とかいうようなものがきちっと決められます。高水位が決まれば、そこまでは水が来るもの、水が来ても堤防はもつもの、これが前提でしょう。ところが、それ以下の水で切れたということになると、一体どういうことになるのか。長い時間、たとえばいままでかつてない七十八時間ですか、長い時間が続いたという。しかし、そういうことは基本計画には書いてないですね。八十時間続こうが、百時間続こうが、とにかくこまではもつのだというのがたてまえでしよう。そこに盲点があったのじゃないですか。

○政府委員(柳野康行君) いわゆる堤防の強さというものは、普通の正常な洪水の流れにおきまして、いわゆるハイウエーターまでは確保するというところでございます。しかもそれは堤防が完成した場合におきます。堤防が完成と言いますのは、護岸もでき、すべてできた場合におきます。つのもでございます。それで、今回のような洪水

水のパターンというものは特に異常な現象でございまして、また新しくこういう実例を踏まえて、また堤防の断面がどうあるべきであるか、その点もまた検討してまいりたいというふうに考えております。

○春日正一君 この堤防が護岸もしていない、それから高さはあったけれども、厚さが五メートルほど足りなかったというふうな不十分な堤防だったという面が一つあります。

この問題は後で私は問題にしますけれども、その前にもう一つ、やはり先ほど来はかの委員からも意見が出ていますけれども、砂の堤防であって、もろかったのじゃないかと、いろいろ言われておるのです。そうしますと、やはりこれから基本計画をつくっていく場合、単に堤防断面がどれだけで、高さがどれだけというだけではなくて、やはり水が何時間続いてももつというふうな、あるいは何時間続いても予想し得る時間です。ね、今度の場合に、そのくらい続いてももつ程度の施工をしなければならぬというふうな、やはり水にもつ時間の規定もきちっと計画に入れて、それに沿うようなものをつくらなければならない、高さができたって、水が百時間つきましたから崩れましたというふうなことを言っておいたら切りがないです。だから、そういう点をやはり改善していく考えがあるのかどうか、ぼくは必要だと思ひのだけれどもね。

○政府委員(柳野康行君) 先生がおっしゃいましたように、ああいうふうなパターンは洪水におきましては堤防がもつようにいろいろ検討してまいりたい。その場合に、堤防のもつ大きさから言えれば、土堤堤防は、土堤堤防の何倍もの堤防をつくらなければならぬおそれもあるわけですね。ですから、そういう場合、また別の方策でそれに対応できるかどうか、その辺も含めまして、水と土の関連というものは非常にむずかしい問題でございますので、土木研究所を主体として、また実験なども踏まえて、慎重に鋭意検討を進めてまいりたいというふうに考えます。

○春日正一君 私が言いたいのは、そこがいま一つの盲点になっているし、議論の重点になっているわけですね。建設省の方では、確かに水は計画水位までいかなかったけれども、しかし長い時間、しかも三波も四波もピークのあるような出方をしたから崩れたんだと言っているけれども、そうすると、そういうものに耐え得るというような堤防の強度、構造自体について考えてなかったのか、高きだけあればよかったのかという批判が出ておるわけですね。現に、だから私は、そういうものにこたえるためにも、基本計画をつくるときに、やはり堤防の、その河川に予想される出水なり状況なりについて、今度のようない新しいタイプが出たわけですから、耐えられるようなものをつくるというふうなものを入れませんか、やはりそこが盲点になる。規定どおりつくっても壊れたということになるわけですから、それを言っているわけです。その点は十分検討して、そういう盲点をなくすようにしてはいい、これを希望しておきたいと思ひます。

それからもう一つは、治水対策のおくれという問題ですね、さっき出た。確かに安八の決壊箇所は、先ほど来も指摘があったように、暫定堤防でもって毎秒七千五百トンに耐える堤防よりも五メートル厚さが薄かったという問題があるわけですね。ですから、五メートル厚くしておけばもったんじやないかという意見もあるわけですよ。確かに、もったかたぬか別として、そうやってないんだから、あるべきものが——そういう批判がある。そこへもってきて護岸がしてないという問題があるんですね。だから、これは護岸をしなきゃならぬし、厚くしなきゃならぬということはもうわかっておってできなかったというところは、結局あれでしょう、長良川の直轄河川計画が遅々として進んでないということの証明でしょう。

たとえば明治以来の投資額三百億、戦後最大洪水対応として残高が千二百四十億、年間事業費が五十一年度で二十四億、これで割っていくと五十年かかるんですね。五十年の間には河川の流況ま

た変わりますから、それじゃ追いつかないということになるというふうなことになる、見込みがつかぬというほど実際おくれおと、整備率一九％、護岸の率が三十％というふうな。そうすると、一番大事な問題だけれども、やはり事業費を思い切ってつける、予算をふやすということをやらなければ、いろいろ議論してみてもそれを生かしていくということにならないんじゃないか。そういう問題があるんですね、その点、今度の災害を踏まえて、本当はこれ大臣に聞きたいんですが、一体建設省としてどう考えておるのか。特に来年度予算に対してどうするか。その辺をはっきりさしていただきたいんですがね。

○政府委員(梅野康行君) 長良川につきましては、いわゆる三十四年、三十五年あるいは昭和三十六年と三年続きまして大きな水害があつて被害を受けたわけでございます。したがしまして、建設省としまして、この長良川につきましては予算を集中してつけておいた次第でございます。しかしながら、今回の水害であらうに本堤が切れたということにかんがみまして、さらに長良川の——揖斐川も含めまして、この改修促進を図つてまいりたいと、鋭意努力してまいりたいというふうに考えます。

○春日正一君 この問題、後でまた国土庁長官にもお聞きしますけれども、次に、あの破堤した個所の外側というか、あれは内側になるわけですね、堤防の。内側でもって例のガマというものがたくさん出るといふので、私現場を見ましたけれども、水位が上がったときに噴き出す一つの漏水現象だと思ふんですね、ああいうものについて、地元の新聞なんかでは、ああいうガマがずつと下から浸透していつて、そういう結果、一定の限界に達すると堤防をゆるするやうなそういう変化も起こすんじゃないかという議論もしておる。

そこで、ガマというものが一体どういう現象なのか、あるいはどういふふうにしてそれを防ぐことができるのか、あるいは堤防との関係でどういふものなのかという点、建設省いままでの

ところどういふふう理解しておいでですか。

○政府委員(梅野康行君) ガマの現象でございませうけれども、これは長良川水系の非常に多い現象でございませう。この現象につきましては、堤防基礎地盤の漏水というものが原因と考えられます。それで、いままでもその機構につきましていろいろ調査を行つてきたわけでございますけれども、そのガマの現象がいわゆる地下で生じておるといふこと、また地形、地質、地下水等関連する要素が非常に多いため、現在のところ完全にその現象を把握することがなかなか困難でございませう。しかし、今後ともこのガマの現象につきましてさらに調査を進めていきたいというふうに考えます。それで、漏水のこいう機構、ガマの機構につきましましてまだ完全には把握されておりませんが、いままでに高水敷の造成とか、あるいは矢板の打ち込み、堤防裏側の押さえ盛土というもので対処してきた次第でございませう。

○春日正一君 この間行つてみた時点でも、まだ原因とかその仕組みははっきりしてないというやうなことで、地元では何とかしてくれという要望が非常に強い。あそこへ鋼矢板を打ち込んでみようと云うやうな話もあつたけれども、しかし、とにかくこの仕組みがわかつて、それと堤防との関係がはつきりしませんが、いま締め切つて、また本堤工事をやると言つておられるけれども、やはりそこにそういう弱点が残つてしまふ。そういう意味では、これはやはり早急に解明して、堤防との関係をはつきりさせて解決していくという努力をしてほしいと思ひます。

そこで、もう一つ感じた問題ですが、一つは、木曾川の維持管理問題というのですか、この点にかなり問題があるんじゃないかという感じをしてきたわけですね。たとえば今度の決壊でも、あそこ切れた箇所というのはA、B、Cという危険度の順位のCというところですね。やや危険な箇所というところで、建設省の報告を見ても、中部地建の。もっと上流の方に自衛隊も警察も行つておつ

て、下流は民間の防衛でやつておつた。まさかここが切れるとは思わなんだというやうな状況のところ切れたというのです。それについて、やはりもっと除草をきちんとやつて、冬になる前に除草をして根を張らせる、で、堤防を強くする。それからまた出水期前に除草をして、亀裂とか漏水とかいふものを早くわかるようにするといふやうなことをやつておけばという声が地元で非常に強いわけですね。安八町の助役なんかは土地の新聞でこう言つておる。建設省は、土砂を取るな、ごみを捨てるなといふことは盛んにうるさく言うけれども、しかし、堤防の草刈りやのり面を芝生で張るといふやうな大切なことを忘れておる。出水のときにも連絡しなければ職員が来ない、これでは不安だといふやうなことを、あそここの助役さんは地元の新聞に意見を發表しているのです。

だから、そういう意味でも、やはり本当にちよつと考へれば常識的な堤防の草を刈り、そして堤防を監視して、そしてそういう欠陥があるかどうかを絶えず見て回るといふやうなことがやられていないという点で、これは一体どういふことなのかというふうな疑問に思ふわけですね。何でそれがやられていないのか、一体予算がないのか、そこらの辺を聞かしてほしいのです。

○政府委員(梅野康行君) 堤防の草刈りにつきましては、建設省におきましても重点を置いてやつておるところでございませう。それで、直轄河川におきましては年に二回あるいは年に一回といふやうにできるだけ出水期の前に一回刈るといふことで、堤防の管理につきまして手当てしておるわけでございます。それでまた出水期直前におきましては、いわゆる堤防の問題とか、あるいは水門とか、そういうやうな点検をやはり県と一体となつてやつておられて、河川管理施設の維持管理の万全に努めておるといふ次第でございませう。

○春日正一君 まあその点が、草刈りという問題でも現地の人はよく見ておるのですから、一番そこをやはり問題にしておる、非常にできていないというところで、私はあそこを見せられても限りの

で、そのほかにもやはり管理上絶えず巡回し、見て、手直ししていく必要があるというものが幾つかあるという感じがしてきたわけです。たとえば武蔵川と長良川の合流点で堤防の基礎がえぐられておりますけれども、ああいうところとか、もつと下流になりますか、芥見というところでやはり堤防の基礎がえぐられて——えぐられる寸前までいっている。ああいうところへ行つて土地の人に聞きますと、やはり流れがこう変わつてきていますね、だんだん。変わつてきておっかない、おっかないと思つておつたら、大水が来てがつとえぐられたと、そう言うんです。だから、ああいう河川ですから、当然まあ大水出なくても、ある程度水が出れば土砂が流されて流路が変わつてくる。少しづつ変わつていくのを事前に、早期に気がついて、そういうところのしゅんせつでもやつて、流路を一番安全なところにしておけば、大水が出たときにやはり一定の防護の役割りは果たすと思ふんですね。ところが、それが自然に任せておいて、流路がもうずつとこちへ来ておつたところへ大水が出たものだから、えぐられるというふうなそういうことが起こつておるわけですね、そのほかにもまあ河川敷内に木が茂つたりなんかして、それがやはり流れをせきとめるような役割りをするというような面もある。だから、そういう意味で言えば、さっきの草刈りの問題もありますし、同時に河川のそういう流況を絶えず見ているとか、それからそういう木が大きくなつていふようなところは、私は全部切れとは言いませんよ、切らないでおいの方がいいところもあるから。しかし、治水上必要なところは切るとか、そういうような手当てをどうしてもする必要があるんじゃないかというふうに思ふんですけどね、そこらの点どうなんですか。

○政府委員(梶野康行君) まず、急流河川におきましますいわゆる水当たりの問題でございすけれども、これは非常に洪水によって水当たりの箇所が変わつたり、非常にむずかしい問題でございす。しかしながら、先生おっしゃいますように、いわゆる出水期前にはその点も十分見て、手当てできるところは手当てするというふうな今後とも持つていきたいと思ひます。また、いわゆる高水敷の中の立木の問題でございすけれども、いわゆる官地などにおきましては、流心部といひますか、特に必要な箇所から切つていきたいと、民地におきましてはいわゆる補償の問題とかまたいろいろのことが絡んできます。しかしながら、今後はやはり水上の特に急ぐところにつきましては、できるだけ地主さんと一体となつてそういうものに対処してまいりたいというふうな考えです。

○春日正一君 いろいろ具体的には問題はあると思ひますがね。たとえば民地でも、行つてみたところ、河川敷の中に桑畑があつて、養蚕やらなくなつたせいか桑の木がばつと大きくなつていすよ。こんなものは養蚕に使つてないに決まつてゐるんだから、それはよく話せば切ることゝ同意するだらうと思ふし、そういう問題あると思ふんです。

そこで問題は、さつき安八町の助役が言つたやうに連絡しなきて来てくれぬと、なかなか回つてくれぬという問題ですね。これはやはり監視の人員が足りないんじゃないかなと。一体建設省としては、その一定キロについて監視の巡回の人間が何人というふうなことは決めておいでなんです。

○政府委員(梶野康行君) まあ何キロに何人と、監視員が何人ということは決めておりませんけれども、出張所が川筋に——まあそうですね、事務所によつて違ひますけれども、二十キロあるいは十キロ置きに出張所というものはできておるわけでございます。それで、出張所の職員が絶えず日常監視しておりますので、そうしまして堤防の管理の、あるいは河川管理の万全を期しておるといふ次第でございす。

○春日正一君 その点で、いまの出張所の問題ですけれども、長良川の第二出張所というところの例をとつてみますと、四十二年には十九人いたんですよ、職員が。ところが、四十六年には十六人

になり、五十一年は十三人なんです。それで、所長とか運転手とか、そういう人たちを引いてしまひますと、実際に巡回できるのは二、三人しかない。だから、とてもじゃないけれども、きめ細かく回つてなんかおれないというのが実情だといふふうな聞いております。

それから全国的に見ても、建設省関係の職員定数を削減すつとしていくわけですが、その中で治水関係の削減が圧倒的に多いですね。これは考へてほしいと思ふのですけれども、たとえば予算定員の十年間の対比で見ますと、道路特会の方は四十一年の一方三千一人から一万一千三百九十四人、千六百七十七人減といふことで、これは一〇％の減なんです。ところが、治水の方は一万六千十人が一万二千四百七十七人、三千六百三十人、これは二〇％の減なんです。全体の減は一七％です。河川関係の人員の減といふのは特に著しいといふことが数字上明らかなんです。こういう状態にしておいて、それで河川の巡回、そういう監視といふようなことが不十分だったといふことになれば、これは建設省の責任問題じゃないですか。やはりこれはもつと私は——人間でなければできないことですから、これは、それで本当に気がつけて、親切に見ていかなければ、なかなか亀裂だとか漏水だとかといふようなことを見つづけることはできないわけですから、だからこれはもつと人員をふやして、やはり十分に回ると。その方が職員の給料よりも——一つ災害が十年に一度でも起きたときの被害の額よりもはるかに少なくて済むわけですから、そういう点について、どうですか、少なくとも河川の維持管理に関する人員をふやすという方向をお考へになれませんか。その点、大臣どうですか。

○国務大臣(中馬辰猪君) 人員の問題は内閣全体の問題です。で、ちよつと御勘弁くださいませ。

○春日正一君 これね、内閣全体の問題ですけれども、これだけ被害が起つて、総理大臣も水害対策しつかりやれと言つてゐるときですから、これは国土庁長官も口を添えていただいて、何とかして

てもこの災害を防ぐためにはそういう人間が必要なんだと。これを下請しているところがあるんですね。そうすると、まるで下請の報告書をまるのみにして建設省は責任をとつていくということになつてしまふ。そういうことじゃなくて、やっぱり建設省が責任を持つて、自分が直轄河川ぐらひは見るといふ体制はぜひとつてほしいし、とらなけりややつぱり後で裁判でも起こされますよ、これは。ぜひそうしてほしいと思ひます。これは大臣にもお願いしておきます。

そこで、その次に当面の改修問題ですけれども、まああの安八だけではなくて、長良川、揖斐川の支川も含めて、今度の場合非常にたくさん箇所で堤防の決壊とか、それからがけ崩れとかいろいろあつたわけですが、それを早急に復旧するたために、やはり自治体あたりから出ておる陳情書を見ても、一致して言つてゐることは、復旧に当たつて改良復旧、それから激特事業の採択をぜひやつてほしいと、一致して出てきておるのです。

そこで、お聞きしたいのですけれども、建設省として、いままでのところ災害復旧地に対して、災害関連が一對一というふうな形でやつてこれたのですけれども、こういう地方自治体の要望を入れていくといふことになれば、やはり災害関連の改良といふものをもつとたくさん認めるといふことにならざるを得ないだらうと思ふのですけれども、その辺はどういうふうな考へておいでですか。

○政府委員(梶野康行君) 災害関連の原則は先生おっしゃいます一對一だといふことでございす。しかしながら、建設省といひましては、いわゆる災害の実態、あるいは荒廢地の問題といふものをよく見まして、一對一を一對四とか、そういうふうなことができるだけ災害の実態に應じて上げていくといふふうなやり方でもやつておられますし、今後ともその線に沿つて努力していきたいといふふうな考へます。

○春日正一君 ぜひそういうふうにして、災害の

早急な復旧、復興のためにひとつ力を入れていた
だきたいというふうに思います。

それから具体的なお聞きしますけれども、この伊自良川、板屋川、岩戸川、それから先
ほども話に出ました杭瀬川と大谷川の問題ですけ
れども、この伊自良川の場合ですね、県は高富町
の北洞というところから岐阜市の上城田寺まで
れ改修をやっておる、それから上城田寺から大臣
の管理区間までの間が改修されてない、こういう
状況があるんですね。それで、この城田寺一帯は
いつでも災害の常襲地帯で、今回も県の公社の分
譲団地が浸水しておるといふような状況があるわ
けです。だから、改修しないといふ地域で絶えず
水が出ておる。ところが、国の方は未改修でも、
その地域は河積が広いからといってほうほうであ
るし、県の方へいけば、そのうち国がやってくれる
でしようというふうなことで、おつつけこみた
いになってるんですね。やっぱりこれじゃや
あが悪い。やっぱり上が直って、下が直って、間
があいておって、そこから水が出るということに
なるとぐあいが悪いわけです。それから板屋川の
場合も同じで、県は秋沢というところから黒野ま
で改修、黒野から伊自良川合流点は未改修、ここ
まで大臣の管理区間。これから下ですね、その区
間が黒野、古市場というところで浸水している。
岐阜大の用地、相当水がつくところだそうですけ
れども、三メートル半、住宅が一メートル八、こ
のくらい水がついてるんですね、そういうところ
。だから、これも前と同じケースです。真ん中
が抜けている。それから岩戸川の場合には、都市
小河川事業として採択して一部着工しておるよう
ですけれども、予算が少なすぎていつまでかかるか
わからぬというふうな状態になってる、何とか
してもらえないかというあれがあるんですね。
それから大谷川、杭瀬川の方は先ほども質問が
ありましたが、私も、去年行ってあそこを見て
きました、それでそこは洗い置きができて、水
がいっぱいになったら右岸の方へ流して遊水地に
するよう計画になっておったところへ、だんだ

ん家ができた事務所ができてきたりという形
で出てきて、問題が大分うるさくなっているところ
で、私、去年建設省の方へもどうしてこうま
ろく解決つかないかというふうな話も、相談もしてみ
たんですけども、結局杭瀬川の改修をやって、そ
して下流の水はけをよくするといふことが先決だ
ろうというところで、それに期待をしておつたわけ
ですけれども、今度この水でまたえらいいっぱい
になっちゃったわけですね。そこで、これを促進
してもらえないかといふことが地元での希望です
ね。そういうことになってるわけですから、
杭瀬川の改修、あれを促進してもらえないか、こ
の四つについてまとめてお答え願いたいと思いま
す。

○政府委員(梅野康行君) まず、伊自良川と板屋
川も同じようなケースでございまして、上が改修
やつておつて下が直轄でその間が抜けておるとい
うことでございまして、それで、この抜けておる区
間につきましては、これは現在河積、川幅が広い
ということ、建設省としましてはいわゆる直轄
補助という条件でなしに水系と見まして同じよう
な安全度を持つていくといふのを基本にいたして
おります。したがって、いわゆるこの安全度
が、現在上流に比べて安全度が多いというとい
うことで抜けておるような次第でございまして、
岩戸川につきましては、これは都市小河川で岐
阜市内の川でございまして、それでなかなか金は集
中の、去年に比べてことしも大いに投じており
ますけれども、さらにその促進を図ってまいりた
いと思ひます。

それから大谷川でございしますが、これは
いわゆる右の方に溢流堤がございまして洪水があ
ふれるというふうな状況でございまして、現在調
整区域になっておるわけにございまして、それで河
川改修としましては、上流でダムをつくつてでき
るだけ川に入ってくるのを抑える、一方川底を
掘つてできるだけ速く流すと。同時に、こういう
中流部あるいは下流部におきましては、こういう
のは遊水地としましてやっぱり有効に使つて下流

の負担を軽くするか、そういうこともあわせて、
この大谷川につきましては多目的遊水地とかそう
いうものを含めましてどうあるべきかと、どうい
うふうに改修すべきかといふことを今後検討して
まいりたいと思ひます。

杭瀬川につきましては、やはり一番直轄区域に
おきましては非常に川幅の狭いところ、ネックが
ございまして、その点の用地、まあ引き堤とい
いますか、ことしも三億程度ここにございまして
ございまして、重点的に今後とも推進してい
きたいというふうに考えてございまして、

○春日正一君 もうこれ以上細かく言いませんけ
れども、あそこの問題は、あの川の両側の何か意
見が違つて非常にむずかしい問題になってる。す
けども、やはり深刻な問題になってますから、
ぜひ早く解決するようにしていただきたいと思ひ
ます。

そこで、木曾川の長良川、あの水系の治水の問
題ですけれども、今度行つてみて、やはり未曾有
の大雨が降つたと、そのわりに河川の水位が上
がらなんだといふことで、計画高水位を超して
いないのだから。しかし、岐阜県の平野の約二分
の一近いものが水浸しになってる。あれをいま
われわれがいろいろやつてほしいと言つてお願
いしたように、中小河川を全部きちんと護岸して、
よそへ出ないようにして全部長良川に流れ入
れちゃつたらどうなるか。あの長良川はたぬと思
いますよ。揖斐川だつて、あれまさに壊れよう
とするところ、安八が切れたからだと言われて
いるけれども、水位が引いたからあれ助かつた、あ
の根古地のところですね。そういう状況ですから、
あの水が出なかつたらまだ方々で破れてるとい
うことになる。ということになると、いままでの
ようにとにかく堤防を高くて河川に入れて、早
く海に流すという方式はもう考え直さなきゃなら
ぬ。だから、あそこ治水の問題もそういう意味
でもっと新しい立場で見直して、そしてそういう
方向づけの上に立つて、いま求められておる問題

から着手していくといふふうにしていく、
そのことが必要じゃないかというふうに感じるわ
けです。

そこで、流況がすいぶん変わつてゐるんですね。
ゴルフ場がたぐさんできて、岐阜の県内で既設の
ゴルフ場三十二カ所、造成中のもの十一カ所、申
請中のもの八カ所というふうな形ですね。そうし
てその中でも岐阜の北カントリークラブといふの
は、去年十二月に造成が始まつて百三十二・八ヘ
クタールというかなりなものですけれども、本県
木知原から岐阜市の伊洞へかけて山林を切つた。
そして今回は土砂が一萬五千立米流出、それで農
地を十何ヘクタールか埋めてるというふうなこ
とが出ておるんですね、これ一つの例ですけれど
も、それで砂防堰堤をつくらしたけれども、それ
を乗り越えて流れてしまつた。こういうふうなも
のがまたたくさんできておるわけですね。そして全
体として見てみますと、長良川の流域の企業で
もつて取得した土地といふのが総面積が四千百九
十二ヘクタール、ゴルフ場用地が千八百八十九ヘ
クタール、住宅用地が千四百一十一、レジャー観光用
が六百八十五ヘクタール、工場用地が三百三十一
ヘクタールというふうな形ですね。しかも取得し
た地目は山林が三千二百九十九で一番多い。そう
いうふうな形で用地が取得されて開発されるもの
ですから、流出係数といふんです、とにかく水の
流れがどんどん速くなつて一気に川へ出てくる。
だから、中小河川でも破堤するといふ状態にある
わけですね。
そこで、全体の問題は後として、このゴルフ場
の問題ですけれども、こういう場合、やはりゴル
フ場だとか何だとか水の当然出ることが予想さ
れるようなかなりの規模の仕事をするといふ場合に
は、当然そこで新たにつくり出される水について
はセーブするようなたとえば貯水施設といふま
か遊水施設といふんです、そういうものを企業に
設置することを義務づけるというふうなことを、
これは河川法でやればできることになってゐるん
です。だから、義務づけるというふうにして、

事前に一応、新しくこういうものができたから思わぬ水がふえたというのじゃなくて、できてふえない仕組みになっておるといふようなことを、まずやるべきじゃないだろうかと思うんですけれども、そこらはどうですか。

○政府委員(榎野康行君) いま先生がゴルフ場をたててお話しされました。上流のたてえはゴルフ場でございますけれども、ゴルフ場をつくることによっていわれるいままでよりも洪水といふことが流出が多くなるという問題でございます。これにつきましては、建設省の所管の地域におきましては、いわゆる防災調整池といまして池でございまして、貯水池をつくらして多く出てくるのを防ぐということを現在やらしてあります。それで、こういう開発の問題でございまして、総合治水対策ということで適正な土地利用の問題、あるいは流域の水に強い町づくりとか国づくりとかそういう問題、あるいは流域に降った雨をゆっくり川に持っていくとか、そういうことをあわせました総合的なソフトな面の治水対策というものを建設大臣の指示を受けてまして、現在それを検討すべく準備中でございます。

それから長良川について一言だけ申し上げますと、ああいうふうな内水問題が非常に多いと、あつた。これは結局河川の水位が高くて、はけなわけでございますけれども、どうしても長良川に對しまして、いわゆる八千とかいうふうな洪水を流すにはしゅんせつしかほかはないと思つて、したがひまして、今後ともそういう面につきましても鋭意努力してまいりたいというふうに考へます。

○春日正一君 そういう意味で必要なことは、防災を重視した土地利用の方向、だから当然防災を無視した開発は規制する。それから遊水的な機能をこれを開発すると、もちろんこれは大きなものを平地にたくさんつくるわけにはいきませんから、やはり地形を利用して小さなものでも随所につくつて水がたまるようにするといふようなこと。それから浸透性の舗装といふような方式です。

ね。そういうような点をやるとか、特に治山治水の事業ですね。これは岐阜県のあれを聞いてみましても、切るのはたくさん切つていっているだけども、植林計画というのは二〇％しか進んでないんです。これは機械で切り、手で植えるんですから無理はないと思つけれども、これはやっぱり治山治水の方をいふと……建設省のこれはあれじゃないと思つても、国土庁長官、ぜひ聞いていただきたいと思つて、治山治水の方に力を入れていただきたいというふうに思ひます。

それからついでに、これは一言だけ言つておきますけれども、ここでも問題になったようですから、河道を掘削して河横を広くするということは私も反対じゃない、必要と地形に応じてやるべきだといふふうに思ひますけれども、それをイコール河口せきにくつて、掘るから河口せきだといふ形に持つていくのは早計だと。地元の新聞見ても、被災者の中から河口せきを促進という声は一言も出てこないといふことをはつきり書いていますから、だからそういう点では裁判も起つていふことでは、十分住民の意見も聞き、いろいろさつきから言つたガマの問題その他の問題も検討して、住民が納得できるという状況ならおやりになるのもいいけれども、これは慎重にやるべきものではないかと思つて、この際指摘しておきたいと思ひます。

そこで、国土庁長官の方で、こういうことで全国的に大きな被害を出しましたけれども、一級河川のはらん、都市河川のはらん、山崩れ、地すべり、がけ崩れ、あらゆる形の災害が全国的に出るような形になつておるわけですから、この際こういう災害のメカニズムを科学的に解明して、具体的な対策を立てることが大事だと思ひます。だから、そういう意味で全国的な危険箇所の総点検といふようなものをおやりになる必要があると思つて、その点どうですか。

○国務大臣(天野光晴君) もちろんそれは必要です。すし、いまの段階、私の方で直接やるのではなくて、河川あるいは治山等については、一部は農林省、また一部は建設省といふことでやつております。それで今度の場合、たびたび委員会等でも大臣並びに局長からの答弁で、一級河川の総点検、これはやる、新たに追加してやるわけでございます。それから山崩れといふ点、いわゆる危険箇所、地崩れしやすといふ箇所、建設省で調べたのは大体六万カ所ぐらい、林野庁で調べた方が十二万カ所ぐらいあると。ところが、その箇所に入つていないところに今度兵庫県のあの大崩壊があつたといふことでございまして、言ふなれば日本全国皆一応これ対象にして調査を進めなさいといふことと思ひます。この問題は年度の災害を契機として、反省材料といたしまして関係各省に呼びかけまして、できるだけの処置は講じたと思つておりますが、問題は予算です。それで、この機会に、どうせあれですから、もうちよつと予算の問題について、所管事項は建設大臣ですが、私の方でも協力していただくと思つて、私の考へていふことを申し上げたいと思つて、御承知のように河川が五兆五千億です。それで、御承知のように河川が五兆五千億です。そして山の方は、治山の方は八千億でございます。とてもそんな程度で、これ五カ年でございまして、八千億の予算で一体いまだ危険箇所と言われる十八万カ所の始末をどうしますか、どうにもなりません。そこで、いま一応何らかの措置を講じて、今度の災害を契機としてこれを上げたといふので、治水の方は八兆五百億ぐらいにしたい。それから治山の方は一兆四千億ぐらいにしたい。それからこれぐらいふやして、とりあえずの処置を講じたいといふ考え方で努力をしておりますが、これは与野党を通してこれ問題のあることではございませう。要するに率一致でございまして、それを踏まえて十二分に期待に沿えるように責任ある立場の者として努力をいたします。

○春日正一君 予算は後で聞かつてもいいんですが、すが、そこで国土計画における防災問題について、政府は現在第三次全国総合開発計画というのを策定しておいでになるんですけれども、その前提として作業中の新全総の総点検といふことをやっておいでになる。だが、この項目の中には防災問題が欠けているんですね。現在やられておるのを見ますと、一が経済計画との調整問題、二が自然環境の保全問題、三が大都市問題、四が工業基地問題、五が農林水産業問題、六が地方都市問題、七が土地問題、八が開発法制問題と、こういうことになつていられるわけですね。もう発表されたのがありますけれども、これの中にどうしても防災問題一本入れませんと、仏つて魂入れずになつちまうんじゃないか、その点どうですか。

○国務大臣(天野光晴君) 実は、先生から質問があるといふので、けさ私にわか勉強してきたのでございまして、具体的なものは局長から答弁させていただきますが、先生おっしゃるとおり、八項目の中にこの重要な災害関係の柱を一本入れるべきでないかという主張を私したんですが、何か全部の項目の中に皆含んでいさし支えないような事務当局の説明でございまして、私、旧大臣と引き継ぎをやるとき、あなたのやつたとおりになります。という引き継ぎをしておいたもので、それから、一応事務当局から答弁をさせていただいて、私あとでできるようにしたら処置をいたしたいと考へております。まだ時間は相当あるつもりですから、その始末はいたすつもりでございます。

○政府委員(下河辺淳君) 新全総の総点検は八項目ございまして、なぜ総点検するかといふことを御議論いただきました際に、公害問題と防災問題の観点から新全総全体を総点検すべきであるといふ御意見をいただきました。公害問題と総点検に焦点を合わせて総点検をすることにしまして、そのときに項目としてどうしようかといふときに八つに分けたもので、私どももいたしましては、大都市問題の中でも、あるいは地方都市問題の中でも、防災の問題と公害の問題についてはできるだけ触れたつもりでございまして、項目と

しては、そういう意味で八項目通じて防災、公害問題と絡んでいるということを大臣に申し上げたわけでございしますが、ただそれだけで十分であるというふうに思っているわけではありませんが、第三次全国総合開発計画をつくり出す際に基礎的な作業として二つの系列で作業しておりますが、その一つはやはり人口の関係の作業であって、もう一つの関係は国土の関係で、人口と国土のかかり合いをつくるのが第三次全国総合開発計画の中心でございしますから、その国土問題の中では、建設省等の各地の点検作業も入れながら一つの作業報告をまとめて、第三次全国総合開発計画の策定の基礎にしたいというふうに考えております。

○春日正一君 締めくくりに一言だけ。

もう時間切れでしたからこれ以上の質問にはしませんけれど、先ほどの財政問題で、八兆一千億ということですが、それでも改定できる整備率というのは五二%から六三%に進むだけということ、だからこれは私どもも応援しますから、うんとがんばって、この治水治山の予算というものはぜひ取っていただきたいということ。

それからもう一つは、全部に入っていますと言えども、全部に入っているから影が薄くなる、全部に入っているものをやばりまとめでとどかすようにぜひしてほしいと、これだけ申し上げて私の質問を終わります。

○委員長(竹田四郎君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(竹田四郎君) では、速記をつけてください。

建設大臣が暫時退席されるので、この際建築基準法の一部を改正する法律案に関連して、既存の特殊建築物等の防災対策について建設大臣の所見を承りたいと思います。

今回の政府提案による改正法案の主要点の一つは、既存不適格の特殊建築物等に対する防災規定の適及適用であったと思いますが、衆議院におい

て当該規定は修正削除されております。しかしながら、最近のデパート火災の例に見るように、一たん火災が発生した場合の被害は大きく、人命尊重の見地からの既存不適格建築物に対する防災避難対策の強化は焦眉の急だと考えられますが、政府としては次期国会に必要な法律案について提案する用意があるのか。また、当面どのような対策を講ずるつもりか。決意のほどを承りたいと思います。

○国務大臣(中馬辰猪君) ただいまの委員長の御発言でございしますが、すでに経過については皆さ御承知のとおりであります。適及適用の条項が前回削除されましたので、新たにまたこれを基準法に入れるのか入れないのかという議論がございましたが、私どもとしては、この際修正削除を機にさらに内容に検討を加えまして、建築基準法とは別に既存特殊建築物等の避難施設等の強化のための法律案をまとめて、次の国会に必ず提案したいと考えております。

なお、それまでの間における建築物の防災対策については、人命尊重という立場から防災対策を一日もゆるがせにできませんので、消防当局とも連絡協議して、改正法案に盛り込まれている建築工事中の災害の防止措置等を含め、現行法を十分活用して災害が未然に防止できますように努力したいと考えております。

○三治重信君 三つの問題点をきょうは質問したいと思ひます。

まず最初は、先日の災害とも関連いたしますが、最近の中小河川のはんらんによる災害が、公共事業としての災害の被害はそれほどでないかもしれませんが、やはり住民に及ぼす、住民の個々の被害がだんだんひどくなる。しかもそれが一回だけでなくして、集中豪雨が来るたびに毎年歳々と言つてもいいぐらい何回となく個人が被害を受ける。まあこういう状態が強くなっているわけなんです。一昨年の災害においても、愛知や三重や岐阜なんかにおいても、都市の開発の周辺における河川のはんらんによってたくさんの人々が被

害を受けているわけです。

そこで、ひとつ御質問するわけなんです、こういう都市の近辺の開発が進んでいったときに、いままでの中小河川といいますが、本当の小川をそのままにして都市が開発される、いわゆる家屋や工場がたふさんで、そこへ従来にもましての集中豪雨が出る。ここが当然従来山林や田畑であつたときはまだ山林や田畑で水が吸収されるためにその河川がもったわけなんです。今度はそういうのを伐採したり、農地を宅地開発して住宅を建てる。それが集中豪雨によって流れれば直接にこの河川に注入する。したがって、すべてそれがはんらんにつながる、こういうことなんです。今度のこういう問題は見に行っても岐阜市郊外、周辺、あるいは入垣市の周辺でも皆それが同じパターンだと思ふんです。こういう問題について、単に中小河川のはんらんということだけでなく、新しくこの都市の開発をやる、そういうったときの河川対策、いわゆる水の排水対策というものを都市計画の中に新しく入れないことには、これは同じことを繰り返す、さらに被害が大きくなつていくと思ふんですが、そういうことについての検討が進んでいるのかどうか。

○政府委員(梅野康行君) 都市におきましますいわゆる中小河川対策でございしますけれども、現在におきましてもいわゆる都市計画区域内に設定いたしました改修をやっておるわけでございします。それで、先生おっしゃいますいわゆる流域が開発されて流量がふえてくると、その対策はどうあるべきかという問題でございしますけれども、できれば川幅を広げる、それから川底を掘るといふことでできるだけ対処してまいりたい。しかしながら、それでもまだ十分でございせんので、いわゆる低湿地におきましては遊水地を活用して洪水調節池にしまして、あるいは都市におきましては多目的遊水地ということと都市施設との併用を図ってきたい。また、あるいはポンプによる内水排除対策と、そういうものを含めまして総合的に河川の改修を促進していきたいと考えてございします。と

同時に、もう一つやはり川に入ってくる洪水の量をできるだけ少なくするという対策もあわせて、ソフトの面におきましてあわせてやっていきたいというふうに考えてございします。

○三治重信君 いまおっしゃるその対策はそのとおりなんです、よく聞いています。その、そういうことが現実の都市の開発計画、いわゆる都市開発といひますか都市計画の中に、そういう河川道路はつかしじゃなくて、川も広げたり遊水地をつくるという計画が、建設省の中で、基準として、そういう都市の開発の中に十分河川局が発言して入れられていくのかどうか、こういうことです。

○政府委員(梅野康行君) 河川局としましては、その必要な箇所につきましてはどしどし発言しまして、その都市計画の中に組み込んでもらつております。

○三治重信君 いま河川局の方からそういう答弁がありました。ひとつ都市計画の中に、ひいては団地やそのほか見に行つても、団地の中はきちんと整備されて排水溝もできていますけれども、その排水溝から出たところの河川やそれから遊水地とかいうようなものについての計画というのは、私がいままで団地やそのほか見に行つたときには余りないし、現に今度災害が起きたときでも、そういう問題に手がつかないために災害が起きているのが非常に多いと思ふ。ことにそれ一つを見ても、一つの例を申し上げますと、たとえばそこに団地ができる、そこから排水溝ができていても、その付近を流れている川は非常に狭い天井川になつていて、従来のままだったらそれだけでものだけれども、今度は非常に団地ができて一度に水が流れるために、そういう団地の排水が流れる天井川の方なんかは一遍で今度は溢水をしたり、三重県の日市では一昨年はずたずたに切られて大洪水になった。今度は岐阜の方へ、大垣市の方へ見に行つたときには、やつとは助かったけれども、これは全面的に堤防から何から全部それをやれば直さぬことには、もうその付近はこの次は完全な災害が起きる。やつと助かったものの、大改修

といひますか、やらなくちゃならぬ、こういうことになるわけですか。

そうならば、そういうふうな郊外に団地開発、都市計画をやる場合に、そういう道路だけでなくして、河川も天井川なら直す、それから新しい放水路をつくる、こういう計画を取り込んでその団地の開発をやっていく。その団地の開発というのは、そこまで計画の設計の中へ入れていくということをやってもいいかと思うのですが、現実においてそういうことを余り行われてないのじやないかと思うのでございますが、どこか具体的にそういうことが行われているモデルのところがあるのか、実際こういうふうにしてやっているところがあるかどうか。

○政府委員(大富宏君) 河川流域に関する市街地の開発というのは、ただいま河川局長が基本的にお答えしましたとおりでございますが、都市計画法の中では、湛水とか溢水とかいうおそれのあるところは、本来御承知のように都市計画区域は市街化区域調整区域に分けるわけでございますが、その市街化区域の中には含めない、溢水とか湛水のおそれのあるところは含めないという基本の制度の仕組みになっているわけでございます。

それから流域を今度はいよいよ団地開発なりしようという場合には、現在原則といたしまして千平方メートル以上につきましては開発許可という制度があるわけでございますが、この開発許可の申請を出す前に団地の開発施行者は河川管理者と事前に協議をする必要があるわけでございます。その場合に協議なり同意なりというのが必要になるわけでございますが、その場合に、団地内から排水します量というものが既存の排水施設の基準に合わないという場合には、その団地の中に緊急の調整池等をつくって下流に湛水が生じないような処置もとられる。こういうのが開発許可を申請する事前の段階で河川管理者と協議して同意がなつた際に、初めて開発許可権者がそういう河川管理者の同意があるかどうかを見て開発許可をする、こういう仕組みになってございます。

○三治重信君 その仕組みで、都市局ではその開発区域の中の設計だけしか見ていない。私の言っているのは、そこから出て——そのときには事前

に河川局なり河川管理者にちゃんと協議をして、それでオーケーをとって許可をする、法体系はそういうふうなふうになっているのだらうと思うのだけれども、したがって、そこで河川の方にひとつぜひ注意していただきたいと思うのは、この災害の最近の集中豪雨の実例からいけば、これは従来よりかよけいたくさん集中豪雨が降る。集中豪雨がなげこういうふうな毎年の歳々一定のところへ、従来その地域に降つたことのないような五〇%も一〇%増も——今度の岐阜の近くや、私のところの半田とかいうところでは二倍以上も一定時間に

半田とかいうところでは二倍以上も一定時間に降る。だから、それは自然災害だということもあるけれども、しかし、現実にはこういう集中豪雨というのですか、短時間に集中的に降る雨が、所構わずあつちこち動いて降り出すわけですから、今度はひとつ河川局の方も、その協議する、オーケーする河川の流量についての見当を高めぬことには、これは同じ従来の基準でいくという、もうみんな出先や県や市ではオーケー、河川の関係の当事者はオーケーしちやうのじやないか。そこに従来からそういう集中豪雨のことを考へて、今後河川の流量を計算する場合には、そこへ団地をつくり、そこに都市計画をした場合には、そこへ集中豪雨が来たときにはそれだけのいまま

での流量では足らぬから、河川の洪水量をもっと増加するような計画をもつて同時に開発計画を進める、その基準を高めるといふ作業をぜひやってみてほしいと思います。それをしない、従来の降雨量からいって、河川の洪水に対する見解からいけば、それだけ開発されても河川のいわゆる許容量は大丈夫だというオーケーであれば、これは災害がこれからも同じように繰り返すと思うのです。たとえそれがすぐ工事ができなくても、そういうおそれがある、またそういうふうなことを開発すると、そこには洪水が出ますよ、またそういうことについて、工事

がそこへ行われるまでにはどういう洪水対策をしなければならぬかということについて、やはり河川担当者が十分、その地域にいき雨が降つた場合にはその先に避難命令を出すとか、そういうものについて、その基準というものをよほどきつかりつくつてもらわないと、同じ災害を起こすことになる。ここ三年ほど私回つて見てつくづくそういうふうな——一方は開発されてつづいて家が建つ、道路がつく。しかしながら、一たん雨が降れば、

その付近はがっちり雨が降つてしまふ。それで従来の部落や住民が被害を受ける。したがって、ますます新開発地と従来の部落や町というものは非常な疎外感、被害感を受けると、こういうことになるわけなんです。そこで、順序をもつて、そういう問題について、いわゆる防水対策といひますか、について河川担当者は、やはり都市計画区域外に行つていろいろ関連の施設についてのオーケーをもつとしっかりとしたい、再検討して基準を高めてもらいたいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(柳野康行君) 先生のおっしゃる意味はよくわかります。それで、先ほどの説明をちょっと補足させていただきます。先ほどは、治水の方では、必要な遊水地とか川幅とかいうのは都市計画に入れたらいいとお答えいたしましたけれども、実際いろいろ問題になっておるのは、そういう土地の開発に対して河川改修のおくれ、実際面のおくれ、事業のおくれでございますね、これがいろいろ下流に被害を与えておる。特に先ほど半田につきましてお話ありましたけれども、あそこにおきましては丘陵の開発、そういうものがこういふふうないろいろな水害を起こしておるのじやなからうかと思ひます。それで、先生おっしゃいましたような基準を高める作業とか、こういうものも今後進めていきたいというふうに考えます。

また、それでもやはりどうしても改修はおくれがちでございます。その場合の避難体制の問題でございますけれども、現在建設省としましては、

いわゆる中小河川などにつきまして、その安全度の点検を現在やっております。すなわち、各住民が住んでいる土地が出水に対してどの程度の危険度があるか。たとえば五十ミリ降つたらこの川があふれてどの程度つかるか、そういうものを現在鋭意検討中でございまして、いまのところ、ことを含めまして三カ年ぐらいで主要都市は終わらしたいというふうに考えてございます。そうしま

して、いわゆる地域住民の方々と一緒に避難体制の問題、そういう面をやりまして、一般被害をできるだけ少なくしていく。と同時に、またそういう土地というものを地方自治団体によく知つてもらつて、いわゆる土地利用の適正化にも使つてもらえれば非常にありがたいというふうに考えてございます。

○三治重信君 その点ひとつぜひ、やはりできないからやるように努力するとか、そうなっているというだけじゃなく、そういう今度の水害、災害になつた場合を見ますと、予防的に付近の住民の人にいつでも警告できるようなやうな当局として出先が準備をしてやっていたら、災害に対するあやうい避難とか、非常な災害の程度ももっとと少なくなるんじゃないかと思ひます。ひとつお願いいたします。

それから、それと関連してちょうど今度の災害視察に行つたところの長良川の流域におきまして、また愛知県の方の濃尾平野の中におきまして、いわゆるゼロメートル地帯による、これは集中豪雨による水害とは別個にひとつ考えていただかなければならぬと思ひます。これは集

よって、ある程度の地下水の規制はやったものの、一番中心となる工業用水についてのやつはいまもってどうもなかなか結論ができていないようなんですが、この長良川の河口をききやうて二十・五トンの水が取れていけば、濃尾平野のいわゆるゼロメートル地帯のくみ上げ対策としての工業用水なり飲料水なり、そういうものの水がないからあそこ仕方がないというところのやつが、完全に解消するような量なんですか。また、そういうことができるように、この河口をききやうてくるからには一面計画をされているわけなんですか。

○政府委員(橋野康行君) 濃尾平野を含めまして、あの付近のゼロメートル地帯の地下水の現在の利用状況でございますけれども、これにつきまして現在ちょっと手持ちがございまして、長良川河口をききやうて二十・五トンの水を生み出せば十分それに対応できるというふうに考えております。と同時に、いわゆる地下水を利用しております工業用水にしましては農業用水にしまして、やはりその使い方を合理的な使い方、いわゆるむだのない使い方をすれば、現在使っております量にしまして三分の二程度には減っていくんじゃないかという見通しも持っております。そういうふうにして、総合的に地下水の代替用水の確保と同時に、いわゆる現在使っております水の合理的な利用というふうな多面的なこと、あの地盤沈下なんかもできるだけ抑えていきたいというふうに考えます。

○三治重信君 従来、河口をききやうての場合に反対——いま裁判までになっている、重大問題になっているんですけれども、これがやはり、ここから取り水が単に工業用水あるいは企業の利益のためだけに水を無理して取るんだ、こういうような認識も一部に確かにあるんじゃないかと思うんですが、ここはもう一つゼロメートル対策としてこういうことをやれば、地盤沈下が本当にこれだけ毎年十センチ以上になるやつがとまるんだと。また、そうすれば木曾三川の下流域のいわゆる水対策もゼロメートル対策も工事のめどがつくのだとか、

まあそういうものについての説明がわりあいに少ないんじゃないか。むしろいろいろ裁判の問題になってから、そういう工業用水の問題のやつがから逆転したみたいになつてきているのですね。けれども、そこを全体の——また後で河口をききやうて洪水防止の問題をちょっとお聞きしますけれども、そういう何というのですか、建設省の一河川局ということだけでなくて、あの地域、木曾三川の洪水も防ぐ、それからあそこゼロメートル地帯をどうして防ぐ、そしてまたゼロメートル地帯のいわゆる内水の排水やそういう問題を総合的にどういうぐあいにするか、その中の河口をききやうてというものをもう少し詳しく説明してほしいと思う。

私もあそこ地帯なものですから、今度の河口をききやうては若干は聞いていたのですが、現実に行つてスライドを見せていただき、資料をたくさんいただいたに一応検討してみたのですけれども、何かその間に——住民の側からいろいろの問題を言われるとそれに対する対応策だけ一応案を出す。また事態が変わると、また新しい問題になってくると、またそれを強調していく。そこに何かどうも役所側の方の重点の主義主張が、初めは工業用水の水を取るのだ、それが今度は洪水になつてくると急に洪水対策だ、こういうふうなことになつたりということとは、まあ当局の方では知らないと言われるかもしれないけれども、若干そこそこの問題があるし、一応全般的なことが見られていてあるみたいなんですけれども、さらに地盤沈下対策になるという問題に、さらに内水対策をどうしていくかという問題もこの河口をききやうての関連でやはりはっきりしていく必要があるんじゃないか、こう思います。

それで、ここにゼロメートル対策として、ひとつ大体どれぐらい、いまから目標を立てて、ゼロメートルの地盤沈下を停止させるのをどれぐらいのめどを置いていま計画を立てておられるのか、そういうようなゼロメートル地帯の対策として今

度の治水五カ年計画の案の中にどの程度入っているのですか。

○政府委員(橋野康行君) ゼロメートル地帯におきまして治水施設の補強、いわゆる堤防を高くしたり、あるいはポンプ排水をしたり、そういうことの治水事業費でございますけれども、五カ年計画にどの程度入っているか、現在ちょっと手持ちがないのでわかりません。しかしながら、やはりどうしても建設省としましては、いわゆる地盤沈下を防ぐことがまず先決じゃないか、地盤沈下を防ぐことが、あわせて考えてございます。

そこで、先ほどちょっと御説明いたしましたけれども、いわゆる地下水法案のものによりまして地下水の過剰くみ上げをできるだけ防いでいく。現在におきましては愛知県あるいは名古屋市におきまして条例でいろいろやっております。

それなりに効果は上がっておりますけれども、いわゆる国が法律的なものをつくりまして、現在国土庁が中心になってそれをまとめておりますけれども、そういうものにおきまして地盤沈下地域、地盤沈下を防ぐということをやっていきたいというふうに考えてございます。

○三治重信君 だから、地盤沈下対策のゼロメートル地帯がいまどんどん下がっているわけでしょ。それを下がらないようにするのには、どれぐらいの年月をかけて地盤沈下がなくなるようなふうにするという計画は、まだできるだけ地盤沈下を下げるという目標は別にあるのだということなのか。いや、もうゼロメートル地帯対策をいまから今度の五カ年計画で、大体において五カ年計画の中でゼロメートル地帯というものを、もう地盤沈下というものはなくなるように対策は盛り込んであるというのか、まあ細かい数字はとにかくとして。しかし、そこでは何も自信がないのだ、やはり改めてどれぐらい、まだ何年ぐらいかかるか、一遍やってみなければわからないのか。

○政府委員(橋野康行君) 治水事業におきましては、いわゆる地盤沈下をとめるという面におきまして、五カ年計画に組み入れている問題としまして

ては、いわゆる地下水の代替用水を確保するという意味におきまして治水事業はそれに参加できるというところでございます。それで、この長良川の河口をききやうて、五年ではちょっと無理かと思ひますけれども、できるだけ早い機会にこの地下水の代替用水を確保していきたいというふうな考えです。全体的ないわゆる地盤沈下をとめるめどにつくって、いわゆるそれに基づいて地下水の代替の計画を立ててやっていく必要があるんじゃないかと思ひます。これにつきましては国土庁の主管とならうかと思ひますけれども、建設省としましては、焦眉の急だと思ひますので、できるだけ協力していきたいと思ひます。

○三治重信君 そこで、河口をききやうての効用として非常にたくさん効用が書いてあるわけなんです、その中で非常に川床を掘り下げることによっていわゆる洪水の計画水量を増加させることができる、こう書いてあるわけですが、これができれば、従来河川は私も洪水対策という、いわゆる堤防つくることだというふうな感情を一般に持っているんだけれども、まあ現場に行つても、あれ以上かさ上げしてもこれはまあ確かに雨が降ればまた土手が崩れるとか、川が非常に流量が上がれば、堤防に対する、川の流れの変わることによつて堤防に流れがぶち当たれば、どんなにうばな堤防でも高さが高ければそれはぶつ倒れる。したがって、川の底を掘れということは、これはもう原理だと思ひますが、天然原理だと思ひます。河口をききやうて、これさえやれば洪水は防げますと書いてあるわけなんですが、これはもう昔の中国の一番最初の禹の時代から川は掘れ掘れと書いてあるわけなんです、日本でどうしてそういうことをやらぬかと思つては思つていたんだが、この河口をききやうての説明を見ると詳細に書いてあるんだが、ほかの河川についても、河口をききやうていかなくても、洪水を防ぐ対策として、いわゆる河床を

○政府委員(梶野康行君) 中小河川の対策として、できるだけ建設省としましては掘削方式、いわゆる堤防を余りつくらないで、掘ることによって洪水を流すという掘削方式を主体としてやっております。それで、掘削方式で、たとえ川の水があふれましても、じわつとあふれるということとで一般被害も少ない、その他いろんなメリットございます。それから天井川につきましても、現在建設省の方針としましては、できるだけ天井川を解消して——解消というと語弊ありますけれども、まあ天井川じゃなく普通の河川に持っていく改修を現在天井川についてやっております。それから大河川におきましても、長良川だけじゃなくて利根川におきましても、しゅんせつによって、いわゆる川底を掘ることによって大きな流量を流すということで昔からやっております。

○三治重信君 わかりました。ぜひ何と申しますか、やはり川は堤防をかさ上げするよりか川床を、川の土砂の堆積を掘る方向の方が、どちらが金が余分にかかるかわかりませんが、それでも、そちらの方が非常にあゝ洪水の現場を見に行くとか合理的だなと、こういうふうに感ずる次第でございます。

○政府委員(梶野康行君) 河川の水を排水する、たとえば小さな河川の水を日光川に注ぐと、排水するといふようなポンプにつきましては、現在建設中でやっているわけでございます。それで、い

○委員長(竹田四郎君) 本件に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本案は、すでに第七十七回国会において趣旨説明及び衆議院の修正点の説明をそれぞれ聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

審議を始めるに当たつて、先ほど建設大臣から、次期国会に危険の多い施設のデパート、地下街等に対する既存特殊建築物等の避難施設等の強化のための法律案を必ず提案する、建築物の防災強化に努めるとの強い決意の表明がございましたので、これに私は御期待を申し上げ、それを前提として質問したいと思うのでございます。

○政府委員(山岡一男君) 原案の段階から十分打ち合わせをいたしたつもりでございます。

○遠藤要君 それでは、消防庁長官にお尋ねしたいと思うのですが、ただいま住宅局長から十分連絡をして提案したというお話ですが、私は、私にはきょうは五十分の持ち時間でございますけれども、できる限り短縮して委員各位に余り苦勞をかけたくない、こう思いますので、簡明率直にひと

さいません。私、この六月に消防庁に移りましたのですが、この提案はそれ以前の段階でございましたので、私は詳しくは折衝の段階その他からはタッチしておりませんけれども、少なくとも建設省と消防庁の間ではいろいろな意見の交換はあったように聞いておりますけれども、十分打ち合わせ済みで提案をしているということでございますし、したがって、私がこれに対して消極的な気持ちを持つということは毛頭ございませんので、その点は御安心いただきたいと思います。

ところで、先ほど建設大臣から、次期国会には先ほど申し上げたとおり既存の特殊建築物等の避難施設の強化のための法律案を必ず提案するとういことを言明されておりますが、消防庁長官として、この建設大臣の言明に対していかようなお考えをお持ちでしょうか。

○政府委員(林忠雄君) 建設大臣がそのような御決意であれば、いずれその詳しい法案の内容につ

いて御協議があるはずだと存じております。それに対しては消防、防災の立場から十分に意見を述べ、それを反映させていただきよう願うするつもりでございます。

○遠藤要君 続いて、住宅局長にお尋ねいたしますが、本改正案はあえて私から申し上げるまでもなく、四十九年の三月に国会に提出されて、二年余にわたって衆議院で慎重審議を重ねられ、そして前国会の会期末になって大幅な修正がされました。そして本院に送付されたのでございますが、衆議院におけるその間の審議の経過の概要をひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) まず、委員会の審議の状況、回数等について申し上げますと、その間におきまして正規の委員会が六回開かれております。そのうち一回は参考人による意見の聴取とそれに対する質疑でございました。それから大部分は逡巡適用関係のものでございますが、現地視察を五回やっております。たとえば大阪の地下街、東京のデパート等でございます。それから理事懇談会を八回開いております。その中の二回は業界からの意見聴取の機会がつけられておりました。

以上が審議の回数等における経過でございますが、内容としては、御案内のとおり、建築基準法の今回提案いたしました改正法案の中には、基本的な事項といたしまして、従来の特定行政庁、建築主事等の多年の問題としておりました点の解明というグループと、それから建物の防災対策の強化というグループと、それから日影を考えた新しい都市づくりという意味の日照の規定と、いわば三つの主眼点がございました。そのうちの基本的な事項につきまして、これは全会一致で可決をされております。

それから二番目の建築物のうち防災関係につきましては、工事中の取り扱い等につきまして二、三の点につきましては可決されておりますけれども、逡巡適用につきましては、いまだ究明する問題があるということで修正の上削除されております。

ます。ただ、その後建築防災対策小委員会というのが衆議院の建設委員会の中に設けられておりまして、引き続き検討が行われておりますが、いまだに三回開かれております。

それから日影の規制の問題につきましては、これにつきましては、原案では、全国に、ある日法案が通りますと、真ん中の基準が一律に適用になりまして、条例でその前後上げ下げできるといふような規定でございましたけれども、地方公共団体の自主性尊重という意味から、そういうふうなものを設ける、法律で定める基準の中からどれを選ぶか、または定めるか否かということまで地方公共団体にゆだねるといふ意味の修正が行われておりまして、この点につきましては、この修正案は全会一致ということで修正可決をされております。

以上が審議の経過でございます。

○遠藤要君 この改正案の主たる改正点の一つである、建築物の防災強化のための既存不適格建築物に対する防火避難に関する規定の逡巡適用関係の規定が衆議院において全面的に削除されておりますが、この主たる理由が何であるかということも検討しなければならぬ技術上の問題が残されていると聞きますが、どのような問題が残されておりますか。また、この技術的な解決が急速に可能であるかどうかというその見通し等もお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) 建築基準法はその目的に、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資する」ということを目的として掲げております。いわばオールジャパンにわたります状態を最低の基準として決めまして守ろうという法律でございます。

今回提案いたしました建築物の防災対策は、そのうち特に人命尊重の立場から非常に重要な問題であるという見地から、その中のうちから特に規模の大きいもの、不特定多数の方が常時多数集合

されるもの等を選びまして、特に二千二百棟ぐらゐが対象になると思ひますが、そういうものを抜き出してやるということが一点でございます。そのためには多大の工事費を負担させることにもなるので、その制限内容については十二分に検討をすべきだというのが基本的立場でございます。

逡巡適用に関する法案の中で特に問題になりました点は、将来の政令改正によりましてまた基準が変わることがございます。その場合に何回となつた改修工事の逡巡適用が義務づけられるのではないかと問題でございます。この点は、現行の提案いたしました法案の中では、新しく政令で基準を決定する際に逡巡適用するかどうかを政令で定めるといふ趣旨になっておりましたので、その点が非常に問題になっております。

それからさらに、代替措置の適用範囲というところが問題になっております。こういうものにつきましては既存のものに改修でございまして、やはりいろいろな代替措置が必要だということでございます。提案いたしました現行法案では構造上同等というふうな言ひでございまして、構造上の問題でなければ代替が認められないという厳しい規定になっておりましたので、その点がひとつ問題だということになっております。

さらに、改修工事の結果、道路内の建築制限等の規定に抵触することとなるものが出るわけでございしますが、そういうものに対する対策をもつと明らかにすべきです。

さらに、防災のために今回逡巡適用しようとしてます防火避難施設と、消防法によりその措置がすでに義務づけられましたスプリンクラーの効用との関係をもつと明らかにすべきです。

さらに、煙感知器の非火災報の問題、これは煙感知器が鋭敏でございまして、火事でないときにもいろいろと非常ベルを鳴らしたり、シャッターをおろすというような問題が最近ございますけれども、そういうものについての技術的な説明をさらに進める必要があるんじゃないか。さらにシャッターの改正の問題等につきまして技術的に

検討する必要があるんじゃないかという点が必要に問題になったわけでございます。

特に、最後におっしゃいました技術的に進めなきゃならない問題といたしましては、煙感知器の先ほど申し上げました非火災報の対策、それから既存の防火シャッターの改修方法の開発が特に技術的に大きな問題になっておりますけれども、煙感知器の非火災報対策につきましては、現在学識経験者、それから関係業界、関係省庁から成る煙感知器非火災報研究会というのをつくりまして、間もなく結論を出し得るものと考えております。

それからシャッターでございますけれども、これも既存のシャッターは乙種から甲種、それから防火というふうに進んでまいりまして、最近では煙を遮断する防煙シャッターというのが大規模の特殊建築物には使われております。既存の防火シャッターを防煙シャッターに改修いたします方法につきまして、すでに相当の実用といえますが改修方法が適用されておりますけれども、なお多様化するいろいろな要望にこたへまして、もつと安くて現実的な技術を開発する必要があるのではないかと、これにつきましても財団法人日本特殊建築安全センターに学識経験者等から成ります委員会を設置して、鋭意継続的に検討してところでございます。

○遠藤要君 次に、建設省並びに消防庁長官にお尋ねしておきたいんですが、建築物の防災関係の施設や設備は、建築技術の進歩による大型化や複雑化に対応して絶えず改善される必要がございます。これと同時に、これらの防災関係の施設が非常の場合に直ちに有効適切に稼働するような整備が必要であります。御承知のとおり、大洋デパートの火災では階段に商品が積まれていたためにシャッターがおりなかつたというふうな点で被害を大きくいたしております。かつまた千日デパート火災でも避難口がふさがれていたもので多くの死者を出したという結果になっております。

そこで、消防庁長官にお伺いをいたしたいのですが、不特定多数の出入りするデパート、地下街、

雑居ビル等の特殊建物に対する防火査察はどの程度実施されておりますか。また、査察結果に基づき指示がどの程度実行されておるかという点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(林忠雄君) 現在、五十年中の実績が数字となつて手元に来ておりますが、これを申し上げますと、百貨店等に対して五十年中に査察を行ったのが五万二千四百二十七件。それから特定の雑居ビル、いろいろなものが入っているこの雑居ビルに対して八万五千二百三十三件。それから地下街に対しては、これは地下街等の数がまだ少ないもので、百五十九件でございます。それから、これらを全部ひくるとしまして、おおよそすべての予防査察が九十六万七千七百十件、これだけが五十年中の査察の実績でございます。

そして、この査察の結果に基づきまして、消防法五条の規定により改修命令を出したのが五百九十一件。このうち正されたものが三百十四件。半分かちとが命令に従つて一応改修済みでございます。いずれ残りも当然これは改修してもらふことになると思ひます。それから、消防用設備等がたとえば不備だということでも、もっとそろそろというふうな意味の消防法の十七条の四の規定による措置命令、これは一万二千六百七十七件でございます。そしてこの措置命令によつて是正されたものが五千三百三十四件と、これは半分かちとまだ欠けております。五十年中の数字は大体そのようでございますから、十分な数字とは思ひませんけれども、現在数字をとつた段階でまだ是正されていないもの、あるいは改修されていないものも逐次改修されておると思ひますので、いずれはこの命令ないしは改修命令は実施していただくようさらに強い指導をしてまいりたいと思ひます。

○遠藤要君 建設省にお伺ひしたいんですが、特殊建築物に関する建築基準法第十二条の建築設備等に対する定期検査及び定期報告の状況はどのようなになっておりますか。また、その結果どのような改善指導、指示をされているか。その指

示が実行されているかどうかを、十分確認されているかどうかをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) 定期調査報告の対象といたしまして特殊建築物につきましては、都道府県別に見ますと、現在準備中というものが山梨県一県でございますが、それ以外の、全国で指定済みでございます。法第十二条第二項の規定に基づき定期検査報告の対象とします昇降機、それから建築設備の指定状況は、都道府県別に見た場合には、昇降機につきましてはやはり準備中の山梨県を除く全国で指定済みでございます。また、建築設備につきましては東京、大阪を初めとしますほぼ半数の都道府県について指定済みでございます。

ただ、これらの調査及び検査の報告状況でございますが、東京都について見ますと、特殊建築物につきましては、昭和四十八年度から五十年の実績では、防災上特に重要だと思ひます建築物でございす百貨店につきましても約七割、集金場、映画館については約六割の報告というところになっております。昇降機につきましては、昭和五十年の実績では設置されている昇降機の約八割に当たります三万四千件の報告を得ております。この報告の状況が余り芳しくないというものは大変遺憾に思つておりますけれども、中小規模の建築物の報告状況が悪いということでございます。したがって、この報告の徹底を図ることが災害防止にもつながるものでございますので、特定行政庁を指導しまして、自主体制の整備、建築物の所有者、管理者に対する制度の認識の徹底等に努め実効を上げたいと考えております。この報告の結果、改善を必要とするものが発見された場合には、軽微なものにつきましては行政指導を行いますし、重大なものにつきましては建築基準法の九条または十条の措置をとることにいたしております。

さらに、これらの指示による改善措置の実施状況について確認をしておるかというお問ひがございましたけれども、当然それぞれの担当が事ごとくに当たつて確認をするというのが一点でござ

いますが、それと同時に、春秋二回、建築物防災指導週間というのをやっておりますが、その際に特にそういうものを重点に置きまして確認をするというようなことを現在行つておる次第でございます。

○遠藤要君 まあ確認され、そうして十分効果が上がつていこうと思ひますが、たまたまいろいろの事故があつたときに、未確認だというふうな事件が時々――新聞が間違つておるかどうかわかりませんが――そういうふうな点が出てくるので特段のひとつ強化をしていただきたいということを要請しておきたいと思ひます。

さらに、私は消防庁にお尋ねしておきたいと思ひますが、今回の建築基準法改正と同時に提出され、すでに施行されている四十九年の消防法の改正でデパート、地下街、ホテル、病院等の特殊建築物について、既存のものにもスプリンクラー等の消防設備の設置が義務づけられております。またホテル等については五十二年の三月末までに設置を完了することになっておりますが、意外にこれは金がかかるようです。また、御承知のような経済不況の影響を受けて消防施設の設置がはかどっていないと聞いておりますが、現在までの設置の状況及び今後の見通し等について明らかにしていただきたい。

また、今後さらに強力に消防施設の設置を推進していくためには、開発銀行等政府関係金融機関にも強力に呼びかけていただき、低利の防災改修融資をひとつ拡充する必要があると考えておりますけれども、消防施設の設置に関連する政府関係機関の融資の概要等について御承知ならばお聞かせ願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(林忠雄君) 御説のように、すでに義務づけられておりながら、経済界の不況と申しま

とおりでございます。これ、数字を申し上げますと、五十一年の四月一日、ことしの四月一日現在で十大都市、この十大都市における設備の設置状況が一応手元に上がつてきておりますが、それによりまして、屋内消化設備はわりあいと進んでおります。デパートが八八・四%、九割近く、それから特定複合雑居ビルみたいなものですが、これは九六・一%、地下街が九五・八%、これは延べ面積にいたしましてここまで進んできておりますが、ただ、さっきの御指摘のスプリンクラー、これは後からつけるのが大変手間がかかるということ、これがややおくれております。デパートで、延べ面積で言ひまして七七・六%。ところが、複合雑居ビルときは六三・五%と、やはりおくれ

ております。地下街は、これはわりと進んでおります。できまして、工事が最近だといふこともありまして九二・六%進んでおります。それから水噴霧消化設備等はデパートで七〇%、雑居ビルで八九・九%、地下街八八・五%という数字になっております。いま申し上げたのは大体五十二年の、来年の三月いっばいでございす。これまでもが猶予期間がないので、法的な意味で言へばこれは来年の四月一日には一〇〇%になつていなければいけない数字でございますが、その進行度合いについては私たちも憂慮しておりますけれども、これはちゃんと成立いたしました法律でございます。いろいろな事情はあろうけれども、できるだけ法規どおりにやっていただきたいという態度で今後も各消防機関を通じて督促をしてまいりたいと思つております。

それから、そのためにはいまも先生御指摘になりました低利の融資ということでございす。これは相当程度やっておりまして、五十年の融資実績を申し上げますと、開発銀行が八十億、中小企業金融公庫二十三億、国民金融公庫二億、環境衛生金融公庫二十一億、百二十六億という実績が出ております。まあこのほかに医療金融公庫からの融資も別でございます。五十一年度については、さらに開発銀行の国民生活改善資金というよ

うな資金の中にその安全対策の枠を別に新設して
もらうようお願いをしております。その充実を
図つていこうと、さらに五十二年度以降につい
ても一層の充実を図ることに努力を引き続き
傾けたいと思っております。

○遠藤要君 さらには、衆議院で御承知のように
防災規定の適及適用に関する規定が全面的に削除
された結果、これらの防災改修の融資にどのよ
うな影響を与えているかという点をひとつお聞かせ
願いたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) 防災改修融資につきま
しては、消防関係の分と別に、建築基準法関係に
つきましても各行におきまして予定をいただ
いておるわけでございますが、建築基準法の第十
条の規定に基づきまして是正命令、改修命令に基
きまして改修工事の本年度分の融資につきま
しては、日本開発銀行の融資につきましては、消防法
に基づき改修とあわせて行うものに対してその融
資が行われるということになっており、まあいま
の消防法に基づく改修とあわせないものには貸さ
ないというふうなことになるかと存じます。ただ、
その他の政府関係金融機関による融資につきま
しては、適及適用に関する規定の削除に関係なく、
従来どおり行われることとなっております。

○遠藤要君 本年度予算に約五億円に上る特殊建
築物等の防災改修事業に対する国庫補助金が計上
されております。その制度の概要をひとつ御説明
願ひたい。また、国庫補助金が、衆議院修正の結
果、使用不能になったと聞きますが、いかなる理
由で使用不能になったのか説明をされたいとい
うことを、お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) 昭和五十一年度予算に
計上しております特殊建築物等防災改修促進事業
の金でございますが、五億四千五百七十一万九千
円を計上いたしております。この補助事業の内容
といたしましては、特殊建築物等の台帳整備など
につきまして、などと申しますのは、防災診断、
改修計画書の作成等でございますが、を含めまし
て、都道府県に對しまして二分の一の補助を行う

ということでございます。その金はそのうちで六
千九百三十万円でございす。それ以外には、防
火避難施設の緊急整備を行います際に、建築基準
法の改正法案の成立に伴ひまして、猶予期間内に
そういうふうな義務づけられた既存の特殊建築物
等の改修工事を行う場合には、改修設計費及び出
店者等対策費につきまして補助金を交付する都道
府県及び政令指定都市に對しまして二分の一の補
助を行うということにいたしてございまして、その
金額が四億七千六百四十一万九千円でございま
す。ただ、この経費につきましては、五十年年度予
算から措置されておりますけれども、これは適及
適用が実施された場合には一定期間内に大量の改
修工事が発生しまして、工期的にも短期間に完成
することが要求されるということ等から、改修工
事を義務づけられた者に對しまして適切な助成が
行われなければ円滑な改修の実施が期したいとい
う点にかんがみて予算を計上されたものでござ
いす。これは財政当局に對する予算要求から決
定に至る経緯や積算の根拠を示した蔵出予算説明
書等にも載つておる点でございまして、適及適用
を前提として財政当局も合意しまして予算措置を
されたものと理解しております。

予算のいろいろな処理の中には、改正法案等を
含めず場合には、何々法に基づくということとは
書かないというのが前例になつております。した
が、いま、予算書には書いてございせんが、
予算計上の含み等から申しまして、義務づけられ
た者に對する応援という趣旨でございすので、
本年度も予算的にも若干無理があるかと思ひます
し、なお適及適用に関する規定が削除されたこと
に伴ひまして、今年度内に大量の改修工事が発生
されるというふうなことにございまして、若干予想
されない点もございすので、現在のところ経費
の執行はしなくてもいいんじゃないかというふう
に考へておる次第でございす。

○遠藤要君 私は、ここで、本来なら大臣ですが、
大臣以上に政務次官が、地位も力もあるという政
務次官でございすので、その政務次官にひとつ

ぜひお願いを申し上げたいと思ひますが、この
補助金というのは、改正法による防災規定の適及
適用の規定が存在しなければ使用できないという
ものでは私はないと思ひます。それに先ほど大臣
が、次の国会では必ず提案すると、こう決意を披
瀝されて、そういうふうな点で私はこの予算減額、
使用不能であるというふうなことでなく、この補
助金が有効に使えるように政務次官として大蔵省
なり何かと強くひとつ折衝されて、これにこの補
助金が円滑に動くというふうな方法に努力をお願い
たいと思ひますが、政務次官のひとつ所見を伺
いたい。

○政府委員(梶山静六君) 補助金の性格は、この
法案が適及適用がなされた場合に使用できるとい
う前提になつておりますので、この適及適用の部
門の成立を見ませんと事務的には大変むずかしい
問題だと思ひます。ただ、そういう状況もありま
すので、よく大蔵当局と打ち合わせをして、で
きるだけ御期待にこたえられるようなことをこれ
から検討してみたいと思ひます。

○遠藤要君 大蔵政務次官慎重な御答弁ですが、
私も建設委員会には適及適用の問題を説明され
て予算を審議したのではないのです。これはあな
た方が財政当局との話の中でそういうふうな問題
に触れたということだけであつて、われわれの審
議にはそういうふうな点が全然説明されておらな
い。そういうふうな点で私どもはこの予算補助金
が使用不能だということはどういふ考えられない
と、こう思ふのであります。そういうふうな点で
ひとつ政務次官に大いに奮起していただきたいと
いうことと、このような修正案が、政務次官も衆
議院でございすますが、衆議院で修正されたので
ございすけれども、その責任の一半も大きくある、
こういうことでございすので、その点をひとつ
十分御配慮願ひ、そしてまた先ほどの、繰り返し
て申し上げるようだが、大臣からもあのような決
意があつたので、とにかくあなたの努力をひとつ
要請しておきたいと重ねてお願いを申し上げてお
きたいと思ひます。

○政府委員(梶山静六君) 微力でございますが、
大臣とよく打ち合わせをし、御報告を申し上げ、
御期待にこたえられるように精いっぱい努力を払
つてまいりたいと思ひます。

○遠藤要君 それから、大きな社会問題となつて
いる日照問題の解決のために建築行政がいかに対
応する、対処するかは、今日の日照問題の内容が
複雑多岐にわたつていいるためにきわめてむずか
しい問題である。いろいろの方策が検討されるべき
でありまして、今回日照規制を実施するに当たつ
て、都市計画の用途地域制度にリンクさせた理由
は何かを御説明願ひたいと思ひます。

また、今回の日照規制が都市計画による用途地
域制度にリンクして実施される結果、現在の用途
地域の指定が合理的になされていくかどうか問題
となりまして、建設省は、この日照規制の実施を
機会に、現在の用途地域の指定状況を総点検して
見直しするような指導をする用意がありますかど
うかという点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) 建築物の規制にはいろ
いろな規制がございす。用途の規制、高さ等に
對する規制等もございすけれども、土地利用の
あるべき姿を確保しようとする良好な町づくりの
ルールでございすので、これは現行法上もすべ
て用途地域とリンクして定めております。これは
用途地域制が都市におきまして生活空間のあるべき
姿を示す最も基本的な制度であるということから
きておるものでございまして、しかも用途地域の
指定には、地方公共団体が、都市計画の決定手続
にのっとりまして、民意を反映させつつ行うもの
であるというふうなことでございす。本改正法
案は良好な居住環境を備えた町づくりのルールを
定めようとするものでございすから、住居系の
用途地域を対象といたしまして、その基準は、こ
のような性格を持った用途地域とリンクさせるこ
とが一番いいと考えた次第でございす。
後段につきましては、都市局長から答弁させま
す。

○政府委員(中村清君) お答え申し上げます。

先生御存じのように、用途地域に關します都市計画、これは都市の快適性とかあるいは利便性、あるいは機動性、こういったことを総合的に考慮いたしました土地利用の計画といたしまして、都道府県知事なりあるいは市町村長が、公聴会とかあるいは案の縦覧、あるいはそれに基づく意見書の提出、こういったいろいろな手続を経まして、要するに住民の意見を十分反映するようにしてつくった計画でございます。したがって、たゞいま問題になっております住生活の環境、その確保、こういった点につきましては、住民の意向が十分反映されておるといふふうに私も理解しております。日影規制の実施に伴って、特に用途地域の変更をする必要はなからうといふふうに考えております。

○遠藤要君 日照問題を解決する方法として、一定時間の日照を直接保障するという方法をとらずに、当該建築物によって生じる日影時間を規制することによって、結果的に日照の確保を図るという方法をとった理由はどうかという点について御説明をお願いしたいと思います。一般に今回の改正案による日影時間を基準とする建築規制は、相隣関係の調整基準としての性格もありますが、長期的な市街地形成上の指標としての要素が強いと言われておりますが、一定量の日照量を直接確保する方法と、日影を規制することによって日照を反射的に保障する方法との相違を明らかにしていただきたいと思ひます。

また、日影規制の前提となる日影図の作成を簡単にいうための技術開発はどのようになっているかという点を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) 今回のこの規制につきましましては、建築審議会におきまして特別の専門委員会を設けまして約二年の検討を経て決定したものでございますが、周囲の建築物に一定時間の日照を直接保障するという方法は、既存建築物との相互関係によって左右されるものでございます。新たに建てようとする個々の建築物に対する公法上の規制といたしましては、基準が定めにくいと

いう点がございまして。また、先に建築した方が後から建築するものよりも有利となるという不公平がございまして。それらの点を勘案いたしまして、公法による公平な規制にいたしますには、今回のような自分の敷地から出す日影の規制をするのが適当だと考えた次第でございます。

日影規制の前提となる日影図の作成等につきましては、簡便に行う方法があるのかという御質問であつたと思ひますが、現在は日影チャートというふうなのが考案されております。(図表を示す) こういうふうな何か非常に簡単なものでございまして、実は私も事務屋でございましてけれども、早速これを用ひて自分でやってみましたけれども、私でも十分いろいろなことの検討ができるという程度のものが現在できております。したがって、そういうふうな日影の問題を規制いたしますけれども、どなたでもこれを実行できるというふうに私考えております。

○遠藤要君 次に、商業地域について日影規制を実施しない理由は何かということについて御説明をお願いしたいと思います。

商業地域内での日照問題の訴訟事件が比較的多いと言われておりますが、このことは商業地域でもやはり日照問題が深刻であるということの意味しているものである、こう思ひますが、この日照問題の解決に今回の改正案は悪い影響を与えるのではないかと心配されている向きもありますが、そのようなことはどうかという点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) 日照保護の対象地域に商業地域を加えていないがどうかという点でございますが、これは商業地域が「主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域」というふうに都市計画法上なっております。建築基準法におきましても、住居系の用途地域に比べまして、高い建蔽率、高い容積率等を認めている地域でございます。むしろ日照保護のための公法上の規制を直ちに行うことは現在まだ適当ではないという判断をしたものでございます。

今回の対象といたしました住居系の地域は、主として良好な「住居の環境を保護するため定める地域」というふうに都市計画法上定める地域でございます。当面一番問題の多いところ、公法上の規制をまず行うということに決心をしたわけでございますが、しかし、このことにつきましましては、商業地域におきまして日照関係が必要でないという判断をしたことは違ひまして、この地域におきまして日照の確保は個々のケースに応じた私法上の相隣関係の問題として、最終的には判例の積み重ねというによりまして解決されるべき問題であると現在考えておる次第でございます。

○遠藤要君 今回の改正による日影規制は、第一種住居専用地域で七メートル以上、その他の住居系の用途地域で十メートル以上の中高層建築物を対象に実施されることになっておりますが、都市における宅地の細分化が進んだ今日、七メートルまたは十メートル以下の低層建築物による日照障害が多く発生しており、日照問題の解決のためには今回の日照規制の対象とならない低層建築物による日照問題の解決策が講じられる必要があると考へますが、これについて建設省はどのような解決策を用意しておられますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

これらの低層建築物による日照問題の解決は、私法上の相隣関係にまつとの態度では都市の日照問題は解決いたしません。建築行政上からも宅地細分化の防止、街区ごとの建築詳細計画の導入、高さを制限する高度地区制度の活用等、各種の方策を検討されなければならないと考へますけれども、その御検討の用意がございましてどうかをお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) 低層建築物にかかわります日照障害の対策といたしましては、現行の制度といたしまして道路の幅員による斜線制限による規制、北側斜線制限による規制、高度地区建築協定の活用等々の方策を基準法上も準備いたしております。これらによりましてある程度対処でき

るものと考えておりますが、今回の改正によります日影規制の対象を中高層建築物にいたしましたのは、住宅地における中高層建築物による日照障害はその影響範囲が非常に大きいこと等によりまして、その地域全体の住環境として重大な問題でございまして、特に公法上の規制を加える必要があると判断したからでございます。これに對しまして、低層建築物にかかわります日照障害につきましては、その影響範囲から見まして、地域全体の住環境に中高層建築物ほど大きな影響を与えないものでございます。また、現在の市街地形成の状況から判断いたしますと、低層建築物を従来の規制以上にとさら厳しく規制することになりまして、実質的には低層建築物も建築禁止につながりかねないというふうなおそれも出てまいります。そのために今回は公法的な規制からは新しく規制することをやめまして、従来の制度の活用で対処したいと考へた次第でございます。

なお、低層建築物にかかわります環境阻害の問題は、主として宅地規模が過小であるというふうなことに起因しておると考へられます。この解決のためには長期的視野に立つた対策が必要であると考へております。先生からもそういう検討の用意があるかという御質問でございましてけれども、昭和四十九年の一月に、この建築基準法の改正案の答申と同時に、今後の検討課題ということとして、建築審議会からも答申をいただいております。その中には、ただいま御指摘になりました建築詳細計画制度等が挙げられておりまして、宅地細分化対策等とあわせて今後早急に検討を続けてまいりたいと考へておるのが現状でございます。

○遠藤要君 最後に、建設大臣にお伺ひし、かつまた要望しておきたいと思ひます。

先ほども政務次官に要請いたしました次第でございますけれども、このたびの衆議院の修正の結果、五億四千万の予算補助金を使用不能だと、このようないきなり削減されておりますけれども、私も私ども議会において執行部からの説明には、この方途に使う金だというふうな説明はなかつたわけですから、そうい

うふうな点で私はこの補助金は当然活用されるものだ、こう確信しておりますけれども、いろいろただいま住宅局長のお話を聞いておりますと、多少疑義があるような御説明でございますけれども、私は大臣に特別にお願いを申し上げておきたいのは、特に先ほども大臣から、とうとい生命、人間尊重という立場から次期国会には必ず成立させる、提案するという決意もあつたことでございますので、その成立してからは問題がありませんけれども、暫定的にもその成立前も使用ができるように財政当局と十分ひとつお話し合いをお願い申し上げますと、こう思います。そして大臣の考えられているような、本法案が成立して人命が尊重され、よき環境、町づくりができるような点を期待いたしておりますけれども、大臣のひとつ決意を重ねてお尋ねいたしておきます。

○国務大臣(中馬辰猪君) ただいまの五億円の御要求につきましては、その趣旨が実現できますように事務当局に検討させるつもりであります。

○委員長(竹田四郎君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

十月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、がけ地近接危険住宅移転事業及び急傾斜地崩壊対策事業の技術的・事業的推進に関する請願
(第六四七号)

第六四七号 昭和五十一年九月二十七日受理

がけ地近接危険住宅移転事業及び急傾斜地崩壊対策事業の技術的・事業的推進に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島

県議会議長 小里貞利

紹介議員 迫水 久常君

シラス等特殊土壌地域における技術的な防災対策を確立するため、次の措置を講ぜられたい。
一、がけ地近接危険住宅移転事業について

- 1 除却費及び建物助成費に対する補助率を引き上げること。
 - 2 移転先の土地取得費に対する助成制度を別途新設すること。
- 二、急傾斜地崩壊対策事業について
- 1 補助対象事業の採択基準を大幅に緩和すること。
 - 2 予算の大幅増額と補助率の引き上げを図ること。

理由

鹿児島県は、県土の大半がシラスに覆われ、雨期及び台風シーズンには、がけ崩れにより多くの人命及び財産を失う悲惨な災害がひん発しており、このため、がけ地近接危険住宅移転事業及び急傾斜地崩壊対策事業を実施し、防災対策に努めているが、現行補助制度では十分な効果を挙げることが困難である。

昭和五十一年十一月八日印刷

昭和五十一年十一月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局